

第4回 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議

日時：令和5年4月18日（火曜）13時00分～

場所：神戸市役所1号館24階1241会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 議題

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議報告書（案）のまとめ

4. 閉 会

【配布資料】

- ・資料1 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 委員名簿
- ・資料2 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議開催要綱
- ・資料3 座席表
- ・資料4 議題資料「神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議報告書（案）」
- ・参 考 神戸市有識者会議傍聴要綱
- ・参 考 第3回会議の議事要旨

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 委員名簿

氏名	所属	分野
こたに 小谷 みどり	一般社団法人 シニア生活文化研究所 代表理事	死生学 葬送問題
といしば 問芝 しほ 志保	東北大学大学院 文学研究科 准教授	宗教学
なかた 中田 ひろやす 裕康	神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長	地域福祉関係
ひらい 平井 しょうこ 晶子	神戸大学大学院 人文学研究科 教授	家族社会学 歴史人口学
◎まきむら 横村 ひさこ 久子	京都女子大学 名誉教授 京都女子大学宗教・文化研究所 客員研究員	環境学 造園学
よこた 横田 むつみ 睦	公益社団法人 全日本墓園協会 理事・主管研究員	墓地関係

(敬称略・50音順)

※ ◎は座長

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議開催要綱

令和4年11月11日
健康局長決定

(趣旨)

第1条 社会情勢が変化している中で、墓地に対する市民の意識やニーズが変化してきている状況を受け、本市において将来を見据えた今後の市立墓園における墓地供給や墓地形態のあり方、方向性などについて、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 専門的知識を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、6名以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年9月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第4条 健康局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 健康局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
 - (3) 会議を公開することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護または生活の安全の確保に支障を生じ、または生じるおそれがあると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(関係者の出席)

第6条 健康局長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、健康局斎園管理課長が定める。

附 則（令和4年11月11日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月11日より施行する。

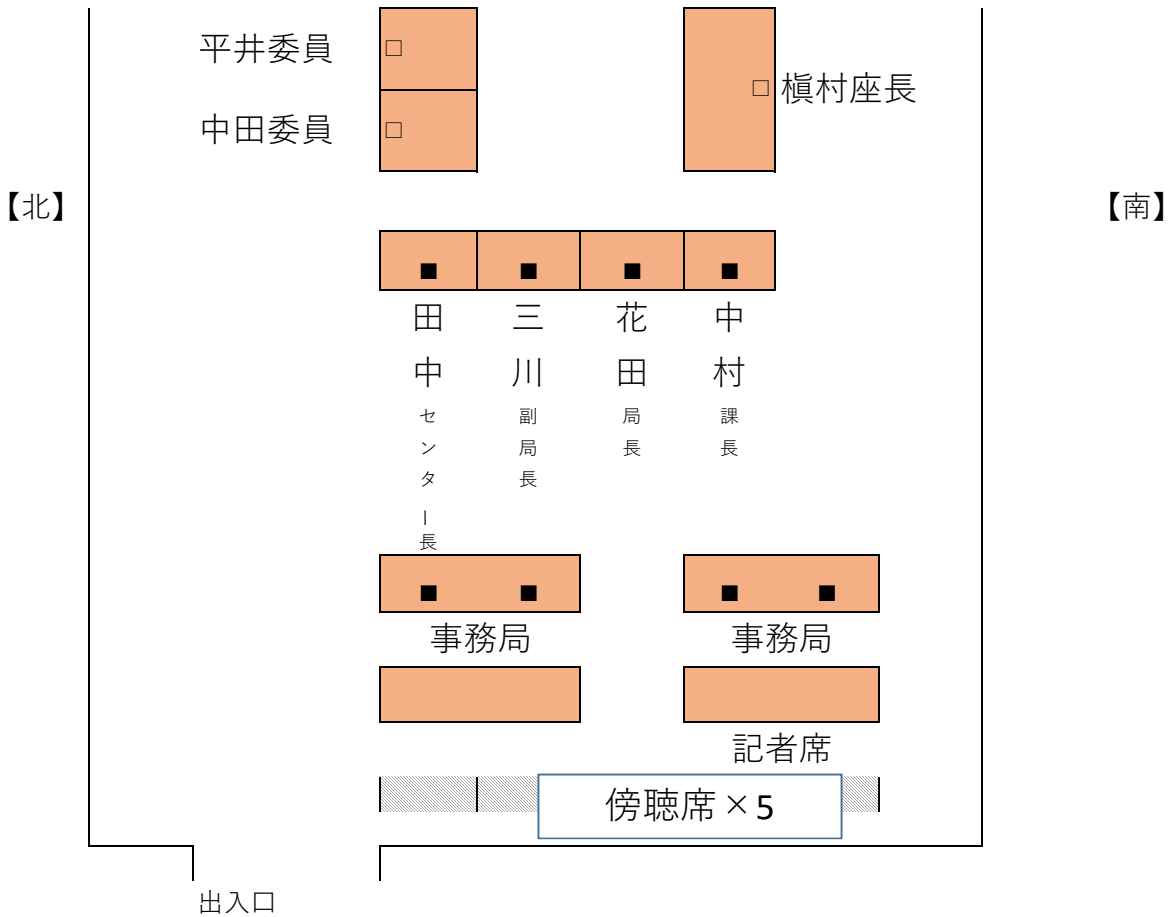
座席表

日時： 令和5年4月18日(火) 13時00分～
場所： 神戸市役所 1号館 24階 1241会議室

(WEBによる参加)

小谷委員
問芝委員
横田委員

モニター



神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議
報告書（案）

目次

はじめに 有識者会議について	1
第1章 市立墓園の現状整理	2
(1) 施設〈合葬墓・納骨堂・区画型〉および規模・区画数	2
(2) 応募状況	5
(3) 利用率	7
(4) 使用料	8
(5) 無縁墓への対処	9
第2章 神戸市を取り巻く現状	10
(1) 神戸市における社会的変化	10
(2) 神戸市における墓地に対する現状とニーズの変化	14
第3章 お墓に対する意識、ニーズの変化	21
(1) お墓への意識・ニーズの変化	21
(2) 墓じまい・無縁化の増加	24
第4章 神戸市の墓園行政をめぐる課題	29
(1) 市立墓園の既存利用者に対して	29
(2) これから新たに墓地を求める人に対して	36
第5章 神戸市の墓園行政の役割	41
(1) 安心して信頼のある墓地を提供	41
(2) セーフティネットとしての墓地を提供	42
(3) 今後の神戸市墓地行政のあり方について	43
第6章 神戸市の墓園行政として取り組むべき方向性	44
(1) 市立墓園の既存利用者に対して	44
(2) これから新たに墓地を求める人に対して	45
語句説明集	46
参考資料	48
(1) 死生観・家族観・祀る意識をはじめとする社会的な意識の変化等に関する調査結果	48
(2) 変化する墓地形態に関する調査結果	51
(3) 墓地需要推計	52
(4) ネットモニターアンケート調査結果概要	54
(5) 市立墓園利用者アンケート調査結果概要	64

はじめに 有識者会議について

(1)趣旨・経緯

近年、少子・超高齢化の進展や多死社会の到来など、社会情勢が変化している中で、墓地の形態も含め、墓地に対する市民の意識やニーズが変化してきている。このような状況を受け、神戸市における将来を見据えた今後の市立墓園のあり方、方向性などについて、検討するために有識者会議を開催した。

(2)開催期間

2022年（令和4年）12月27日～2023年（令和5年）4月18日

(3)構成委員（50音順 敬称略）

- 小谷みどり（一般社団法人 シニア生活文化研究所 代表理事）
- 問芝 志保（東北大学大学院 文学研究科 准教授）
- 中田 裕康（神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長）
- 平井 晶子（神戸大学大学院 人文学研究科 教授）
- 榎村 久子（京都女子大学名誉教授、京都女子大学宗教・文化研究所 客員研究員）
- 横田 睦（公益社団法人 全日本墓園協会 理事・主管研究員）
- ：座長

(4)開催日程及び議題

	日程	議題
第1回	R4. 12. 27	お墓に対する意識、ニーズの変化の要因
第2回	R5. 2. 2	市の墓園行政として対応すべき課題について議論
第3回	R5. 3. 17	市の墓園行政として対応すべき課題と方策について議論
第4回	R5. 4. 18	報告書案とりまとめ

第1章 市立墓園の現状整理

まず議論にあたり、現在の神戸市における墓園の状況について整理を行った。

(1)施設<合葬墓・納骨堂・区画型>および規模・区画数

神戸市には、現在4墓園が整備されている。

墓園名	鶴越墓園	舞子墓園	西神墓園	追谷墓園
住所	北区山田町下谷 上字中一里山 12-1	垂水区舞子陵 1-1	西区神出町南字 美濃谷 614	中央区神戸港地 方字堂徳山
面積	2,076,422 m ²	415,653 m ²	276,722 m ²	42,863 m ²
開設 年次等	昭和7年3月 (旧墓地)	昭和26年	平成2年4月	大正10年
	昭和38年～ (総合開発)	—	工事：昭和54年 ～平成5年	昭和23年神戸区 から引継
区画数	約53,800区画 【内訳】 一般型 51,200区画 芝生型 2,200区画 規格型 400区画	約6,500区画 【内訳】 一般型 6,200区画 芝生型 300区画	約11,200区画 【内訳】 一般型 10,000区画 芝生型 1,200区画	約3,400区画 【内訳】 一般型 3,400区画
付帯 施設等	合葬式墓地 (鶴越合葬墓) ・個別安置施設 (約1,600体収容可) ・合葬施設 (約20,000体収容可)	公園墓地 (門扉がない開放型) 納骨堂 ・家族納骨壇 328壇 (うち使用中 約150壇) ・遺骨保管室 約2,500体 保管中	区画型合葬式墳墓 132区画	—

○従来型の墓地・納骨堂

【一般型】	【芝生型】
	
【規格型】（墓石が備え付けられている墓地）	【納骨堂（舞子墓園）】
	

○付帯施設(新たな取組の墓地)

【合葬式墓地（鶴越合葬墓）】



2018年度（平成30年度）から募集開始。骨壺を個別に10年間安置する個別安置施設とご遺骨を骨袋へ納めて共同で埋蔵する合葬施設を備える。個別安置されたご遺骨も10年経過後（さらに10年延長可）は、合葬施設に移される。当初約1万体制容可能で整備されたが、2021年度（令和3年度）までの使用許可件数が約9,000体を超える状況となったため、同年度に拡張工事を行い、約2万体制容可能とした。

【区画型合葬式墳墓（西神墓園）】



2011～2013年度（平成23～25年度）に募集。許可日から30年間は区画型納骨室に収蔵するが、30年後に慰霊碑下の合葬式納骨室に合葬する。132区画中127区画使用中。（パイロット事業として実施）

(2)応募状況

【市立墓園の許可件数の減少】

市立墓園の許可件数は概ね減少傾向にある。倍率については、鶴越墓園の新規区画や舞子・西神墓園の再貸付は高い傾向にある。また、平成30年度からは、鶴越合葬墓の募集を開始しており、多くの利用がある。

市立墓園の墓地募集・応募状況

		2014年度(平成26年度)					2015年度(平成27年度)					2016年度(平成28年度)				
		募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)
鶴越墓園	新規	102	269	2.64	99	97.1	80	115	1.44	70	87.5	39	78	2.00	37	94.9
	区画指定	36	71	1.97	34	94.4	13	30	2.31	8	61.5	11	18	1.64	9	81.8
	再貸付	351	194	0.55	236	67.2	339	181	0.53	165	48.7	368	98	0.27	107	29.1
	合葬墓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
舞子墓園	再貸付	—	—	—	—	—	121	206	1.70	79	65.3	40	117	2.93	17	42.5
西神墓園	再貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64	148	2.31	59	92.2
追谷墓園	再貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		489	534	1.09	369	75.5	553	532	0.96	322	58.2	522	459	0.88	229	43.9

		2017年度(平成29年度)					2018年度(平成30年度)					2019年度(令和元年度)				
		募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)
鶴越墓園	新規	44	79	1.80	41	93.2	42	40	0.95	30	71.4	42	30	0.71	25	59.5
	区画指定	3	1	0.33	1	33.3	6	4	0.67	3	50.0	15	4	0.27	4	26.7
	再貸付	603	208	0.34	163	27.0	354	113	0.32	83	23.4	1,013	114	0.11	87	8.6
	合葬墓	—	—	—	—	—	—	3,169	—	2,786	87.9	—	3,657	—	3,260	89.1
舞子墓園	再貸付	33	126	3.82	31	93.9	41	137	3.34	41	100	98	116	1.18	44	44.9
西神墓園	再貸付	77	107	1.39	53	68.8	63	89	1.41	54	85.7	90	100	1.11	66	73.3
追谷墓園	再貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		760	521	0.69	289	38.0	522	459	0.88	229	43.9	1,258	364	0.29	226	18.0

		2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)				
		募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)
鶴越墓園	新規	40	46	1.15	39	97.5	41	73	1.78	34	82.9
	区画指定	33	8	0.24	7	21.2	17	10	0.59	10	58.8
	再貸付	1171	94	0.08	81	6.9	1205	79	0.07	70	5.8
	合葬墓	—	2,215	—	1,983	89.5	—	1,488	—	1,290	86.7
舞子墓園	再貸付	154	89	0.58	52	33.8	136	70	0.51	34	25.0
西神墓園	再貸付	124	77	0.62	61	49.2	117	76	0.65	58	49.6
追谷墓園	再貸付	19	4	0.21	4	—	20	11	0.55	5	25.0
計		1541	318	0.21	244	15.8	1536	319	0.21	211	13.7

単位：区画

※「計」について合葬墓は除く

新規：新規造成した墓域で初めて募集する墓地
 区画指定：当選辞退された未使用の新規墓地
 再貸付：使用されていたが墓石撤去され更地となった墓地

【増加する返還件数】

神戸市立墓園全体において、2015年度（平成27年度）から現在まで返還数が許可数を上回っている。返還数と許可数の差は2019年度（令和元年度）に705区画と最も大きくなり、直近2年は500区画付近で推移している。

また、2018年度（平成30年度）以降、4墓園（鶴越、舞子、追谷、西神）すべてにおいて返還数が許可数を上回っている状態が続いている。

神戸市立墓園の許可件数・返還件数

	2014年度 (平成26年度)			2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数
鶴越墓園	369	289	-80	243	368	125	153	410	257	205	423	218
舞子墓園	0	41	41	79	50	-29	17	53	36	31	55	24
西神墓園	0	23	23	0	16	16	59	34	-25	53	43	-10
追谷墓園	0	20	20	0	16	16	0	28	28	0	66	66
その他	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	0	0
計	369	324	-45	322	450	128	229	525	296	289	587	298

	2018年度 (平成30年度)			2019年度 (令和元年度)			2020年度 (令和2年度)			2021年度 (令和3年度)		
	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数
鶴越墓園	116	618	502	116	705	589	127	553	426	114	517	403
舞子墓園	41	83	42	44	79	35	52	56	4	34	66	32
西神墓園	54	61	7	66	76	10	61	61	0	58	62	4
追谷墓園	0	38	38	0	59	59	4	38	34	5	27	22
その他	-	0	0	-	12	12	-	19	19	-	17	17
計	211	800	589	226	931	705	244	727	483	211	689	478

単位：区画

(3)利用率

【神戸市立墓園の区画数と利用率】

現在、いずれの墓園についても利用率が約 80%以上となっている。一方、返還数と許可数の差異が拡大していることから、利用率は下降傾向にあることが予測される。

利用率が最も高いのは西神墓園（98.4%）であり、利用率が最も低いのは追谷墓園（79.3%）となっている。

神戸市立墓園の区画数と利用率（2022年（令和4年）10月現在）

	使用中	空地	合計	空地率	利用率
鶴越墓園	48,213	5,596	53,809	10.4%	89.6%
舞子墓園	6,095	448	6,543	6.8%	93.2%
西神墓園	11,048	178	11,226	1.6%	98.4%
追谷墓園	2,701	707	3,408	20.7%	79.3%
計	68,057	6,929	74,986	9.2%	90.8%

単位：区画

【神戸市立墓地の市外利用者】

神戸市立墓園を使用する際には、神戸市に引き続き6月以上住所を有することが求められる（市立墓園条例）。一方で、市立墓園利用者のうち24.12%が市外居住者であることから、利用者の転出あるいは市外住民への承継が行われていることがわかる。

神戸市立墓園の市外利用者数

	市内居住者	市内居住者 割合	市外居住者	市外居住者 割合	使用中区画
鶴越墓園	36,238	75.16%	11,975	24.84%	48,213
舞子墓園	4,397	72.14%	1,698	27.86%	6,095
西神墓園	9,655	87.39%	1,393	12.61%	11,048
追谷墓園	1,350	49.98%	1,351	50.02%	2,701
計	51,640	75.88%	16,417	24.12%	68,057

単位：区画

(4)使用料

【当初使用料】

市立墓園の当初使用料は、一般墓については取得時の墓石の有無および面積によって決定する。新規区画か再貸付区画かによる使用料の違いはない。

合葬式墓地に関しては、合葬施設と個別安置施設（10年間期限）及び個別安置期間を延長（10年）する場合の料金設定となっている。

区分		金額 (円)	単位	
一般墓	墓石が備え付けられていない 区画	4㎡以下	240,000	1㎡
		4㎡を超え6㎡以下	250,000	1㎡
		6㎡を超え9㎡以下	260,000	1㎡
		9㎡を超えるもの	270,000	1㎡
	墓石が備え付けられている区画(規格型)		1,100,000	1箇所
合葬式墓地 (鶉越合葬墓)	個別安置施設(10年間)		100,000	1体
	個別安置施設(さらに10年延長)		50,000	1体
	合葬施設		50,000	1体
	記名板		30,000	1体
区画型合葬式墳墓(西神墓園) ※現在募集していない。		300,000	1体	

○年間使用料

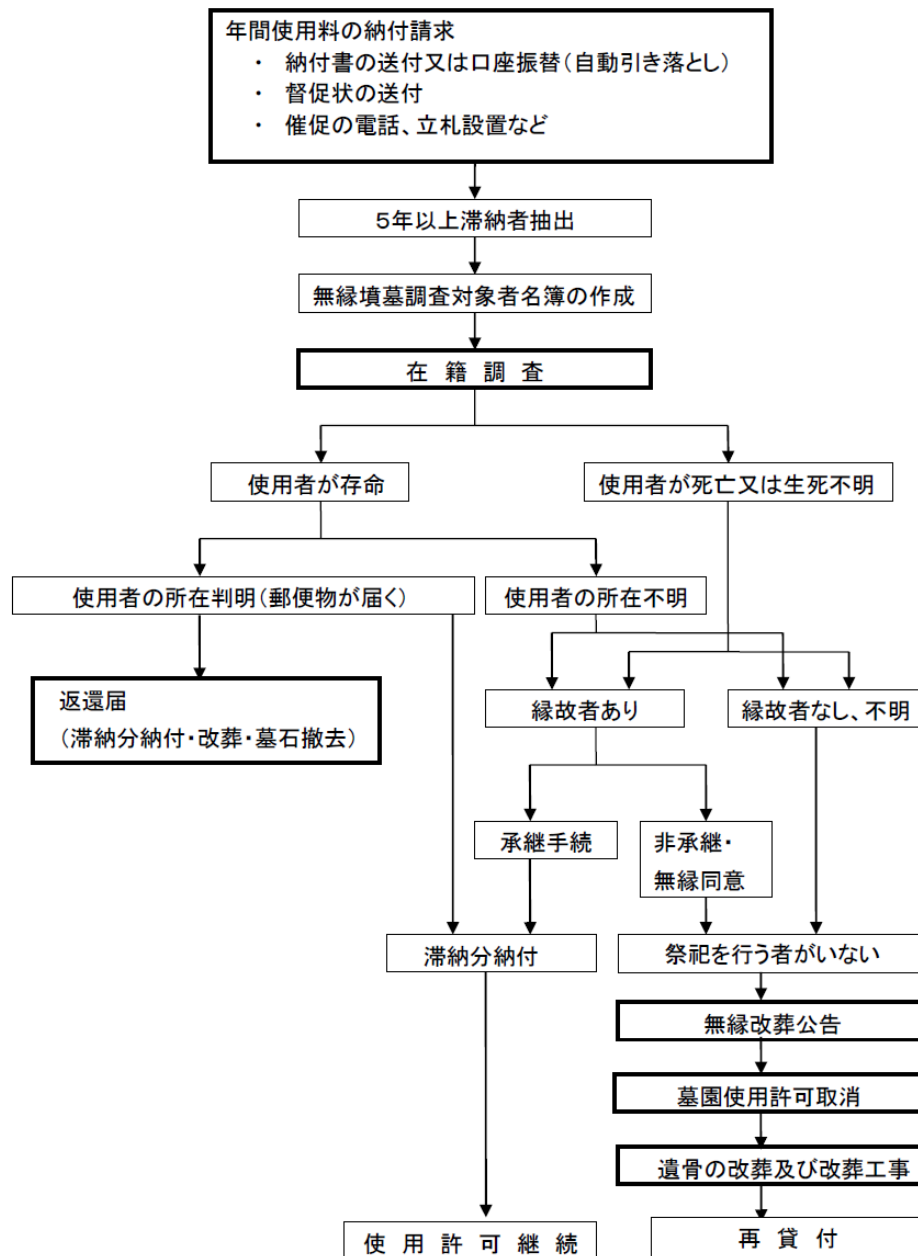
区分		金額(円)	
一般墓	墓石が備え付けられて いない区画	3㎡以下	3,900
		3㎡を超えるもの	3㎡を超える1㎡(1㎡未満切り上げ)につき 1,300円の割合で算出した額に3,900円を 加算 年間使用量 = (区画面積 - 3) × 1,300 + 3,900
	墓石が備え付けられている区画(規格型)		3,900
納骨堂(舞子墓園) ※現在新規貸付していない。		1壇につき	3,500

(5)無縁墓への対処

年間使用料が5年以上滞納しており、使用者と連絡がつかず、縁故者での対応もできない場合、無縁改葬広告を行ったうえで、使用許可を取り消している。

なお、この間も管理者が草刈等必要な管理を行っている。

【神戸市における無縁墳墓処理フロー】



第2章 神戸市を取り巻く現状

神戸市の墓園行政における課題の把握に向けて、神戸市における社会的変化や墓園行政へのニーズの変化についての調査分析を行った。

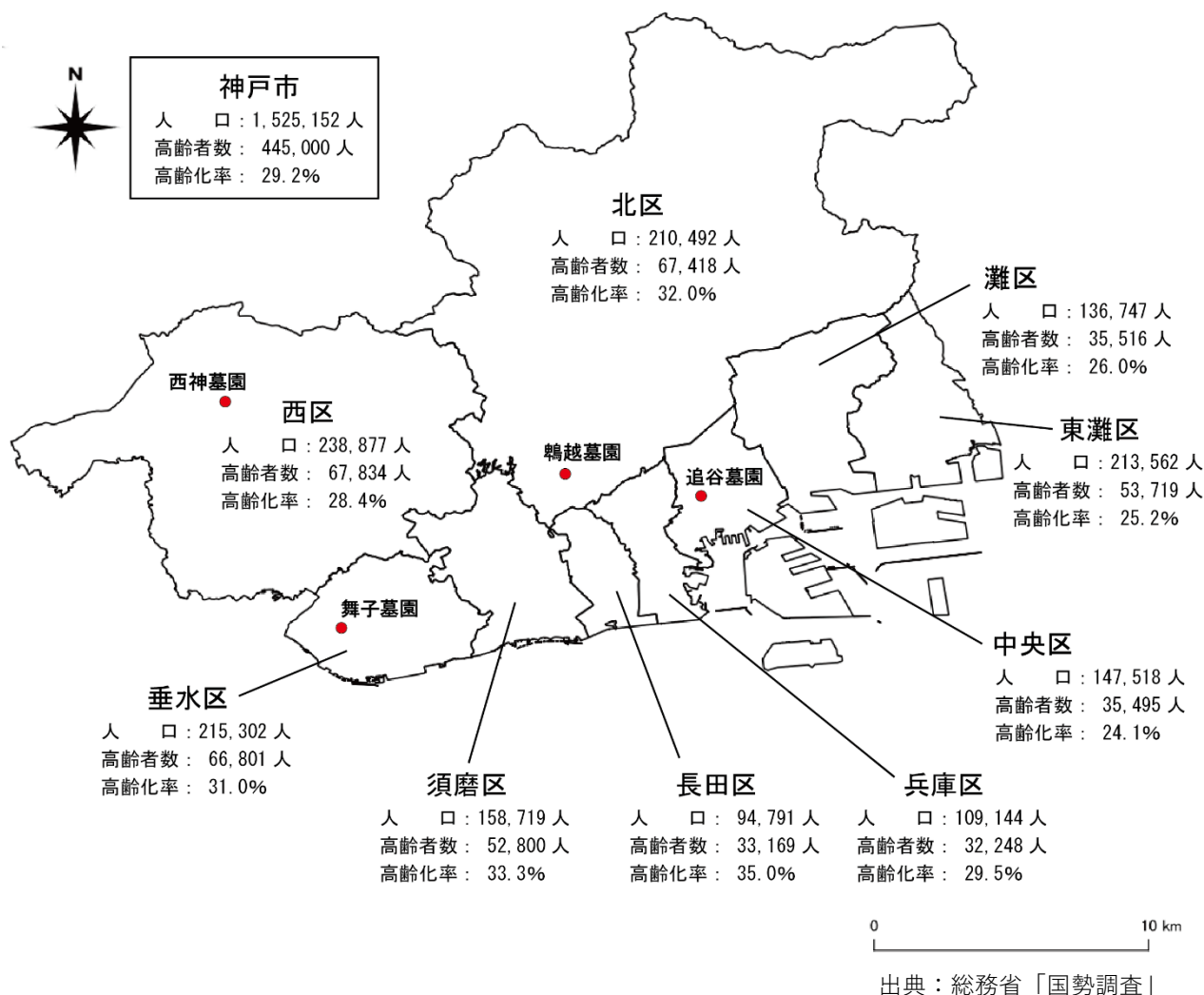
(1)神戸市における社会的変化

①高齢者および死亡者について

【令和2年(2020年)の市内各区の高齢者人口および高齢化率】

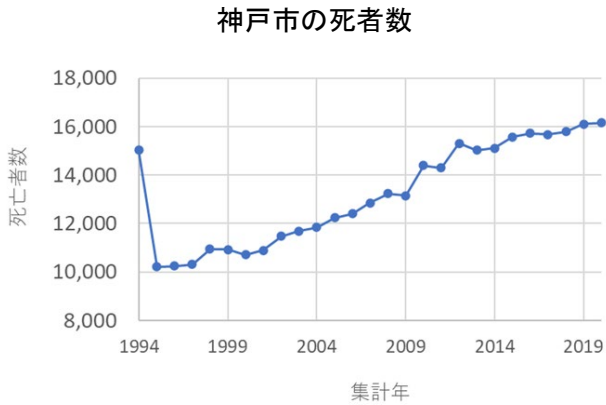
令和2年(2020年)において、神戸市内で最も高齢者(65歳以上)の多い区は西区(67,834人)、最も高齢化率が高い区は長田区(35.0%)である。一方、最も高齢者数の少ない区は兵庫区(32,248人)、最も高齢化率が低い区は中央区(24.1%)である。

市内各区の人口、高齢者人口、高齢化率(令和2年(2020年))

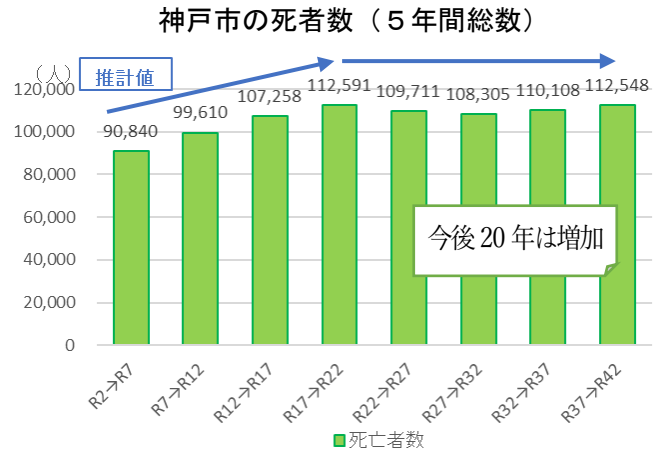


【増加する死亡者数】

市内の死亡者数はゆるやかな増加傾向にあり、今後 20 年間の間は増加し、その後は増減を繰り返しながら推移すると予測される。



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」



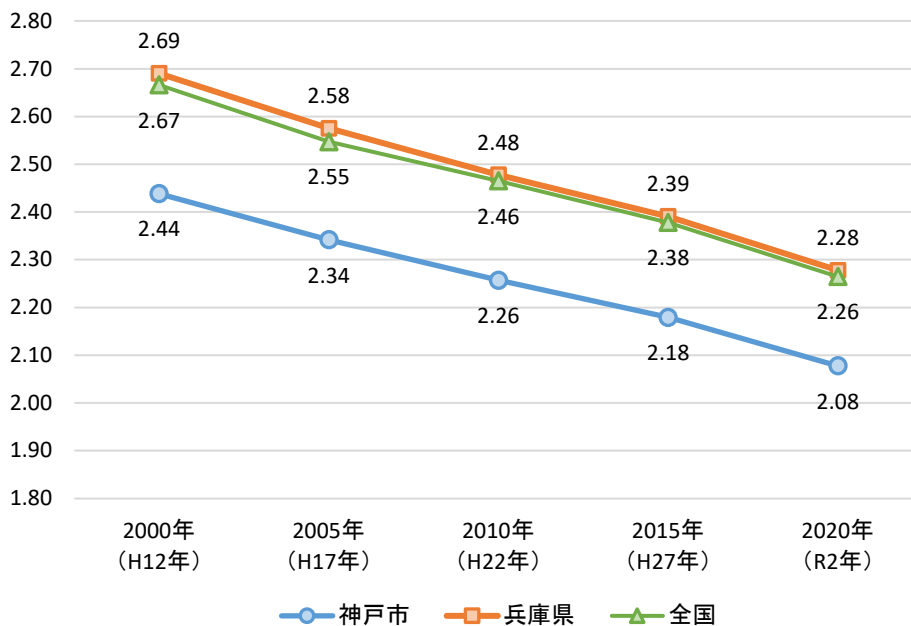
出典：神戸市資料

②世帯について

【減少する1世帯当たりの人員数】

市内の1世帯当たりの人員数は全国とほぼ同じ推移で減少している。また、1世帯当たりの人員数は全国および兵庫県の数値を下回っている。

神戸市の1世帯当たりの人員数 (全国、兵庫県と比較)



出典：総務省「国勢調査」

【令和2年(2020年)の政令指定都市中の高齢者のみ世帯】

令和2年(2020年)において、神戸市の65歳以上の単独世帯率(65歳以上のいる世帯に対する割合)は、大阪市に続く政令指定都市中2位となっている。なお、85歳以上の単独世帯率は政令指定都市中1位である。

夫婦ともに75歳以上の世帯率は、令和2年(2020年)において、政令指定都市中6位となっている。

政令指定都市の65歳以上のいる世帯に対する割合

	65歳以上のいる世帯に対する割合					
	65歳以上の単独世帯率			夫婦ともに75歳以上の世帯率		
	2000年(H12年)	2010年(H22年)	2020年(R2年)	2000年(H12年)	2010年(H22年)	2020年(R2年)
全国	20.2%	24.8%	29.6%	3.8%	7.0%	9.7%
札幌市	26.1%	31.6%	35.1%	① 5.0%	① 8.8%	10.2%
仙台市	19.3%	24.0%	28.9%	3.9%	7.4%	9.4%
さいたま市	—	23.8%	28.6%	—	6.7%	10.7%
千葉市	21.9%	25.2%	30.0%	3.7%	6.5%	① 11.7%
横浜市	22.0%	27.1%	32.4%	4.2%	7.9%	② 11.2%
川崎市	22.8%	29.2%	33.2%	4.1%	7.1%	9.7%
相模原市	17.6%	23.1%	28.1%	3.6%	6.0%	10.84%
新潟市	17.9%	19.1%	24.4%	1.2%	6.4%	8.3%
静岡市	15.9%	20.4%	26.7%	3.1%	6.2%	9.2%
浜松市	14.4%	17.6%	23.4%	2.9%	6.1%	8.9%
名古屋市	25.0%	30.7%	34.7%	4.0%	7.2%	9.9%
京都市	28.6%	31.5%	36.1%	4.4%	7.4%	10.0%
大阪市	① 33.7%	① 41.1%	① 45.0%	4.0%	6.4%	8.7%
堺市	25.4%	29.6%	34.1%	3.7%	6.5%	③ 11.0%
神戸市	② 30.3%	② 34.7%	② 36.6%	⑥ 4.4%	⑥ 7.8%	⑥ 10.82%
岡山市	23.1%	26.2%	30.1%	4.3%	② 8.1%	10.3%
広島市	27.0%	29.8%	32.7%	② 4.8%	7.7%	10.9%
北九州市	29.0%	32.2%	35.6%	③ 4.6%	8.0%	10.5%
福岡市	③ 29.4%	③ 34.6%	③ 36.5%	4.1%	6.8%	8.7%
熊本市	25.0%	26.9%	30.2%	4.5%	③ 8.1%	9.5%

出典：総務省「国勢調査」

③未婚率について

【未婚率の政令指定都市間比較(令和2年)】

神戸市の未婚率は、堺市、北九州市に次いで政令指定都市の中で3番目に低くなっている。

未婚率（令和2年度、政令指定都市）

	未婚率	有配偶率	死別率	離別率
全国	26.3%	55.9%	8.4%	5.2%
札幌市	⑭26.8%	52.9%	7.5%	6.1%
仙台市	③28.8%	54.5%	6.8%	4.9%
さいたま市	⑧28.1%	57.4%	6.5%	3.9%
千葉市	⑫27.0%	56.7%	7.4%	4.5%
横浜市	⑥28.2%	56.1%	6.6%	4.1%
川崎市	④28.8%	54.1%	5.3%	3.7%
相模原市	⑨27.4%	55.2%	6.6%	4.5%
新潟市	⑬27.0%	57.2%	9.1%	5.1%
静岡市	⑮26.5%	55.9%	9.1%	5.6%
浜松市	⑯26.2%	58.7%	8.4%	5.4%
名古屋市	⑦28.2%	54.1%	7.3%	5.2%
京都市	①30.1%	50.3%	7.2%	4.9%
大阪市	⑤28.5%	46.2%	6.6%	5.7%
堺市	⑰25.7%	55.3%	7.8%	5.6%
神戸市	⑱26.1%	55.1%	8.0%	5.3%
岡山市	⑪27.1%	55.4%	7.9%	5.6%
広島市	⑰26.1%	57.4%	7.4%	5.3%
北九州市	⑳25.9%	54.0%	9.7%	6.8%
福岡市	②29.8%	50.7%	6.1%	6.0%
熊本市	⑩27.2%	55.1%	7.4%	6.4%

出典：令和2年国勢調査

(2)神戸市における墓地に対する現状とニーズの変化

①無縁遺骨の保管状況

近年、搬入される件数・無縁墓に埋蔵件数ともに増加傾向にある。

身元不明者・引取人不明者遺骨の舞子墓園遺骨保管室への保管状況

搬入年度	搬入数	搬入先			既返還数	(保管期間)	返還率 (%)	未返還 (無縁墓に埋蔵)	埋蔵年度	備考
		うち行旅	うち墓埋	うち生保						
平成 21 (2009) 年度	329	21	49	248	46	(H21~H27)	14.0	283	H27	埋蔵済み
平成 22 (2010) 年度	328	18	52	237	41	(H22~H28)	12.5	287	H28	埋蔵済み
平成 23 (2011) 年度	355	14	55	264	45	(H23~H29)	12.7	310	H29	埋蔵済み
平成 24 (2012) 年度	375	11	60	304	60	(H24~H30)	16.0	315	H30	埋蔵済み
平成 25 (2013) 年度	385	22	68	285	62	(H25~R元)	16.1	323	R元	埋蔵済み
平成 26 (2014) 年度	416	15	63	327	47	(H26~R2)	11.3	369	R2	埋蔵済み
平成 27 (2015) 年度	435	10	81	334	62	(H27~R3)	14.3	373	R3	埋蔵済み
平成 28 (2016) 年度	452	9	98	337	65	(H28~R4)	14.4	387	R4	埋蔵済み
平成 29 (2017) 年度	450	8	79	360	55	(H29~)	12.2	395		保管中
平成 30 (2018) 年度	448	7	91	344	57	(H30~)	12.7	391		保管中
令和元 (2019) 年度	488	8	99	379	46	(R元~)	9.4	442		保管中
令和2 (2020) 年度	484	13	80	386	62	(R2~)	12.8	422		保管中
令和3 (2021) 年度	606	15	128	454	63	(R3~)	10.4	543		保管中
令和4 (2022) 年度	427	9	117	298	27	(R4~)	6.3	400		保管中

※令和4年12月末現在

※行旅：行旅法適用（身元が一切不明な「行旅死亡人」）

墓埋：墓地埋葬法適用（住所氏名は判明しているが、葬祭を行うものがない場合）

生保：生活保護法（葬祭扶助）適用（友人などから葬祭扶助の申請があった場合）

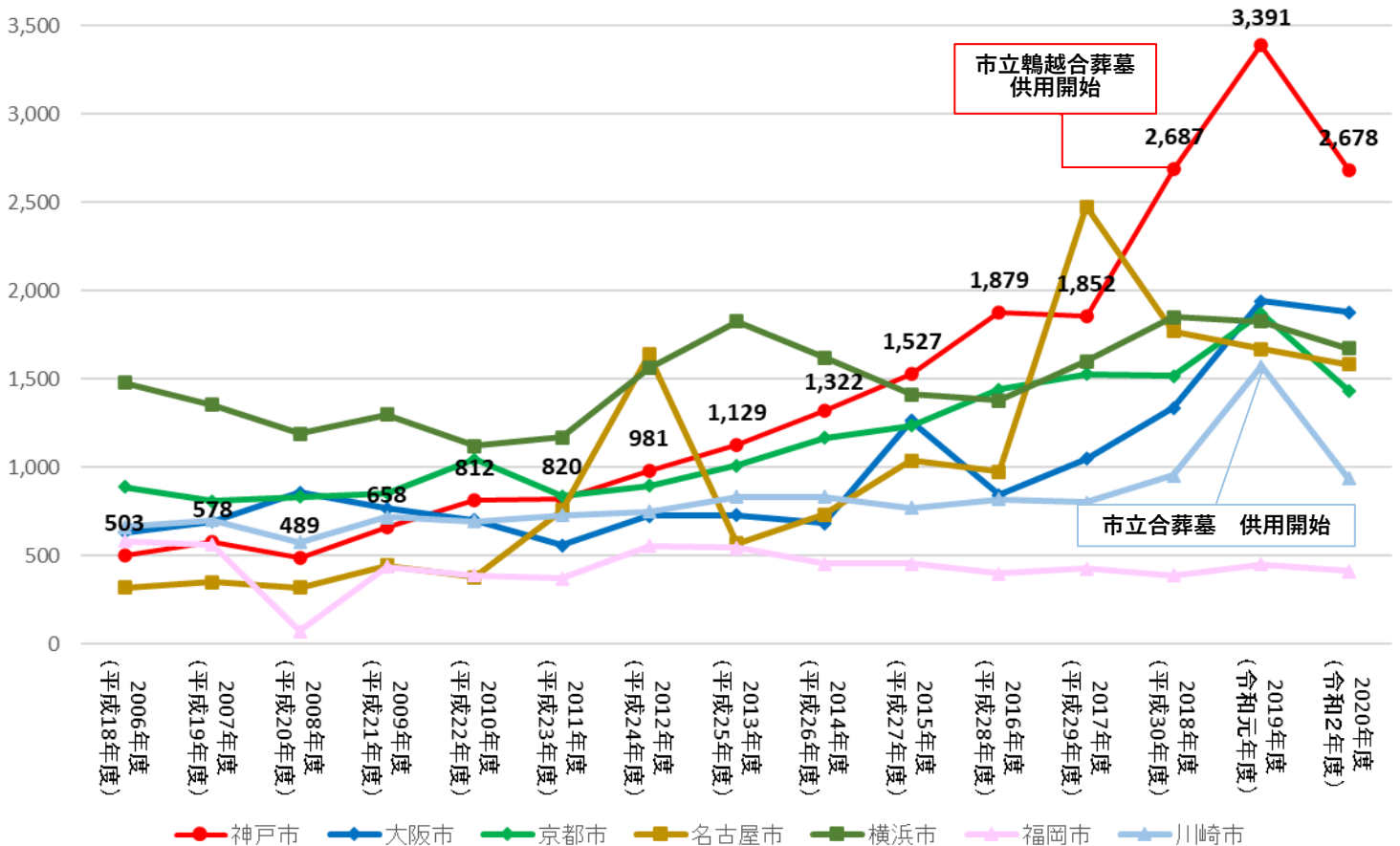
②改葬件数

神戸市の改葬件数について、2008年度（平成20年度）から2019年度（令和元年度）まで上昇傾向にあり、その傾向は他政令指定都市よりも顕著である。また、鶴越合葬墓が供用開始された2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）の3年間にかけて、政令指定都市中最多の件数となっている。

近隣の大阪市、京都市については2011年度（平成23年度）ごろから件数の増加が見られる。

人口規模が神戸市と近い福岡市については直近10年おおむね同程度の件数で推移しており、増加傾向は見られない。また、川崎市については2018年（平成30年度）までおおむね同程度の件数で推移しており、市立合葬墓「緑ヶ丘霊園 合葬型墓所」が供用開始された2019年（令和元年度）は改葬件数が上昇している。

神戸市および主要政令指定都市の改葬件数



出典：衛生行政報告例

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
神戸市	503	578	489	658	812	820	981	1,129
大阪市	631	693	858	768	699	558	724	727
京都市	889	808	834	854	1,045	837	895	1,009
名古屋市	318	351	320	443	379	757	1,637	568
横浜市	1,479	1,354	1,191	1,298	1,120	1,168	1,560	1,826
福岡市	584	562	71	438	388	372	553	544
川崎市	664	701	575	718	695	729	748	834
	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	参考：2020年度 (令和2年度) 人口
神戸市	1,322	1,527	1,879	1,852	2,687	3,391	2,678	1,525,152
大阪市	683	1,262	844	1,046	1,337	1,941	1,879	2,752,412
京都市	1,166	1,235	1,441	1,526	1,515	1,872	1,433	1,463,723
名古屋市	732	1,037	974	2,475	1,771	1,669	1,581	2,332,176
横浜市	1,622	1,412	1,379	1,600	1,850	1,826	1,671	3,777,491
福岡市	455	455	400	427	389	449	411	1,612,392
川崎市	834	771	820	800	953	1,572	935	1,538,262

※政令指定都市のうち、京阪神地域の近隣都市として大阪市および京都市、3大都市圏との比較のため名古屋市と横浜市、2020年度（令和2年度）の人口規模が神戸市と近いことから福岡市および川崎市を比較対象として挙げている。

③ネットモニターアンケート調査

「神戸市ネットモニター」制度を利用した、インターネットによる市民へのアンケート調査を平成27年および令和4年に実施した。

【平成27年・実施概要】

テーマ	墓地について
調査期間	平成27年（2015年）10月15日～28日
設問数	全8問（分岐設問除く）
対象モニター数	691名
回答モニター数	503名（回答率72.8%）

【令和4年・実施概要】

テーマ	墓地について
調査期間	令和4年（2022年）9月8日～9月21日
設問数	全7問（分岐設問除く）
対象モニター数	5,955名
回答モニター数	3,522名（回答率59.1%）

調査結果のうち、墓じまいのニーズについて概要を次ページに示す。

なお、その他の調査結果については、「第4章 神戸市の墓園行政をめぐる課題」および「第5章 神戸市の墓園行政の役割」において、関連する課題などとともに提示を行う。

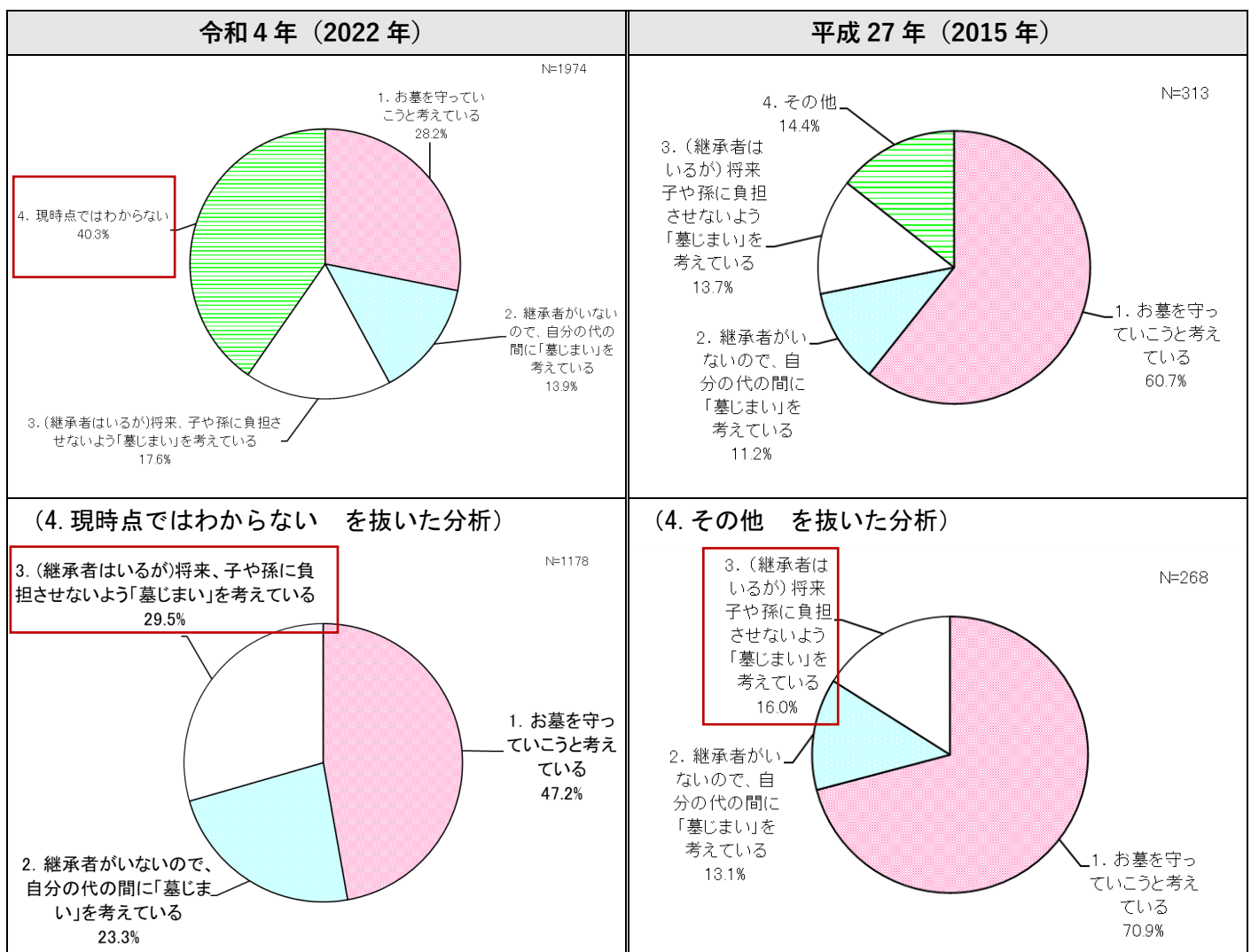
「現在お持ちのお墓を、将来にわたって維持していこうと考えられていますか」の回答結果

お墓の維持・継承については、令和4年は「4. 現時点ではわからない」が最多であり、回答者の4割以上を占める。

選択肢4（令和4年：4. 現時点ではわからない 平成27年：4. その他）を抜いた分析において、「1. お墓を守っていこうと考えている」を希望する人の割合は平成27年、令和4年ともに最も多くなっているが、令和4年は平成27年に比べ減少しており、半数を下回っている。

一方、平成27年と比べ最も増加が大きい項目は「3.（継承者はいるが）将来子や孫に負担させないよう『墓じまい』を考えている」であり、倍増に近い増加（16.0%→29.5%）を示している。

また、「2. 継承者がいないので、自分の代の中に『墓じまい』を考えている」についても、令和4年は平成27年に比べ増加している。



④市立墓園利用者アンケート調査

市立墓園利用者（鶴越合葬墓を除く）を対象とした、郵送配布によるアンケート調査を令和4年に行った。

【実施概要】

調査期間	2022年（令和4年）12月19日～2023（令和5年）年1月10日
配布数	5,000部（神戸市立墓園利用者の中から無作為に抽出）
回収数	2,718件（郵送：2,384通、WEB：334通 回答不備21件を除く） ○郵送とWEBでの重複回答は、郵送を有効回答とし、WEBは回答不備として処理。 ○WEBでの重複回答は、回答すべてを回答不備として処理。 ○WEBにおいて、回答番号の誤りがある回答は、回答不備として処理。
回収率	54.4%（うち郵送：87.7%、WEB：12.3%）

調査結果のうち、設備・環境面での課題について概要を次ページに示す。

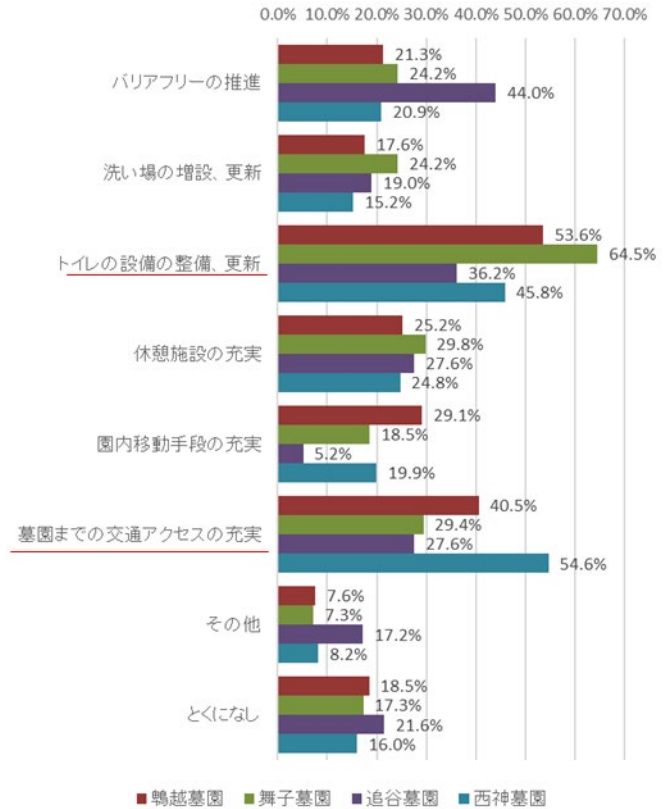
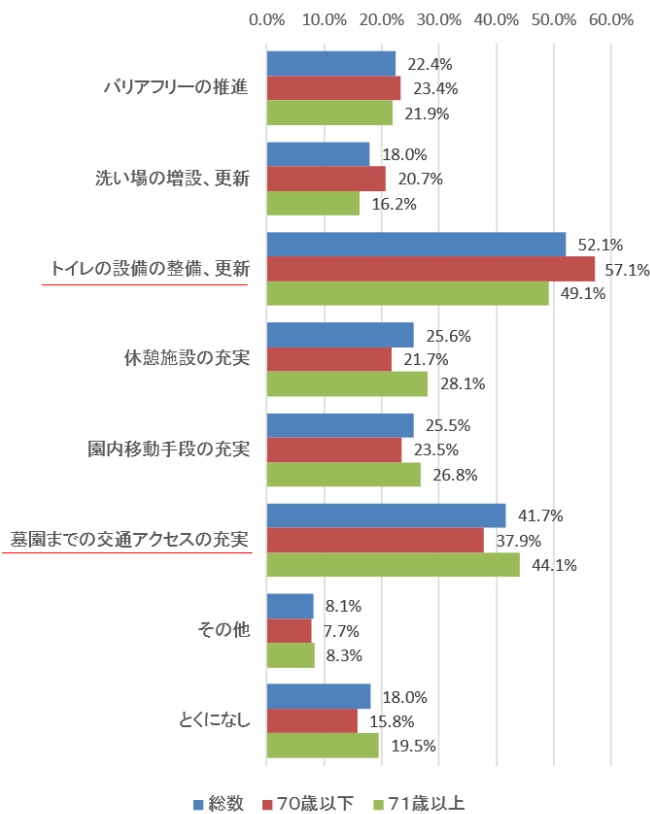
なお、その他の調査結果については、「第4章 神戸市の墓園行政をめぐる課題」および「第5章 神戸市の墓園行政の役割」において、関連する課題などとともに提示を行う。

【アンケート結果概要】

市立墓園利用者アンケート調査結果①

問 10 神戸市立墓園における設備・環境面での課題等がありますか。〈○印はいくつでも〉

設備・環境面での課題として割合が最も高いのは「トイレの設備の整備、更新」であり、回答の約52%を占めている。次に割合が高いのは「墓園までの交通アクセスの充実」であり、回答の約42%を占めている。



	総数	バリアフリーの推進	洗い場の増設、更新	トイレの設備の整備、更新	休憩施設の充実	園内移動手段の充実	墓園までの交通アクセスの充実	その他	とくになし
総数	2,648	593 (22.4%)	476 (18.0%)	1,380 (52.1%)	679 (25.6%)	676 (25.5%)	1,104 (41.7%)	215 (8.1%)	477 (18.0%)
70歳以下	1,022	239 (23.4%)	212 (20.7%)	584 (57.1%)	222 (21.7%)	240 (23.5%)	387 (37.9%)	79 (7.7%)	161 (15.8%)
71歳以上	1,597	349 (21.9%)	258 (16.2%)	784 (49.1%)	449 (28.1%)	428 (26.8%)	704 (44.1%)	132 (8.3%)	312 (19.5%)
鶴越墓園	1,895	404 (21.3%)	334 (17.6%)	1,015 (53.6%)	478 (25.2%)	551 (29.1%)	768 (40.5%)	144 (7.6%)	350 (18.5%)
舞子墓園	248	60 (24.2%)	60 (24.2%)	160 (64.5%)	74 (29.8%)	46 (18.5%)	73 (29.4%)	18 (7.3%)	43 (17.3%)
追谷墓園	116	51 (44.0%)	22 (19.0%)	42 (36.2%)	32 (27.6%)	6 (5.2%)	32 (27.6%)	20 (17.2%)	25 (21.6%)
西神墓園	513	107 (20.9%)	78 (15.2%)	235 (45.8%)	127 (24.8%)	102 (19.9%)	280 (54.6%)	42 (8.2%)	82 (16.0%)

第3章 お墓に対する意識、ニーズの変化

神戸市における墓園の現状と、少子・超高齢化社会の進展や家族のあり様など社会の変化を踏まえ、お墓に対する市民意識やニーズにどのような影響を及ぼし、変化をしているのかについて、多様な見地から意見交換を行った。主な意見は次のとおり。

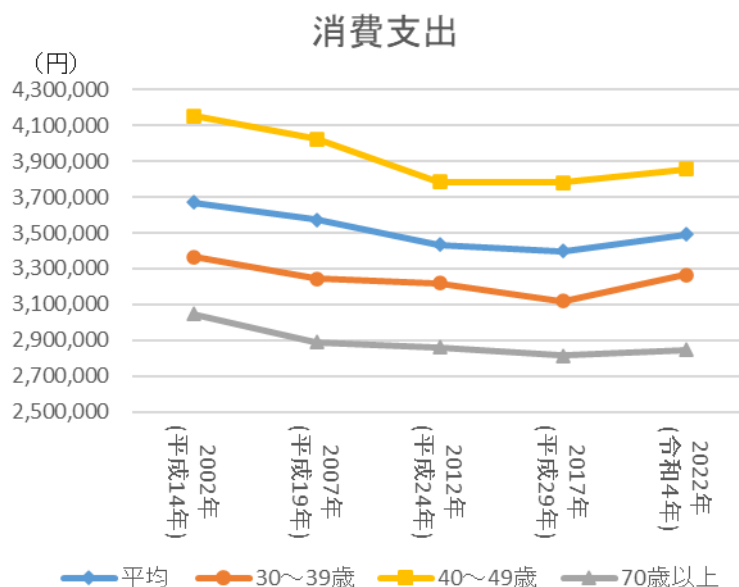
(1)お墓への意識・ニーズの変化

①経済的負担(若年世帯)

- ・特に30代以下の世代では経済的な不安を抱え、先祖や親の供養にお金を使いたくても捻出できない人が多いのが現実。歴史的にみると、先祖やお墓を大切にすることは、江戸時代は富裕層にのみ許されることであり、高度成長期で多くの人に可能になったものの、それが現代になって難しくなっている。経済状況を背景に考えると、コストが低いお墓など、今の30～40代の人々が今後維持できる墓地のあり方が求められているのではないかと。

【データ:消費支出の推移】

消費支出の推移は、2002年(平成14年)から減少傾向にあり、30～39歳および40～49歳は70歳以上に比べて減少幅が大きい。



出典：総務省「全国消費実態調査」

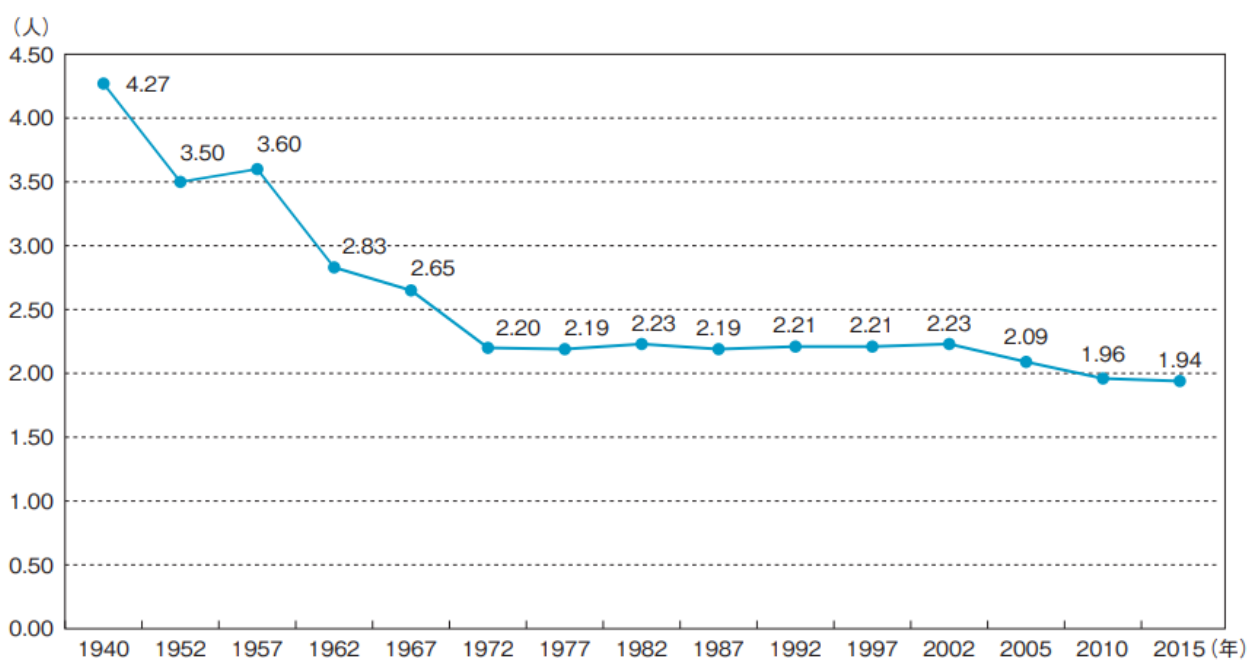
注：二人以上の世帯のうち勤労者世帯の可処分所得に占める消費支出の割合を記載。

②兄弟数の減少

- ・ここ数年でお墓の維持・墓じまいの意識変化（維持困難・墓じまいの増）が起こっている要因の1つに兄弟数の変化が挙げられる。兄弟数が多い団塊の世代は新しい世帯を作り、新しいお墓が必要になるが、兄弟数の少ない世代は新しいお墓が必要でなくなってくる。

【データ:夫婦の完結出生児数(結婚持続期間が15~19年の初婚どうしの夫婦の平均出生子供数)】

夫婦の完結出生児数の平均値は1972年ごろまで急減し、以降微減傾向にある。



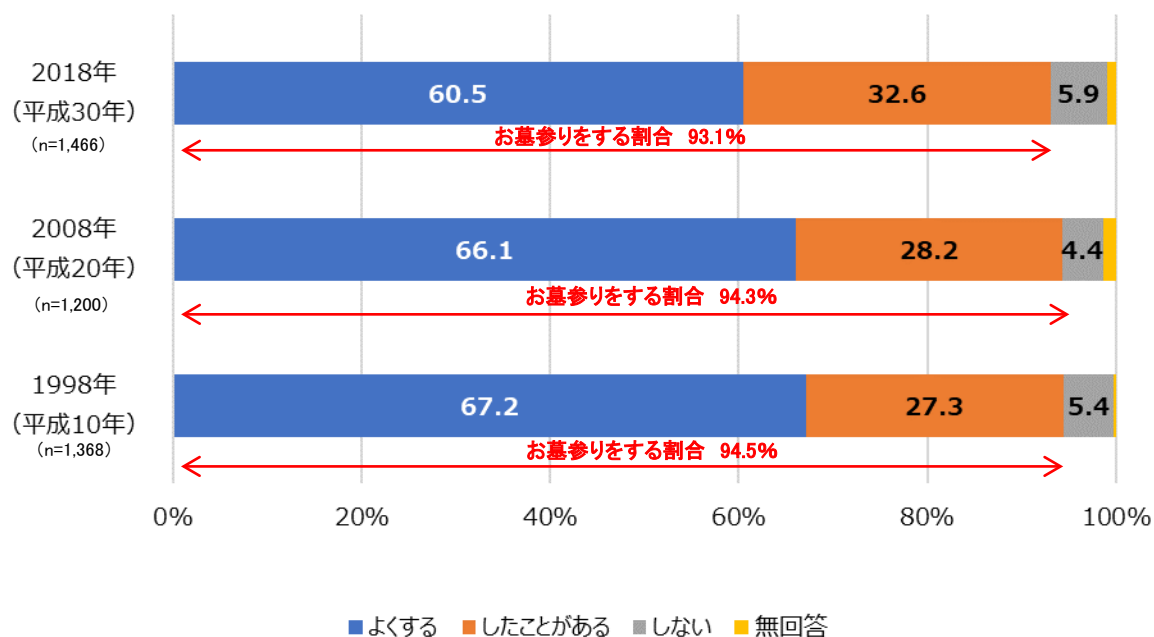
出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」

③親からの教えの変化

- ・親が墓参りや法要を子供に義務として教えることが少なくなっていると考えられることから、葬送の意識について世代を渡って継承することが大切ではないか。

【データ：18歳以上の者のお盆やお彼岸にお墓参りをする割合】

お盆やお彼岸にお墓参りをする割合は、「よくする」と「したことがある」を合わせると、9割以上である。経年で比較すると、「よくする」の割合が低下し、「したことがある」の割合が増加している。



調査名：宗教に関する意識調査
調査元：国際比較調査グループ ISSP
調査対象者：全国区 18 歳以上の男女
調査方法：配布回収法
調査期間：2018 年 10 月 27 日～11 月 4 日
回答数：1466 件

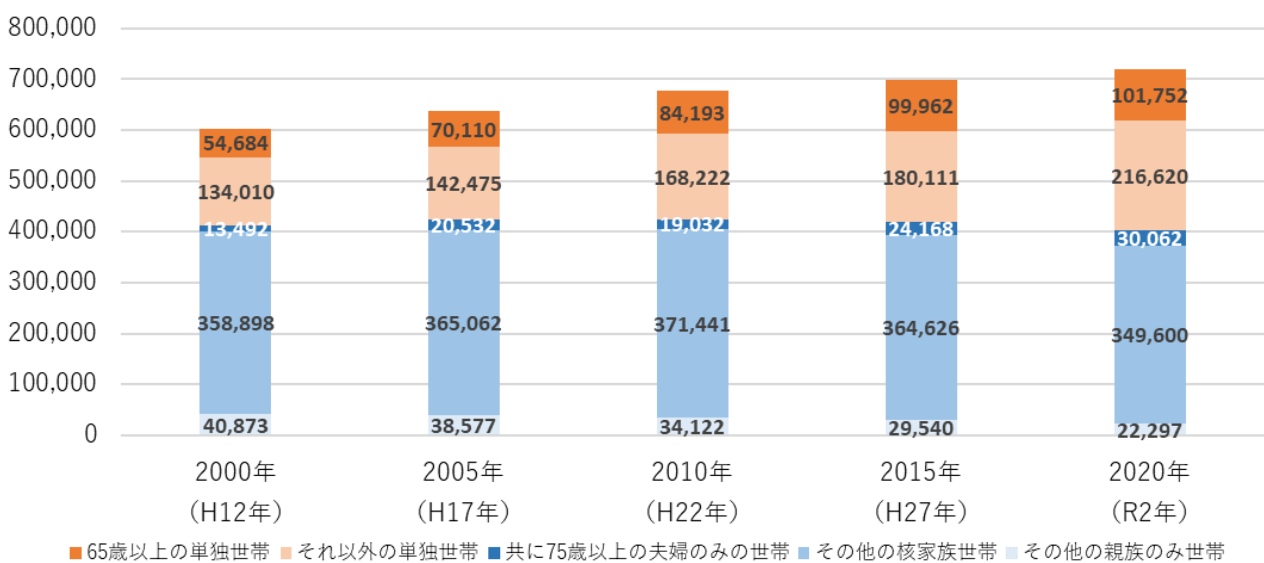
(2) 墓じまい・無縁化の増加

① 家族を持たない人の増加

- ・ 寿命が延び、祖父母が子や孫と同居しないという傾向が、お墓を継承する意識の変化に影響を与えているのではないかと考えられる。

【神戸市の世帯における高齢世帯】

市内の高齢単独世帯（65歳以上の単独世帯）および高齢者夫婦世帯（共に75歳以上の夫婦のみの世帯）は、どちらも増加傾向にある。



出典：総務省「国勢調査」

② 未婚者の増加

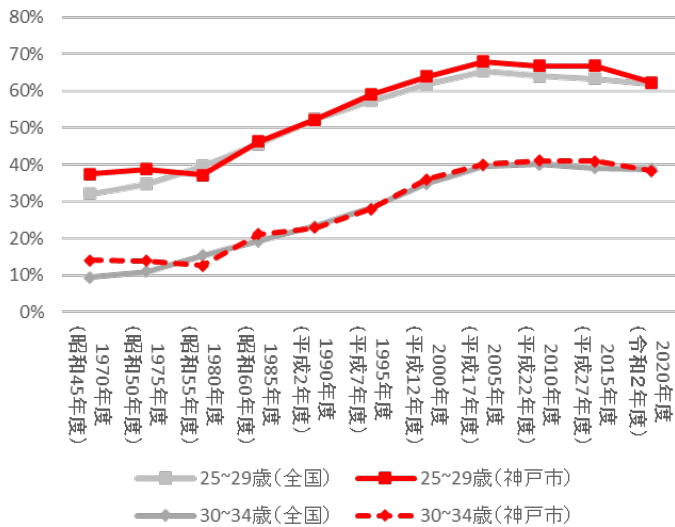
- ・ 約98%が結婚する団塊の世代とは異なり、現在の50代は生涯未婚率が2、3割を示す世代である。高齢者からみて、自分の子供・孫が結婚していないことが、墓じまいを考えたり、これから墓をどうしていいかわからないという意識に繋がっているのではないかと考えられる。

【未婚率の推移】

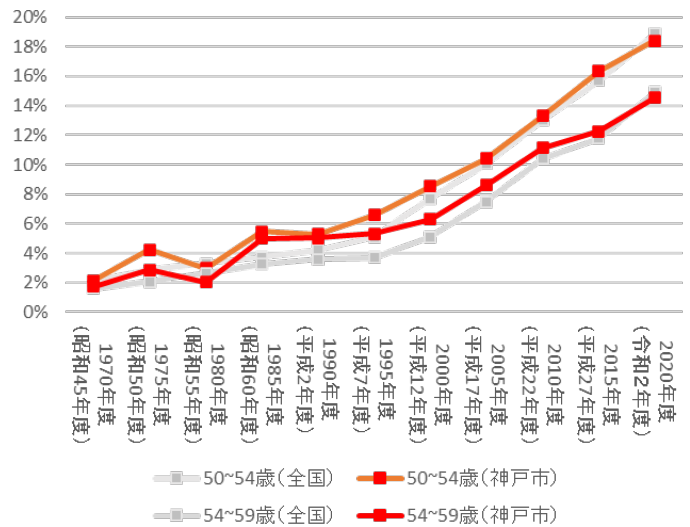
若年層（25～29歳、30～34歳）の未婚率について、全国・神戸市ともに1980年度（昭和55年度）から2005年度（平成17年度）まで上昇傾向にあり、令和2年には25～29歳の未婚率が約6割、30～34歳の未婚率が約4割となっている。

高齢層（50～54歳、55～59歳）の未婚率について、全国・神戸市ともに1980年度（昭和55年度）から2020年度（令和2年度）まで上昇傾向を続けており、令和2年には50～54歳の未婚率が約18%、55～59歳の未婚率が約14%となっている。

未婚率（25～29歳、30～34歳）



未婚率（50～54歳、55～59歳）



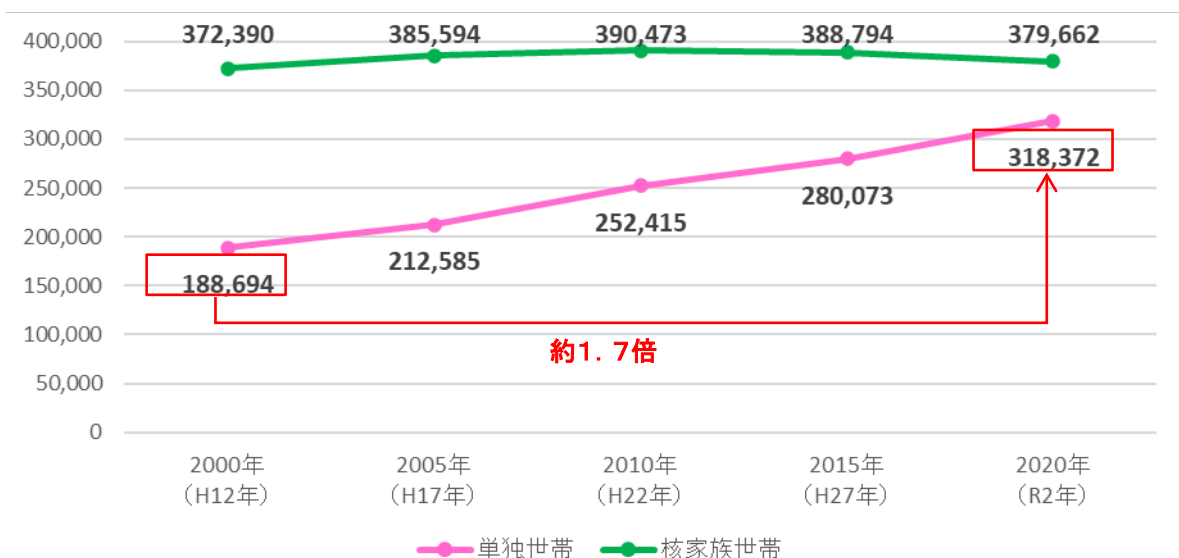
出典：総務省「国勢調査」

③核家族化(誰に向かって手を合わせるか。仏壇を持たない世帯の増加)

- ・家族が誰かというのが大きく変わってきていることが重要ではないか。多くの人のイメージは家族とは一緒に住んでいる人だと思うが、その場合、50年前までは高齢者の半分以上は多世帯同居であり、孫も同居家族だったが、現在孫は同居していない。墓で手を合わせるのは特定の誰かに向けられているが、孫にとって同居していない祖父母に対し手を合わせる意識が変化し、核家族化の進行が墓地に対する意識の低下につながっているのではないか。
- ・核家族化が進み、仏壇や宗教的なものが親の家にはあるが子には無いといったことが広がり、親が亡くなって50～60代になって初めて仏壇やお墓の世話をするという事例が増えている。

【データ：神戸市の単独世帯及び核家族世帯の累計】

市内の単独世帯数は増加傾向にあり、2000年（平成12年）から2020年（令和2年）の20年間で約1.7倍となっている。また、核家族世帯数はここ20年間横ばい状態にある。



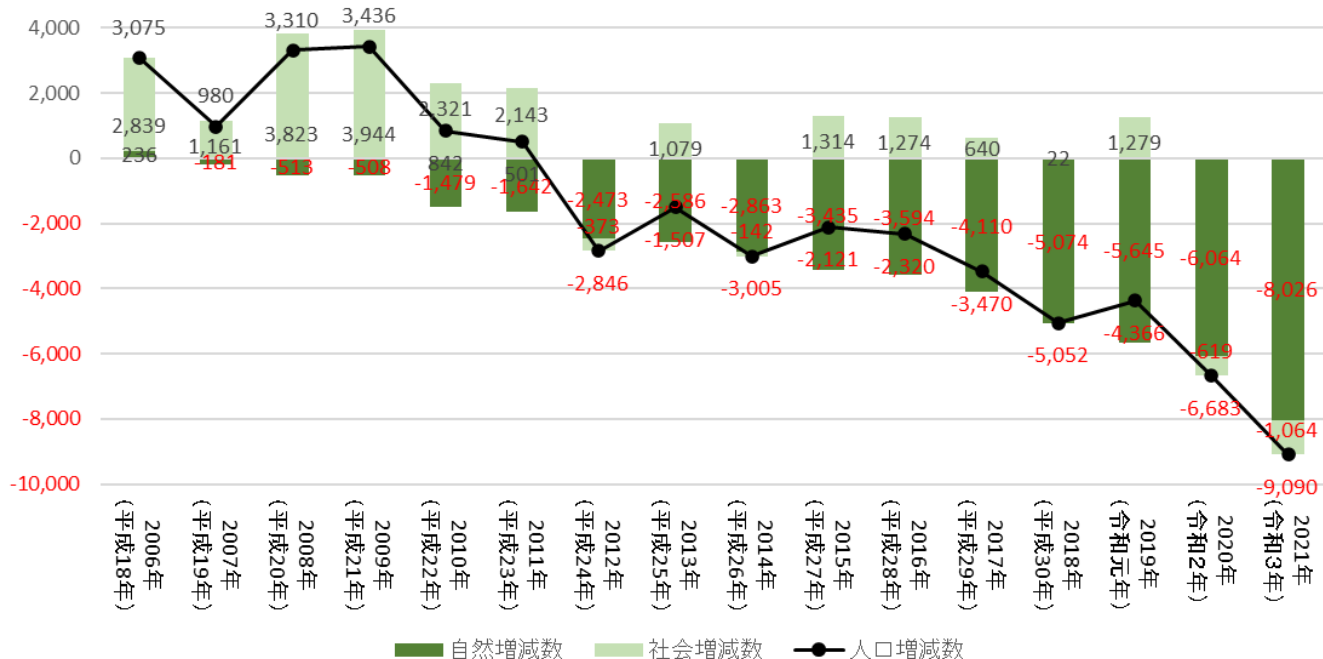
出典：総務省「国勢調査」

④人口の社会的流動

- ・全国的に人口移動は激しくなり、転出・転入が多いことは改葬件数の多さにつながる。

【データ：神戸市の自然増減・社会増減・人口増減数】

近年の神戸市の社会増減数は△約 1,000 人～+約 1,300 人で推移している。



	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
自然増減数	236	-181	-513	-508	-1,479	-1,642	-2,473	-2,586
社会増減数	2,839	1,161	3,823	3,944	2,321	2,143	-373	1,079
	55,158	52,913	54,081	53,762	51,346	51,071	50,752	50,721
	52,358	51,777	50,285	49,837	49,045	48,952	49,673	51,105
人口増減数	3,075	980	3,310	3,436	842	501	-2,846	-1,507
	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
自然増減数	-2,863	-3,435	-3,594	-4,110	-5,074	-5,645	-6,064	-8,026
社会増減数	-142	1,314	1,274	640	22	1,279	-619	-1,064
うち社会増	53,074	52,182	52,453	52,155	53,245	49,486	47,382	50,721
うち社会減	51,760	50,908	51,813	52,133	51,966	50,105	48,446	51,105
人口増減数	-3,005	-2,121	-2,320	-3,470	-5,052	-4,366	-6,683	-9,090

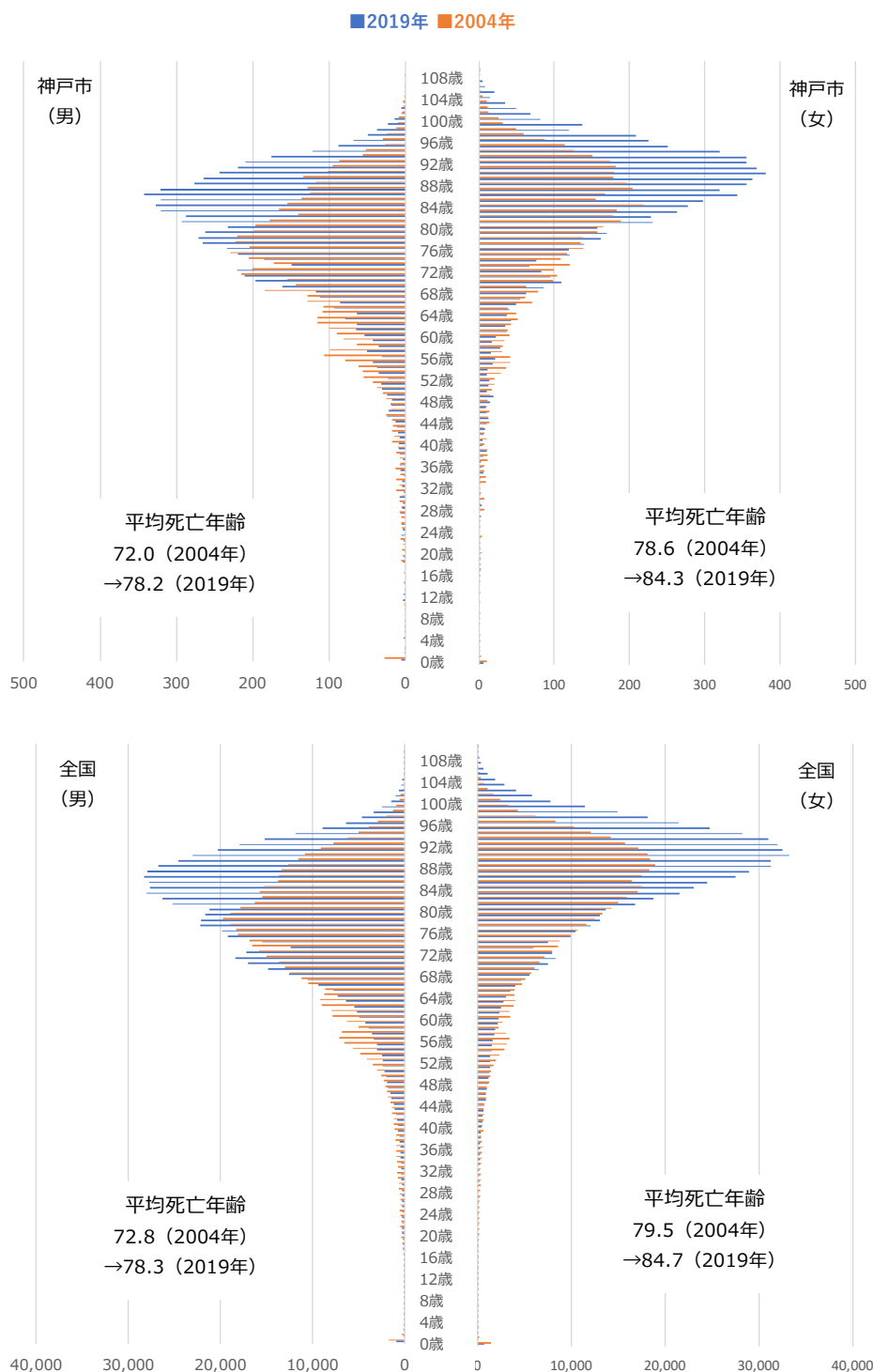
注：社会増減数の内訳の社会増・社会減には、市内での転出入は除く。
出典：神戸市「2021年中の人口の動き」

⑤死亡年齢の高齢化

- ・死亡年齢が高齢化すると死者が早く忘れられるため、90歳で亡くなった方の33回忌はない。この20年間で死亡年齢が高齢化したことが、死者を知る人がいない、年期法要を行わないことにつながり、墓が無縁化するスピードの加速に関連しているのではないか。

【データ:死亡年齢(平均死亡年齢の状況)】

2004年(平成16年)から2019年(平成31年)にかけて平均死亡年齢は上昇しており、上昇幅は神戸市が全国を上回っている。



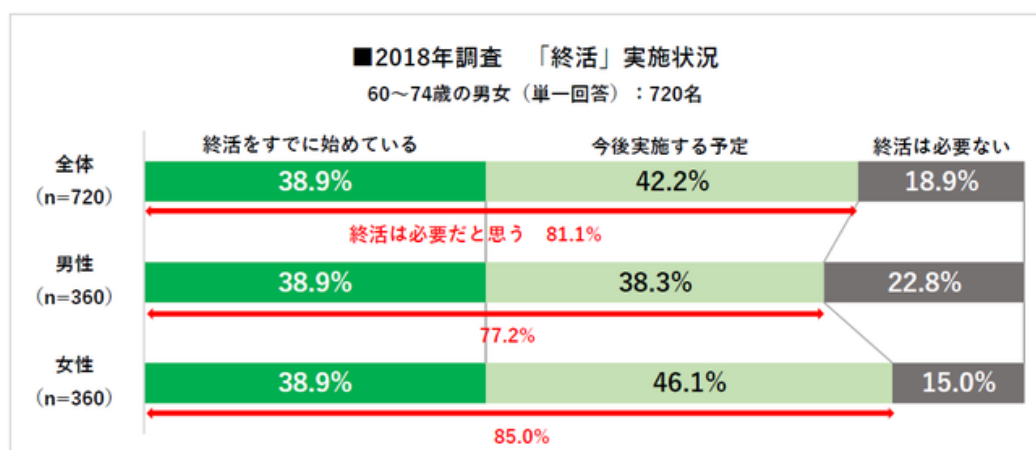
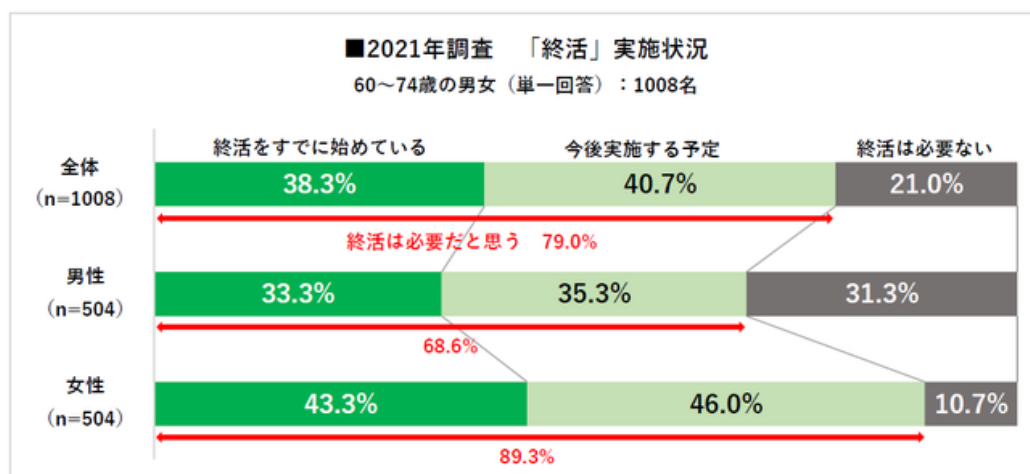
出典：人口動態統計

⑥自分で生前に墓を考える時代の到来

- ・これまで死にゆく人が自ら考えずともその地域や家の慣習によって葬送は実行されてきたが、現在は自身の死んだあとを考えないと死ねない。自分の死後設計が必要となった。「死」というものが家や地域社会にかかわるものから個人化してきたのではないか。
- ・誰しもが安心できる場所に葬られる・納められることが大切であるが、家族がいない、金銭的な問題で墓地を持ってない方も今後さらに出てくるのではないか。

【データ:「終活」の浸透】

「終活」という言葉が初めてメディアに登場したのは、平成 21 年（2009 年）の『週刊朝日』（朝日新聞出版）の連載記事といわれている。令和 3 年（2021 年）および平成 30 年（2018 年）の調査で「終活は必要だと思う」はともに約 80%、「終活をすでに始めている」はともに約 40%となっている。近年、終活の必要性は社会に浸透し、意識した行動を行う高齢者が多く存在することがわかる。



調査名：終活に関する意識調査
 調査元：(株)ハルメクホールディングス 生きかた上手研究所
 調査対象者：60～74歳の男女
 調査方法：WEBアンケート
 調査期間：2021年3月2日～3月3日
 回答数：1008件

第4章 神戸市の墓園行政をめぐる課題

社会的変化や市民ニーズの変化、アンケート調査の結果を踏まえ、神戸市の墓園行政がどのような取り組みを行うべきかについて、(1)現時点での市立墓園の利用者に対して解決すべき課題、(2)市民意識やニーズの変化に対応するため今後取り組むべき課題、の2つの視点から課題の整理を行った。

(1)市立墓園の既存利用者に対して

①墓園環境の整備

i) トイレの設備の整備および更新

【課題】

設備・環境面での課題として、トイレの設備の整備・更新が利用者から最も多く挙げられた。

市立墓園利用者アンケート調査結果①

問 10 神戸市立墓園における設備・環境面での課題等がありますか。〈○印はいくつでも〉

設備・環境面での課題として割合が最も高いのは「トイレの設備の整備、更新」であり、回答の約52%を占めている。

舞子墓園では「トイレの設備の整備、更新」を課題とする割合が約65%となっており、他の墓園より高い。次いで、鶴越墓園(約54%)、西神墓園(約46%)、追谷墓園(約36%)となっている。

※グラフおよび一覧表は20ページを参照。

【現状の対応】

< 鶴越墓園 >

- ・鶴越墓園内には25か所のトイレがあり、概ね1地区に1か所程度設置されている。
- ・これまで洋式化・ユニバーサルデザイン化を進めてきており、今後5年以内を目途として整備を終える予定である。

< 舞子墓園 >

- ・舞子墓園には管理棟及び屋外に計3か所のトイレがあるが、ユニバーサルデザイン対応については、令和6年度(2024年度)中に整備を終える予定である。

< 西神墓園・追谷墓園 >

- ・西神墓園、追谷墓園とも、すでに洋式化は完了している。

ii) 墓園への交通アクセス

【課題】

設備・環境面での課題として、墓園までの交通アクセスの充実が利用者から2番目に多く挙げられた。

市立墓園利用者アンケート調査結果①

問 神戸市立墓園における設備・環境面での課題等がありますか。〈○印はいくつでも〉

設備・環境面での課題として割合が2番目に高いのは「墓園までの交通アクセスの充実」であり、回答の約42%を占めている。

西神墓園では「墓園までの交通アクセスの充実」を課題とする割合が約55%となっており、他の墓園より高い。次いで、鶴越墓園（約41%）、舞子墓園（約29%）、追谷墓園（約28%）となっている。

※グラフおよび一覧表は20ページを参照。

【現状の対応】

- ・神戸市においては、市内在住の満70歳以上の高齢者に対し、敬老優待乗車証（敬老パス）制度を導入している。これを利用するとほとんどの市内路線バスが小児料金で利用できる。

<鶴越墓園>

- ・通常時における路線バスと園内循環バスの乗り継ぎについて、北門の一部市バス時間帯を除き概ね円滑である。
- ・盆・彼岸期においては、園内循環バスの増便を行っている。
- ・墓園内の各バス停において、屋根の整備を順次行っている。（バス停25か所中、14か所屋根を整備済み）

<舞子墓園>

- ・墓園入口付近及び園内道路上に、路線バスのバス停が設置されている。

<西神墓園>

- ・最寄りの西神中央駅からの路線バスの運行が平日にはなく、土日祝において1日3往復の運行を行っている。
- ・バス事業者によるとバスの利用状況を踏まえると、現状では運行日や運行本数の増加は難しい状況である。このため、墓参者が増える盆・彼岸期においては、経費の一部を市が負担することで、臨時便（毎日14.5往復）の運行を行っている。
- ・規模が小さいため、園内移動はこれまでは徒歩を想定していた。しかし、利用者の高齢化などを踏まえ、令和4年度（2022年度）から試行的に、盆・秋彼岸・春彼岸の各1日に園内ジャンボタクシーの運行を実施している。路線バスで来園される方の約半数の利用があり、今後も実施を予定している。

<追谷墓園>

- ・都心部に位置しており、墓園内及び周辺に駐車場がないことに加え、最寄りのバス停からも一定の距離があるため、他の墓園よりもタクシーによる来園が多くなっている。

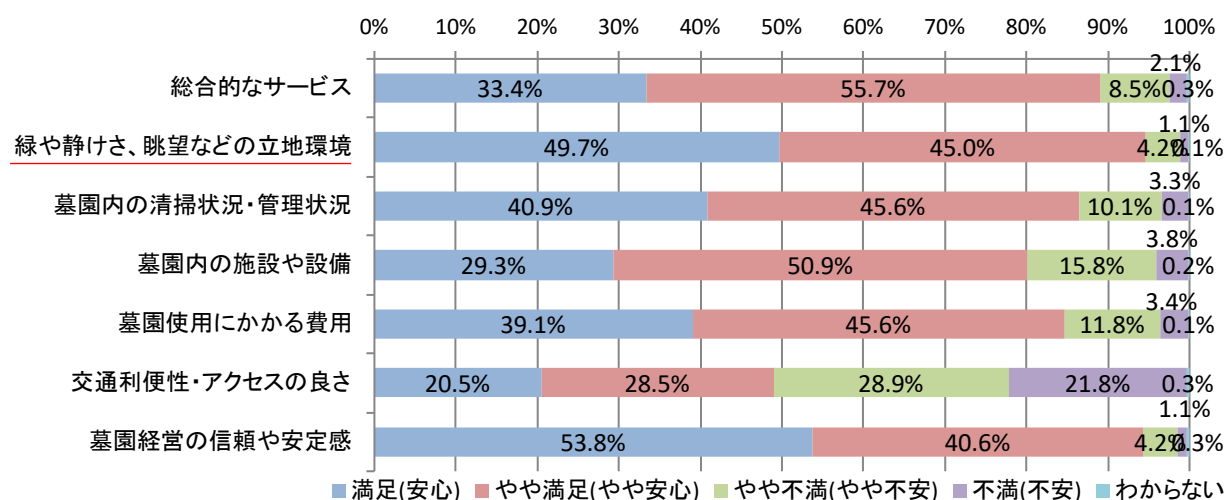
- ・一方で、利用者の現状の評価（満足度）について、「緑や静けさ、眺望などの立地環境」が高く評価されており、市街地近隣ではない立地であることが神戸市立墓園の特色の1つになっている。緑や静けさがあり眺望が良い立地と、交通利便性の両立は難しいと考えられる。

市立墓園利用者アンケート調査結果②

問 神戸市立墓園について、現状の評価（満足度）に一番近い番号を選んでください。

神戸市立墓園の現状の評価（満足度）について、「満足(安心)」の割合が高い第2位は「緑や静けさ、眺望などの立地環境」となっている。

【総数】



②墓じまい・無縁化増加への対応

i) 墓じまい

【課題】

市立墓園利用者のうち継承者がいない・わからない人は全体の約 36%であり、利用者の年齢が若いほど継承者がいない・わからない人が多い傾向にある。また墓園の今後の利用について共同墓への移行・墓じまいを考える人が約 27%となっている。

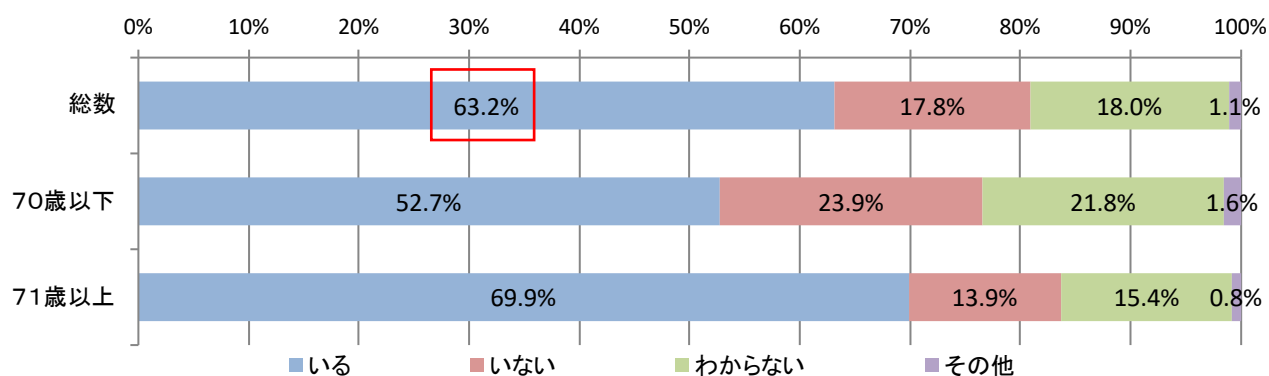
市立墓園利用者の中で公設合葬墓への改葬を希望される方は、鴨越墓園に最も多い状況となっている。

市立墓園利用者アンケート調査結果③

問 あなたの次に、お墓の承継者はいらっしゃいますか。〈○印は1つ〉

承継者の有無について割合が最も高いのは「(承継者が) いる」であり、6割以上を占める一方、「いない」「わからない」の合計は約 36%である。

年齢別にみると、「いる」の割合は 71 歳以上では 7割近い一方、70 歳以下では約半数となっており、70 歳以下は 71 歳以上と比べ「いない」および「わからない」の割合が高くなっている。



	総数	いる	いない	わからない	その他
総数	2,692	1,700 (63.2%)	479 (17.8%)	484 (18.0%)	29 (1.1%)
70歳以下	1,030	543 (52.7%)	246 (23.9%)	225 (21.8%)	16 (1.6%)
71歳以上	1,632	1,140 (69.9%)	227 (13.9%)	252 (15.4%)	13 (0.8%)

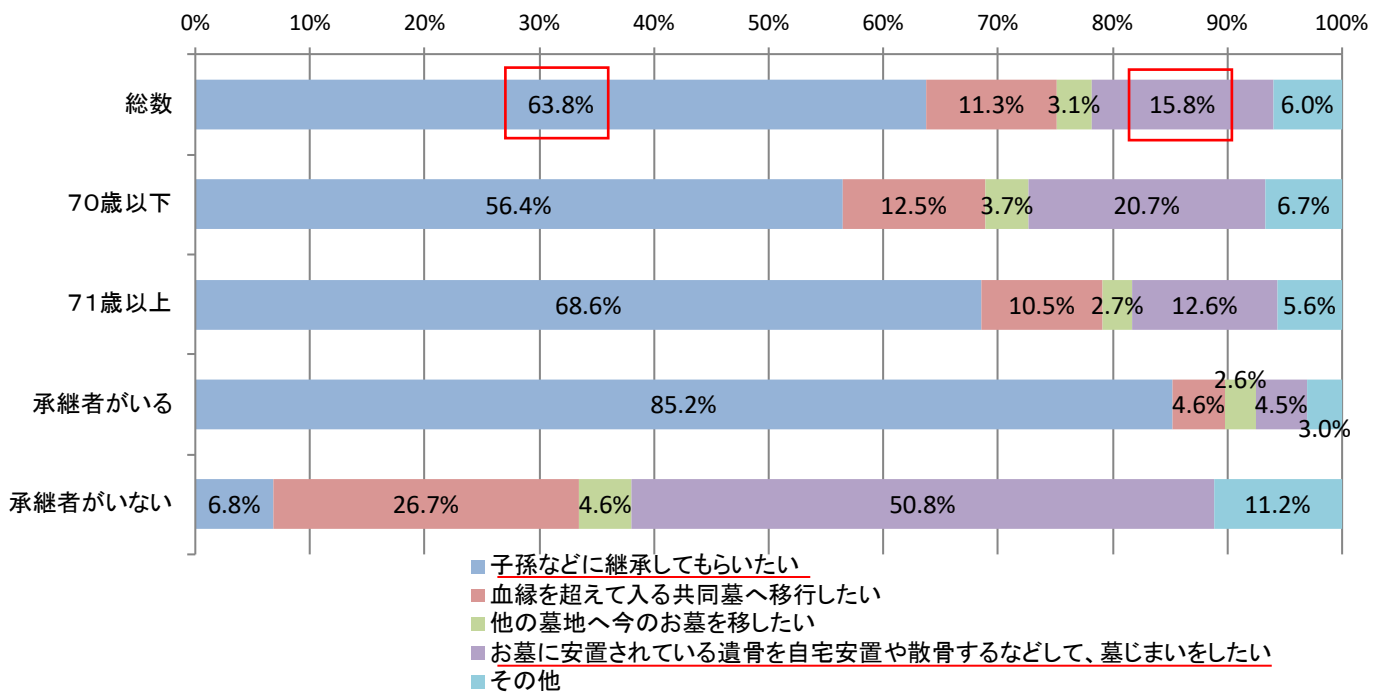
市立墓園利用者アンケート調査結果④

問 あなたは、現在利用しているお墓をどうしていこうと考えられていますか。〈○印は1つ〉

今後のお墓の利用について割合が最も高いのは「子孫などに継承してもらいたい」であり、6割以上を占めている。次に多いのは「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」であり、約16%となっている。

年齢別にみると、70歳以下は71歳以上と比べ「子孫などに継承してもらいたい」の割合が低く「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」の割合が高くなっている。

承継者の有無別にみると、承継者がいる人は「子孫などに継承してもらいたい」が8割以上を占めるのに対し、承継者がいない人は「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」の割合が半数以上を占めている。



	総数	子孫などに継承してもらいたい	血縁を超えて入る共同墓へ移行したい	他の墓地へ今のお墓を移したい	お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい	その他
総数	2,632	1,679 (63.8%)	297 (11.3%)	82 (3.1%)	416 (15.8%)	158 (6.0%)
70歳以下	1,021	576 (56.4%)	128 (12.5%)	38 (3.7%)	211 (20.7%)	68 (6.7%)
71歳以上	1,583	1,086 (68.6%)	166 (10.5%)	42 (2.7%)	200 (12.6%)	89 (5.6%)
承継者がいる	1,672	1,425 (85.2%)	77 (4.6%)	44 (2.6%)	76 (4.5%)	50 (3.0%)
承継者がいない	457	31 (6.8%)	122 (26.7%)	21 (4.6%)	232 (50.8%)	51 (11.2%)

市立墓園利用者アンケート調査結果⑤

現在利用しているお墓の今後の意向について、

- ・血縁を超えて入る共同墓へ移行したい
- ・他の墓地へ今のお墓を移したい
- ・お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい

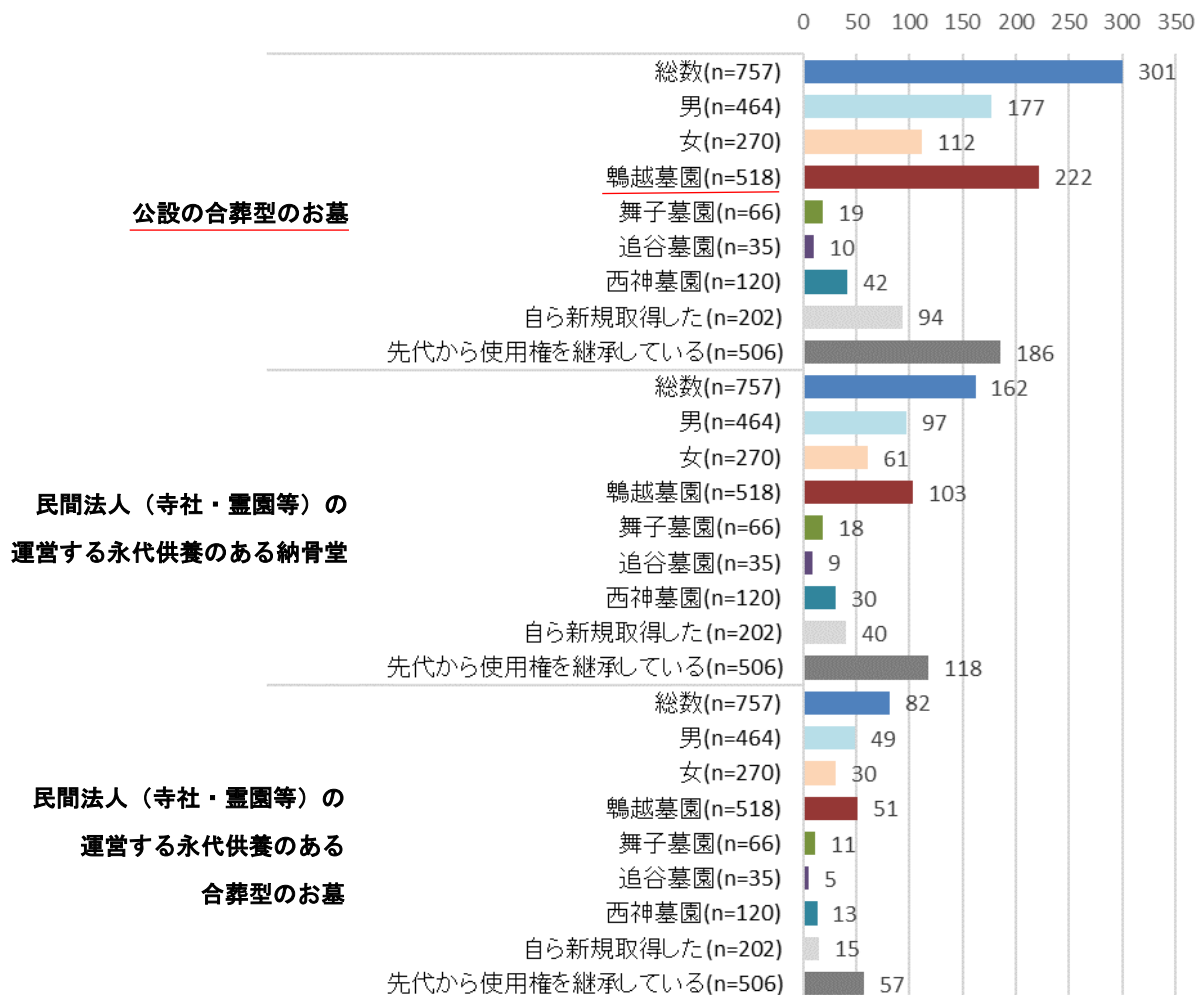
を回答した方にお尋ねします。

もし、お墓を移す、あるいは墓じまいをする場合、どのような形式のお墓(葬送)を選びますか。〈希望する順に下の回答欄に番号を3つ記入してください〉

希望する墓地形態について、性別、墓園別、現在所有のお墓の取得者別すべての項目において「公設の合葬型のお墓」を第1位に挙げる方が最も多くなっている。

また、現在公営の合葬墓（鶴越合葬墓）のある鶴越合葬墓については、222人(回答者の内42.8%)が「公設の合葬型のお墓」を希望している。

【1位】



【現状の対応】

- ・墓じまいを希望される方に対する受け皿として合葬墓整備を行っている。

< 鶴越墓園 >

- ・平成 30 年度(2018 年度)に鶴越合葬墓を供用開始し、令和 3 年度(2021 年度)に 1 万體から 2 万體収容まで拡張している。
- ・現在、約 10,700 體が収容済で、残り約 9,300 體(令和 5 年 3 月末)が供用可能な状況である。許可数は年間約 1,300 體程度を見込んでおり、今後 7 年程度は引き続き供用可能な見通しである。

< 舞子墓園 >

- ・令和 2 年度(2020 年度)に合葬式施設整備に向けた基礎調査を実施した。

< 西神墓園 >

- ・2011 年度(平成 23 年度)に規格型合葬墳墓(132 区画のパイロット事業)を供用開始している。

ii) 園内の無縁墓増加への対応について

【課題】

- ・年間使用料は払われているが、お参りが何年も途絶えて荒れたお墓が市立墓園内に見られる。(鶴越墓園においては、無縁改葬公告済みあるいは公告中のお墓が 712 か所)

【現状の対応】

- ・個別の無縁墓についての対応は、9 ページに記載のとおり。
- ・墓じまいにより、利用者から原状回復のうえ返還された区画については、「再貸付墓地」として、使用者募集を行っている。
- ・無縁墓所となった区画については、鶴越墓園の区画において、許可取消を行っている。

(2)これから新たに墓地を求める人に対して

①自分で生前に墓を考える時代の到来への対応(ニーズの変化への対応)

【課題】

希望する墓地形態に経年で大きな変化がみられる。一般墓を希望する方が減り、合葬墓を希望する方が増加している傾向にある。

墓を取得する際に重視することは、平成 27 年と令和 4 年ともに、お墓の価格や維持管理に係る費用が多く挙げられている。

ネットモニターアンケート調査結果②

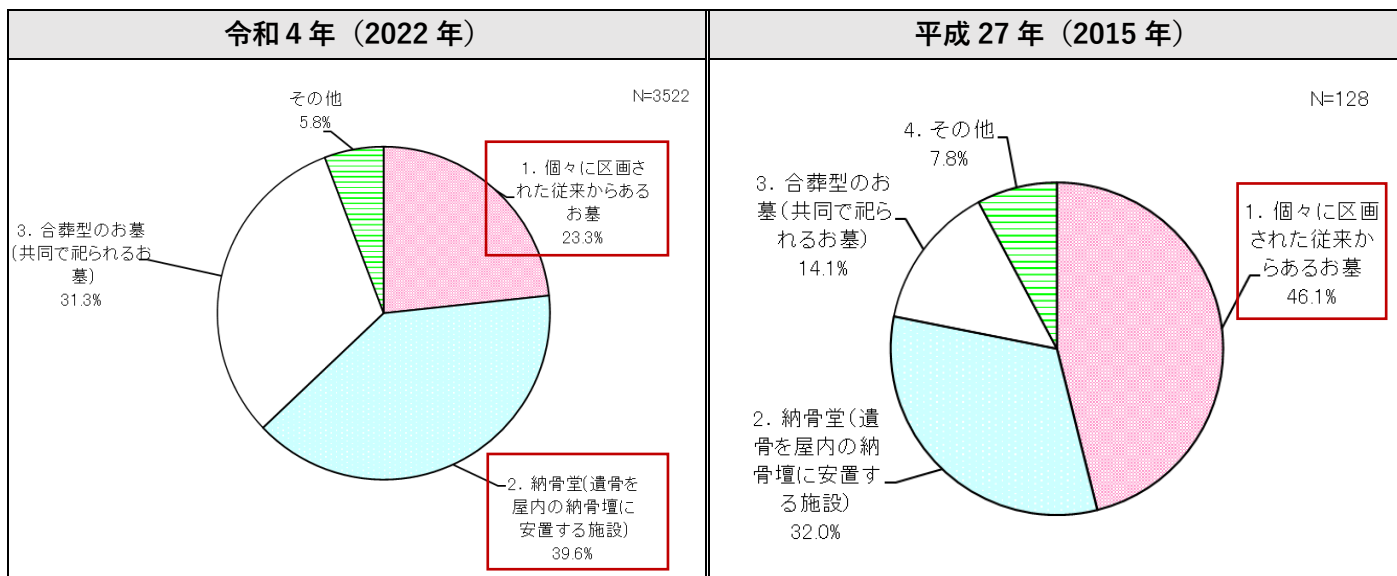
問:(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、どのような形式の墓地を取得したいですか。

希望する墓地の形態について、平成 27 年には 1 位:「1. 個々に区画された従来からあるお墓」 2 位:「2. 納骨堂(遺骨を屋内の納骨壇に安置する施設)」 3 位:「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」となっている。

一方、令和 4 年には 1 位:「2. 納骨堂(遺骨を屋内の納骨壇に安置する施設)」 2 位:「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」 3 位:「1. 個々に区画された従来からあるお墓」となり、順位の入替わりがみられる。

令和 4 年は平成 27 年に比べ減少している項目として「1. 個々に区画された従来からあるお墓」がある一方、平成 27 年と比べ最も増加が大きい項目は「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」である。

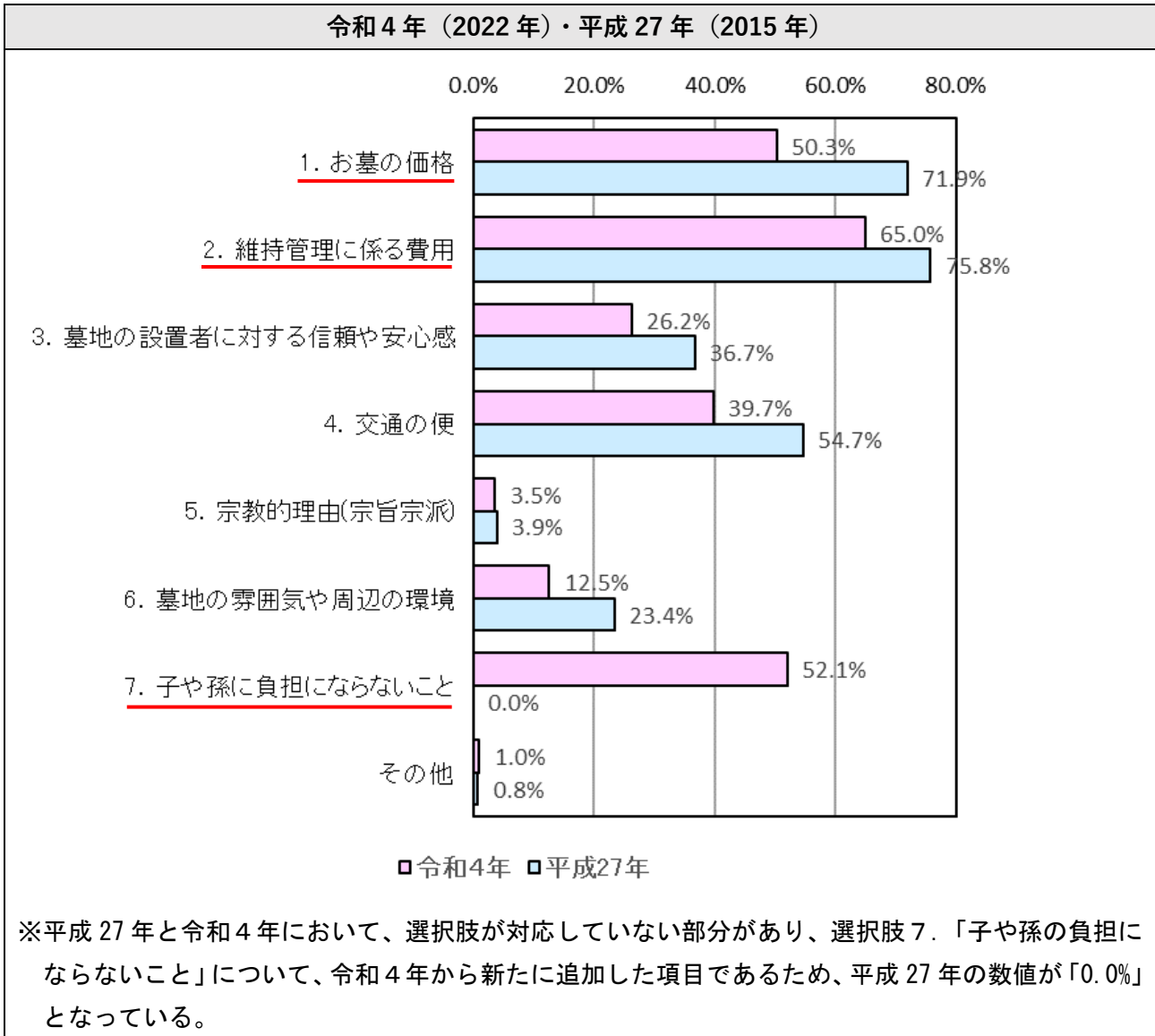


ネットモニターアンケート調査結果③

問:(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、取得する際に重視することは何ですか。(主なもの3つまで選択)

お墓の価格について、令和4年は約50%、平成27年は約72%が重視する項目に挙げている。また、維持管理に係る費用は、令和4年は約65%、平成27年は約76%が重視する項目に挙げている。



【現状の対応】

- ・希望する墓地形態は経年で大きく変化している。神戸市においては、継承を前提せず、無縁化しない墓地として鶴越合葬墓を設置しているが、今後もニーズに対応する墓地の提供を行っていく必要がある。
- ・ニーズに対応した墓地について、以下のように整理を行う。

継承を前提としない墓地	自然志向の墓地
<ul style="list-style-type: none"> ・合葬墓 ・期限付きの墓地 <p>(墓の形態に関わらず、継承を前提とせず、使用期限を定め期限後は合葬)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木葬 ・散骨

※樹木葬と散骨の違い

- ・樹木葬は、墓地の区域内において、樹木（墓石ではなく）を墓標として行われる。
- ・手法としては、「新しい苗木を1本植え、遺骨を埋蔵する」「墓地の中央にシンボルとなる樹木を植え、その周辺の区画に遺骨を埋蔵する、または周辺や地下に合葬で埋蔵する」など、様々な形態、方法がある。
- ・散骨は、墓理法に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に砕き、墓理法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為とされている。

※樹木葬と散骨の法的取扱

- ・樹木葬であっても、墓地以外の区域に遺骨を埋める行為は墓地埋葬法違反となる。(埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない、法第4条)
- ・旧厚生省生活衛生局長通知(H12.12.6)により、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これにより難い事情であっても宗教法人又は公益法人等に限られる」こととされている。そのため、それらに該当しない個人・団体は、樹木葬の経営主体とはなれない。
- ・散骨は、法律においてこれを禁止する規定はない。節度を持って葬送の一手法として行われる限り、刑法の遺骨遺棄罪にもあたらない。
- ・散骨は、火葬された後の焼骨を粉状に砕き、墓理法が想定する以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為とされる。実施にあたっては、地域住民、周辺の土地所有者、漁業者等の関係者の利益、宗教感情等を害することのないよう、十分に配慮することとされている。(厚労省 HP「散骨に関するガイドライン」厚生労働科学特別研究事業)

(参考：樹木葬の形態整理)

項目	事例	詳細
個別埋蔵	新潟市（太夫浜墓園樹木葬墓地） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の下に、個別区画用や合葬用の大きなカロートが整備されている。墓石は置かない場合が多く、外見は後述する「合葬（大きなカロートへ埋蔵）」と似通ったものが多い。 ・ 使用料（新潟市太夫浜墓園樹木葬墓地） 個別埋蔵 1 体用 313,000 円，2 体用 483,000 円 合同埋蔵 108,500 円/体
合葬（大きなカロートへ埋蔵）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市（メモリアルグリーン樹木型納骨施設） ・ 東京都（小平霊園樹林型合葬埋蔵施設） ・ 京都市（深草墓園樹木型納骨施設） など   <p>(写真は横浜市の事例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木や芝生の下に設けた大きなカロート（埋蔵施設）の内部に、納骨袋などに入れた遺骨を合葬する形式である。 ・ 原則、遺骨の返還や改葬はできない。 （イメージ図：「都立霊園樹林型合葬埋蔵施設使用の手引き」より）  <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料 横浜市メモリアルグリーン 202,850 円/体 小平霊園樹林型 44,000 円/体 京都市深草墓園 180,000 円/体 など
里山型（遺骨を直接埋蔵、広義の合葬）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森の墓苑（千葉県長南町） ・ 東京里山墓苑（東京都八王子市） ・ 大阪北摂霊園（大阪府豊能町） など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺骨を粉砕し、自然に還る素材の納骨袋などに入れた遺骨を直接埋蔵する。墓標として植樹をする例もみられる。環境循環や里山保全を意識している場合が多い。 ・ 使用料 大阪北摂霊園 160,000～1,200,000 円/体 など

②市民が公平に葬られる機会の提供

【課題】

- ・死が家族や地域から遊離し、自分のお墓について自分で考える時代の到来を前提として墓地行政のあり方を考える必要がある。家族の有無や経済状況にかかわらず、皆等しく無縁になることなく、安心してお墓に入ることができることの実現に向けて、死後の安寧の保障を図る必要がある。
- ・神戸市においては、高齢独居世帯が他都市よりも多い（12 ページ）ことなどから、生前の納骨予約・葬儀予約などのシステムの検討が必要である。

【他市の取組】

他市において、自分の死後への対応を支援する取組がみられる。

(参考：葬儀・埋葬のセーフティネット)

項目	内容	詳細
エンディングプラン・サポート事業 (神奈川県横須賀市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 終活課題についての相談： 葬儀・納骨について、低額で生前契約を受ける協力葬儀社の情報提供、死亡届出人の確保について提案、「わたしの終活登録」事業について案内 2. 支援プランの策定の保管 3. 終活課題の解決に向けた連携・支援： 安否確認の訪問、入院・入所・死亡などの局面ごとに関係機関・協力事業者・知人の方々などに速やかに連絡 	<p>【利用料】 原則として生活保護基準に納骨費用を加えた額。(参考：令和4年度：26万円)</p> <p>【利用条件】 原則として、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、月収18万円以下・預貯金等が225万円以下程度で、固定資産評価額500万円以下の不動産しか有しない高齢者等の市民の方。</p>
おひとり様などの終活支援事業 (神奈川県大和市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自らの葬儀や納骨などを執り行う、市内の「協力葬祭事業者」(民間事業者)の紹介、生前に契約できるよう支援、死亡時に葬祭事業者等へ連絡 2. 親族以外に、自らの死後の遺品整理や各種契約の解約手続きなどを希望する場合、司法書士などから連絡をするよう市が手配 3. 親族の代わりに、死後のお墓の所在などの情報を、知人等に連絡(希望者のみ) 	<p>【利用料】 葬儀等の生前契約に係る費用は対象者の自己負担</p> <p>【利用条件】 ・市内在住で、自身の死後に不安を抱えるひとり暮らしの人、夫婦や兄弟姉妹のみで暮らす世帯など ・不動産所有、預貯金の有無、月収の有無は問わない</p>
エンディングプラン・サポート事業 (兵庫県高砂市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市の立ち合いのもと、市の協力葬儀社と生前に葬儀等の契約 2. 希望によりリビングウィル(延命治療等の意思)の市と葬儀社による保管(希望者のみ) 3. 入院、死亡時に医療機関等から市や葬儀社への連絡の伝達、リビングウィルの伝達、葬儀の円滑な進行の実施 	<p>【利用料】 葬儀等の生前契約に係る費用は対象者の自己負担</p> <p>【利用条件】 ・市内に住所を有するひとり暮らしの方 ・年齢が65歳以上の方 ・月収が18万円以下かつ預貯金等が180万円以下であり、所有する不動産の固定資産評価額が500万円以下の方</p>

第5章 神戸市の墓園行政の役割

第4章で述べたような課題を解決するため、神戸市の墓園行政の役割の整理を行った。

(1) 安心で信頼のある墓地を提供

旧厚生省生活衛生局長通知(H12.12)により、墓地、納骨堂の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとされており(これにより難しい場合は宗教法人、公益法人等)、墓地需要に対して、計画的・永続的な墓地経営を確保する必要がある。

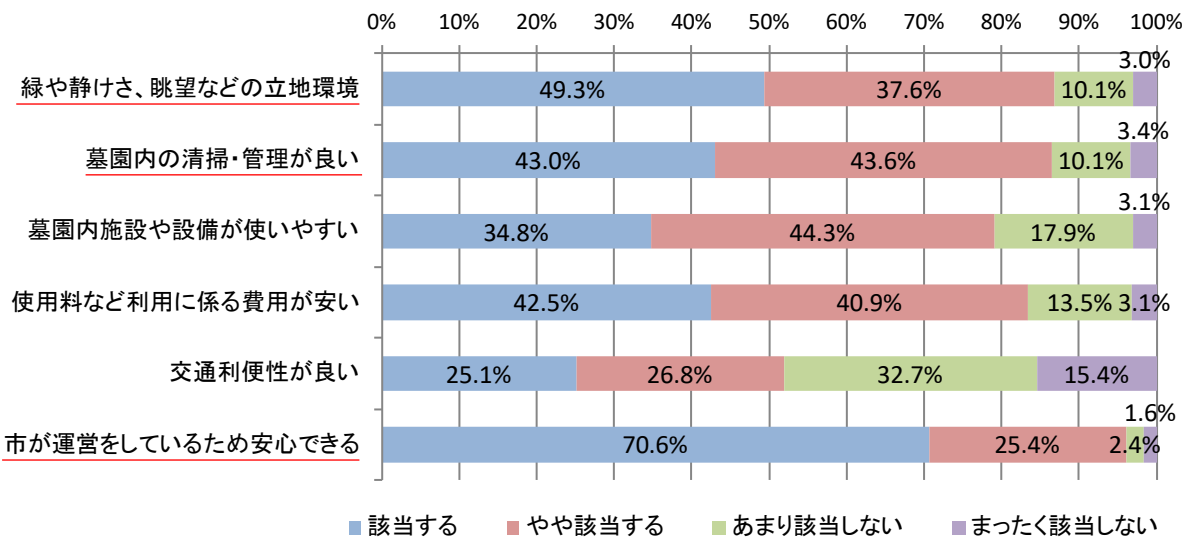
市立墓園利用者の取得理由において最も高い項目は「市が運営していることの安心」であり、安心で信頼のある墓地運営が求められていることがわかる。

市立墓園利用者アンケート調査結果⑥

問10 神戸市立墓園を取得した理由(継承した方は先代から聞いている理由)はなんですか。一番近い番号を選んでください。

神戸市立墓園を取得した理由について、「該当する」の割合が最も高いのは「市が運営をしているため安心できる」であり、2位の「緑や静けさ、眺望などの立地環境」や3位の「墓園内の清掃・管理が良い」と大きく差がみられる。

【総数】



	総数	該当する	やや該当する	あまり該当しない	まったく該当しない
緑や静けさ、眺望などの立地環境	2,138	1,054 (49.3%)	803 (37.6%)	217 (10.1%)	64 (3.0%)
墓園内の清掃・管理が良い	2,126	914 (43.0%)	926 (43.6%)	214 (10.1%)	72 (3.4%)
墓園内施設や設備が使いやすい	2,103	731 (34.8%)	931 (44.3%)	376 (17.9%)	65 (3.1%)
使用料など利用に係る費用が安い	2,119	901 (42.5%)	866 (40.9%)	286 (13.5%)	66 (3.1%)
交通利便性が良い	2,121	532 (25.1%)	568 (26.8%)	694 (32.7%)	327 (15.4%)
市が運営をしているため安心できる	2,218	1,567 (70.6%)	563 (25.4%)	53 (2.4%)	35 (1.6%)
わからない	323				

(2)セーフティネットとしての墓地を提供

市営墓地の利用者であるかどうかを問わず、将来子や孫に承継を前提としない墓地への需要が高まっている。あわせて、経済的負担の安価な墓地への需要は高い状況である。

また、特定の宗旨・宗派に属さない無宗教の方を受け入れることができる墓地の供給は必要であり、市立墓園はその役割を担っている。

ネットモニターアンケート調査結果③

問:(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、取得する際に重視することは何ですか。(主なもの3つまで選択)

令和4年において、墓地を取得する際重視することとしては、「維持管理にかかる費用」を挙げる割合が最も高く、65.0%となっている、次いで、「子や孫に負担にならないこと」(52.1%)、「お墓の価格(50.3%)」が続いている。

※グラフおよび一覧表は37ページを参照。

市立墓園利用者アンケート調査結果⑥

問10 神戸市立墓園を取得した理由(継承した方は先代から聞いている理由)はなんですか。一番近い番号を選んでください。

神戸市立墓園を取得した理由について、4位が「使用料など利用に係る費用が安い」となっており、「該当する」「やや該当する」の合計は約83%となっている。

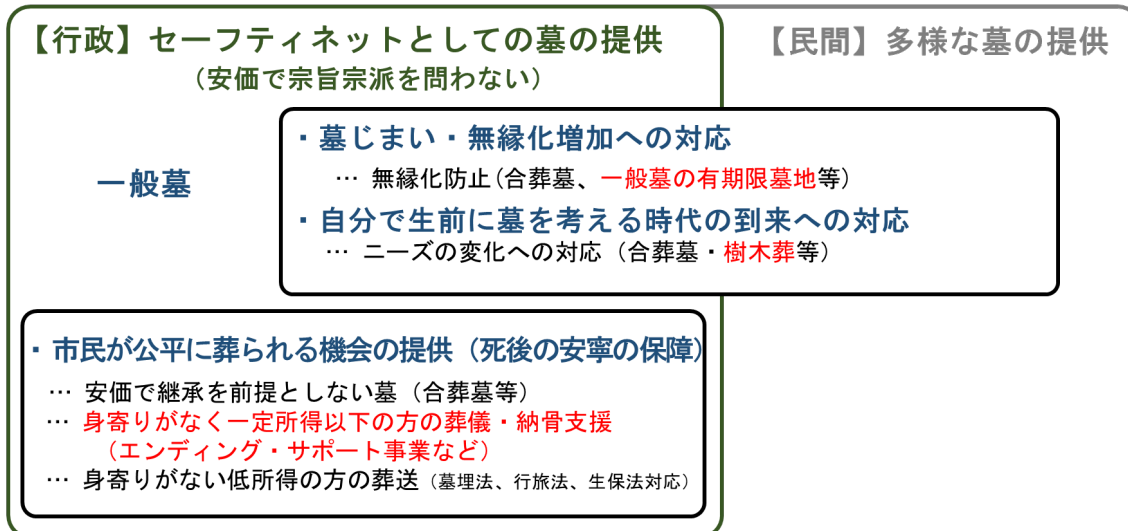
※グラフおよび一覧表は41ページを参照。

(3) 今後の神戸市墓地行政のあり方について

今後の神戸市における墓地行政のあり方について、イメージ図を以下に示す。

(参考) イメージ図

今後の神戸市墓園行政のあり方



赤字は現在対応ができていないもの

第6章 神戸市の墓園行政として取り組むべき方向性

今後も変化する市民意識やニーズに引き続き応えていくために、神戸市の墓園行政に求められる対応と、市民の死後の安寧を確保すべきであるという意見が示された。

(1) 市立墓園の既存利用者に対して

① 墓園環境の整備

i) トイレの設備の整備および更新について

- ・各墓園のトイレについては、順次、洋式化、ユニバーサルデザイン化（だれでもトイレ）への対応を行っている。老朽化対応や防犯対策も考慮したうえで、今後も誰もが利用しやすい環境づくりを計画的に進める必要がある。

ii) 墓園への交通アクセスについて

- ・各墓園とも自然環境豊かな立地にあることから、特に鶴越墓園、西神墓園については、マイカー等で来園される方が多いことを現状として捉える必要がある。
- ・鶴越墓園の来園に用いる電車およびバスといった公共交通機関と園内の移動に用いる循環バスについて、公共交通機関から園内循環バスへの乗継時刻表や乗継時間の分かりやすい周知を行う必要がある。
- ・鶴越墓園の園内循環バスについて、園内バス停への屋根の増設などのサービスの向上を図る必要がある。
- ・西神墓園の盆・彼岸期における路線バスの増便について、交通事業者への依頼を引き続き行う必要がある。また、現在試行的に行っている園内の移動手段（ジャンボタクシー）についても本格実施を行うことで、利便性の向上を図る必要がある。

② 墓じまい・無縁化増加への対応

i) 墓じまいについて

- ・市立墓園にお墓があり、墓じまいを希望する人に対し、墓じまいの手続き・方法などを神戸市のホームページにおいてFAQ方式で紹介するなど、疑問や不安に対して分かりやすく説明を行う必要がある。
- ・墓じまいへの支援の一環（受け皿）として、鶴越墓園に鶴越合葬墓を整備し、その拡張を令和3年度(2021年度)に行っているため、当面の需要への対応は可能であると考えられる。合葬墓への改葬希望がある墓園利用者は鶴越墓園に多いことから、鶴越墓園以外の墓園については今後の利用状況を見極めながら合葬墓整備の検討を進める必要がある。

ii) 園内の無縁墓増加への対応について

- ・現在、鶴越墓園において行っている無縁墳墓改葬の手続きについて、鶴越墓園以外の墓園についても調査及び改葬手続きを進める必要がある。
- ・将来無縁化することのない形態の墓地である、期限付きの墓地(期限後は合葬)について、整備の検討を行う必要がある。

(2)これから新たに墓地を求める人に対して

①自分で生前に墓を考える時代の到来への対応について

- ・継承を前提とせず、比較的廉価な合葬施設については、鶴越合葬墓の整備を行っており、今後も社会状況に合わせた運営を行う必要がある。
- ・新たな合葬施設として、自然回帰の志向への対応となる樹木葬を取り入れた合葬施設を、他都市の事例なども参考にしながら研究を進める必要がある。
- ・散骨については、法的な規制がないこと、実施件数が少ないこと、民間事業者において廉価で実施している事例があることなどから、神戸市の墓園行政の取組にはなじまないものとする。

②市民が公平に葬られる機会の提供について(死後の安寧の保障)

- ・承継への不安に対応した利用しやすい墓地として、期限付きの墓地の導入検討を行う必要がある。
- ・家族・承継者の有無や経済状況、宗旨・宗派に関わらず希望すれば入ることができる合葬墓について、市立墓園が安価に提供することで、市民に対するセーフティネットの役割を果たし、死後の安寧の保障を図る必要がある。
- ・身寄りのない独居・低所得の方の死後の安寧を保障するため、生前の葬儀予約・納骨予約などを市が支援するシステム（エンディング・サポート事業）の構築に向けて検討を行う必要がある。

語句説明集

(50 音順)

用語	解説
一般墓	本資料では、個別の墓地区画に設置する石の墓地のこと。家族や一族など家単位で承継することが基本となる。
永代供養	経済的な理由や身体的な理由あるいは遠距離故にお墓参りできない人のお墓について、遺骨を預かった寺などが永代にわたって供養と管理をする仕組みのこと。
エンディング・サポート	高齢者が人生の終末期において抱える財産の処分や相続、医療・介護、その他生活の不安に関わる課題について支援を行うこと。
改葬	埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと。(墓地・埋葬等に関する法律 第2条第3項)
核家族世帯	親族のみで構成された世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供からなる世帯のこと。
合葬墓	家族単位ではなく、共同で使用する墓地のこと。 合葬式の納骨施設の周辺に慰霊碑を設け、あわせて設置された献花台等で参拝する形式の慰霊碑型合葬式墓地などがある。
共同墓地	本資料においては、石塔や樹木などを墓碑として、同じ区画に共同で納骨する墓地を指し、合葬墓と同様の意味合いを指す。
市立墓園	公営墓地のうち市が経営する墓地(霊園)。
再貸付	利用されていたが墓石撤去され更地となった墓地に対し、新たな利用者を受け入れること。
自宅安置	墓地等に埋蔵せず、自宅などで遺骨を保持していること。
樹林葬(墓地)	墓石の代わりに、複数又は単体で植樹された樹木を墓標としたお墓。 土中に合同で遺骨を埋蔵する形式や、樹木の周辺に穴を掘り個別に埋蔵する形式等、施設によって仕様が異なる。
承継(者)	墓地を使用している者が死亡した場合等に、祭祀を主宰して利用する権利を受け継ぐこと。「承継者」は、お墓を受け継ぐ人。
当初使用料	本資料においては、一般墓については利用を開始する際に払う料金、合葬墓については一括で支払う永代の使用料のこと。
単独世帯	世帯人員が1人の世帯。
年間使用料	本資料においては、年単位で支払う墓地の維持管理費のこと。
墓じまい	本資料については、一般墓等の個別区画を前提とする墓地から合葬墓など小規模な墓地へ改葬することと、自宅安置を行うなどで墓地の利用をとりやめることの両方を指す。

用語	解説
墳墓	死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設。
墓園	都市計画法に位置付けられた都市施設。墳墓を設けるための区域として都道府県知事の許可を受けたもの。
墓地	墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市長又は区長。）の許可を受けた区域（墓地・埋葬等に関する法律 第2条第5項）のことをいうが、本書においては、個々の墳墓がある場所の両者を指す。
埋葬	死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。）を土中に葬ること。（墓地・埋葬等に関する法律 第2条第1項）
埋蔵	焼骨を墳墓に納めること。
無縁遺骨	孤立死等の場合で、引取り手がない遺骨。
（墓地の）無縁化	墓地を受け継ぐ者があらわれなため、祭祀を主宰する者がいなくなってしまうお墓となること。
無縁墓	墓地を受け継ぐ者があらわれなままとなっている墳墓。
無縁改葬	無縁化した墓地の死体や遺骨を改葬すること。

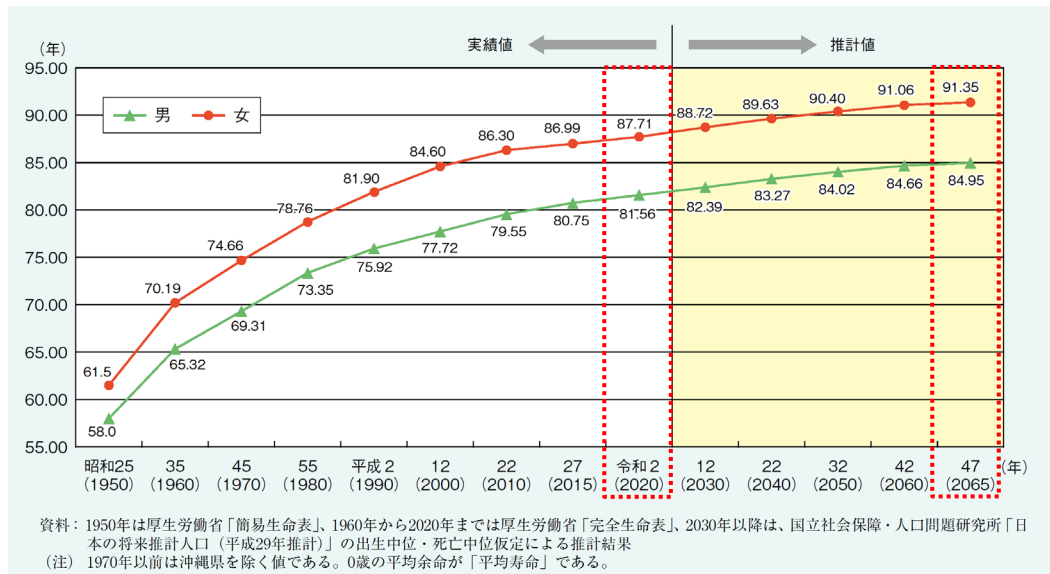
参考資料

(1) 死生観・家族観・祀る意識をはじめとする社会的な意識の変化等に関する調査結果

【人生 100 年時代の到来】

我が国の平均寿命は、令和 2 年（2020 年）現在、男性 81.56 年、女性 87.71 年となっている。今後、男女とも平均寿命は延伸を続け、令和 47 年（2065 年）には、男性 84.95 年、女性 91.35 年（死亡中位仮定）となると見込まれている。

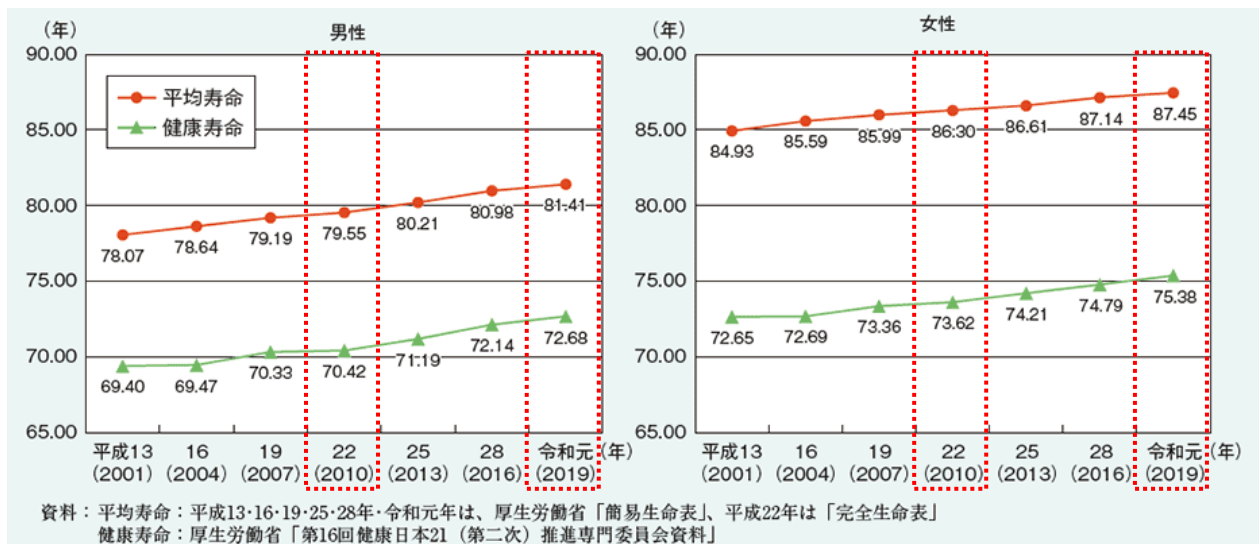
平均寿命の推移と将来の推計値



【平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸】

日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和元年（2019 年）時点で男性が 72.68 年、女性が 75.38 年となっており、それぞれ平成 22 年（2010 年）と比べて延伸している。さらに、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを上回っている。

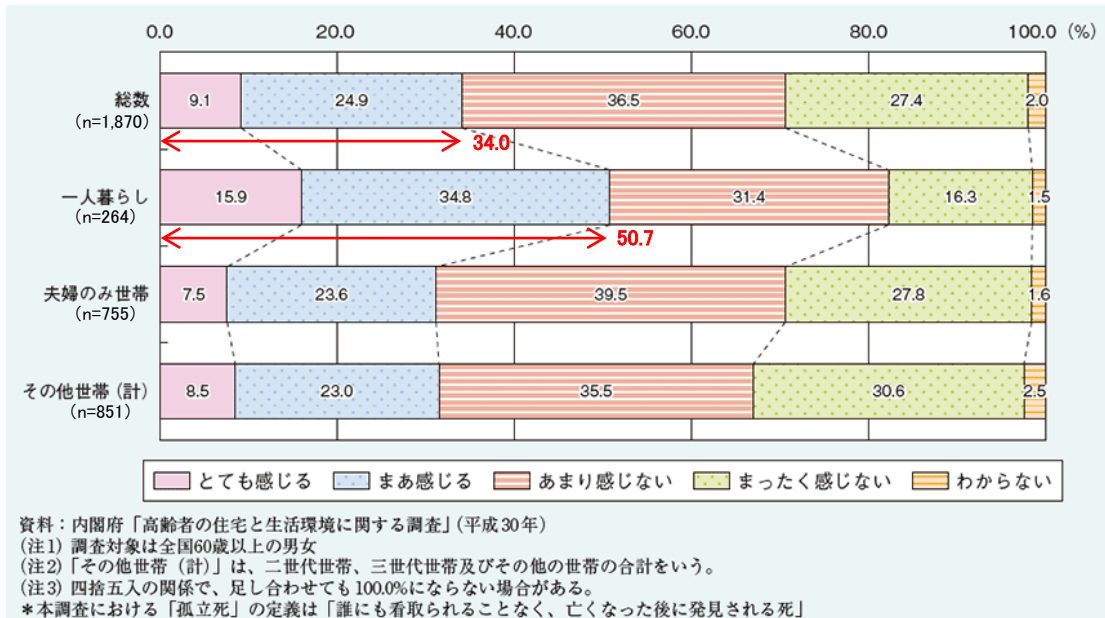
平均寿命と健康寿命の推移



【一人暮らしで突出する孤立死を身近に感じる割合】

孤立死（誰にも看取られることなく、亡くなった後に発見される死）を身近な問題だと感じる（「とても感じる」と「まあ感じる」の合計）人の割合は、60歳以上の者全体では34.0%となっているが、一人暮らし世帯では50.7%となっている。

60歳以上の者の孤立死を身近な問題と感じるものの割合



【高齢者の家族・親族の中での役割が減少】

家族や親族内での役割をみると、令和3年（2021年）では、「家事を担っている」（44.4%）が最も高く、次いで、「家族・親族の相談相手になっている」（29.4%）、「家族の経済的な支え手（かせぎ手）である」（21.6%）となっている。

「特に役割はない」という者は25.8%となっており、平成26年（2014年）と比較すると増加している。

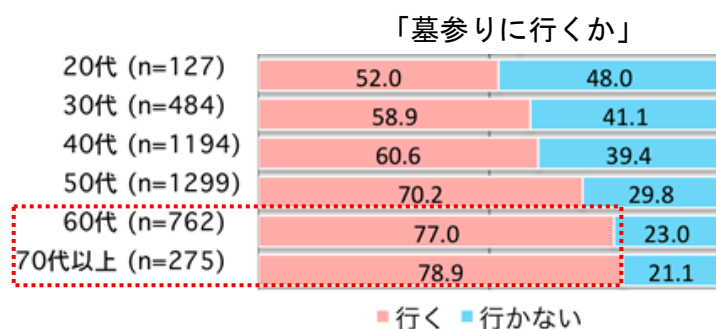
60歳以上の者の家族や親族内での役割（複数回答）

	n	家事を担っている	家族・親族の相談相手になっている	家族の経済的な支え手（かせぎ手）である	家族や親族の役割（め）である	家族や障害者・介護親族を世話する	小さな子どもを世話する	その他	特に役割はない	無回答・不明
令和3年	2,435	44.4	29.4	21.6	17.3	8.6	6.8	1.3	25.8	1.1
平成26年	3,893	48.1	41.0	29.3	23.1	12.0	11.9	1.8	13.6	8.5

出典：令和3年度 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果（内閣府）
 調査対象者：全国の60歳以上（令和3年11月1日現在）の男女
 調査期間：令和3年12月6日～12月24日
 調査方法：郵送調査法
 標本数：男女合わせて4,000人

【墓参りに行く人の高齢化】

墓参りに行く割合は年齢が上がるごとに増加しており、よく墓地に行く利用者には高齢の方が比較的多いことが予想される。



調査名：「お墓参り」に関するアンケート
調査元：インターワイヤード株式会社
調査期間：2016年6月7日～24日
回答数：4,141件

(2)変化する墓地形態に関する調査結果

転居が多いなど生活面でのニーズや、死後残したいものなど個人の意向の面でのニーズに対応した墓地が台頭し、お墓の「一カ所に変わらず存在する」というありかたに変化が表れている。

項目	事例	詳細
合葬墓	<p>【公営】 鶴越合葬墓（神戸市）、 横浜市営墓地：メモリアルグリーン（神奈川県横浜市）</p>  <p>鶴越合葬墓</p>	<p>合葬墓とは、他の方の遺骨と一緒に納骨する一つの大きなお墓を指す。多くの場合、利用に期限はなく、埋蔵後も維持費はかからずに継続して安置され、遺骨の取り出しはできない。</p>
樹木葬	 <p>(例) 横浜市営墓地メモリアルグリーン (写真奥：合葬式樹木型納骨施設)</p>	<p>樹木葬では、墓地として認可された山林墓地にお骨を埋蔵する。一般的には墓石は作らず、植林や杭、花木などを墓標にするが、ネームプレートなどを設置している墓地もみられる。</p>
納骨堂	 <p>イメージ写真</p>	<p>納骨堂とは、骨壺に入れた遺骨を安置する場所である。近年は多層階で大量の納骨壇を設置する施設や墓参りの際に遺骨を参拝スペースまで運ぶことができる「自動搬送式納骨堂」などがみられる。</p>
月額制・移転可能	<p>【民営】 のうこつぼ/偲墓</p>  <p>民間墓地紹介サイトより引用</p>	<p>月額制の一般墓地あるいは納骨堂であり、提携寺院との提携のうえで設置されるため、寺院間での移転が可能となり、転居等のニーズに対応している。</p>
デジタル化	<p>【民営】 デジタル参拝、お墓2次元コード、ウェブ墓</p>  <p>米国ABCニュースより引用</p>	<p>米国等では2次元コードの付いた墓標が流行している。また、故人のデジタル化した思い出の品を格納するWEBサイト上のサービスも存在する。</p>
散骨・海洋葬	 <p>イメージ写真</p>	<p>散骨とは遺骨を粉末状にした遺灰を、山や海などに撒く供養の形式である。 民間が提供するサービスとしては、船を使い海上にて散骨を行う海洋葬（海洋散骨）が多くみられる。</p>

(3)墓地需要推計

将来的に必要な墓地の数を把握するため、二種類の推計方式から墓地需要数の推計を行った。その結果、年平均では、大阪府方式で約3,000～4,000基ずつ、森岡方式で約2,000～4,000基ずつ、新たな墓地需要が発生すると予測される。死亡者数の増減をもとに計算する大阪府方式における需要発生数が増加を続けるのに対し、世帯数の増減をもとに計算する森岡方式における需要発生数は減少傾向にある。なお、大阪府方式における「墓地需要率」や「定住志向率」などの係数についてトレンド変化を加味した場合、年平均約2,000～3,000基とやや減り、長期的な傾向としても減少傾向となる。

神戸市の墓地需要推計（毎年、新たに発生すると予測される数）

期間		大阪府方式		森岡方式
		通常	トレンド加味(参考)	
令和2～7年	2020～2025年	3,113	3,113	3,914
令和7～12年	2025～2030年	3,414	2,856	3,914
令和12～17年	2030～2035年	3,676	3,075	3,255
令和17～22年	2035～2040年	3,859	2,815	3,126
令和22～27年	2040～2045年	3,760	2,449	2,270
令和27～32年	2045～2050年	3,712	2,417	2,270
令和32～37年	2050～2055年	3,774	2,229	1,726
令和37～42年	2055～2060年	3,857	2,089	※
令和42～47年	2060～2065年	3,880	1,943	※

単位：基/年

※森岡方式は世帯数の変動を前提として、墳墓等必要数の推計をするものである。世帯数が減少すると、この推計需要数の値も「—」（マイナス）となるが、これは「新たな墳墓等の需要数が生じなくなる」のであって、直ちに既存の墳墓等の減少をすることを意味するものではない。従って、令和37～42年および令和42～47年については「※」と表記を行っている。

墓地需要推計方式

推計方式①：大阪府方式の算出方法（死亡者数と墓地需要が連動する方法）

将来必要数（A）＝ 推定死亡者数 × 墓地需要率 × 定住志向率

将来必要数（B）＝ 推定死亡者数 × 傍系世帯率 × 定住志向率

墓地需要数 ＝ { 将来必要数（A）＋ 将来必要数（B） } ÷ 2

推定死亡者数…神戸人口ビジョン〔改定版〕（令和2年）における推計値（推計は国立社会保障・人口問題研究所が示す手法に基づく）

墓地需要率…神戸市ネットモニターアンケート（令和4年）において「（墓地の取得を）希望する」と回答した方の割合 ※「トレンド加味」の推計においては平成27年（25.4%）と令和4年（19.6%）の結果をもとに近似式を算出し、意向の変化を推計して各年の仮定値として採用

定住志向率…神戸市ネットモニターアンケート（平成27年および令和4年）において「住み続けたい」と回答した方の割合 ※「トレンド加味」の推計においては平成27年（88.9%）と令和4年（76.5%）の結果をもとに近似式を算出し、意向の変化を推計して各年の仮定値として採用

傍系世帯率…平成27年度神戸市ネットモニターアンケート「現時点でお墓を守る立場にない」と回答した方の割合（25.2%）

推計方式②：森岡方式の算出方法（世帯数と墓地需要が連動する方法）

墓地需要期間（A）≡ 1 / （世帯平均人員 × 死亡率）

年平均墓地需要数（B）＝ 親族世帯増加数 ÷ 墓地需要期間（A）

＝ 親族世帯増加数 × 1世帯平均人員 × 死亡率

親族世帯の増加数及び世帯平均人員…親族世帯について1965年～2005年までの国勢調査における実績値から近似式を用いて比率を算出、得られた比率を2010年以降の一般世帯数の実績値及び推計値に掛け合わせて算出

死亡率…人口動態統計及び神戸人口ビジョン〔改定版〕（令和2年）における各年の死亡者数を人口で除した値から算出

(4) ネットモニターアンケート調査結果概要

【実施概要】

○令和4年・実施概要

テーマ	墓地について
調査期間	令和4年(2022年)9月8日(木)～9月21日(水)
設問数	全7問(分岐設問除く)
対象モニター数	5,955名
回答モニター数	3,522名(59.1%)

○令和4年・設問内容

問1	あなたは現時点でお墓を持っていますか。(自分・家族を含めて)
問1-1	<p><お墓を持っている方></p> <p>あなたの墓地は、どのような管理運営の墓地ですか。</p> <p>(複数のお墓をお持ちの場合は、普段からよくお参りされているお墓についてお答えください)</p>
問1-2	<p><お墓を持っている方></p> <p>あなたの墓地は、どこにありますか。</p> <p>(複数のお墓をお持ちの場合は、普段からよくお参りされているお墓についてお答えください)</p>
問1-3	<p><お墓を持っている方></p> <p>現在お持ちのお墓を、将来にわたって維持していこうと考えられていますか。</p> <p>(複数のお墓をお持ちの場合は、普段からよくお参りされているお墓についてお答えください)</p>
問2	あなたは神戸市内に(現在お持ちの墓地とは別に)墓地の取得を希望しますか。
問3	<p>(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)</p> <p>市内に墓地を取得するならば、どのような管理の墓地を取得したいですか。</p>
問4	<p>(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)</p> <p>市内に墓地を取得するならば、どのような形式の墓地を取得したいですか。</p>
問5	<p>(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)</p> <p>市内に墓地を取得するならば、取得する際に重視することは何ですか。(主なもの3つまで選択)</p>
問6	今後も神戸市に居住されますか。
問7	墓地について、ご意見・ご要望があればご入力ください。
回答者情報	性別
	年代
	居住区
	職業

○平成 27 年・実施概要

テーマ	墓地について
調査期間	平成 27 年 (2015 年) 10 月 15 日～28 日
設問数	全 8 問 (分岐設問除く)
対象モニター数	691 名
回答モニター数	503 名 (回答率 72.8%)

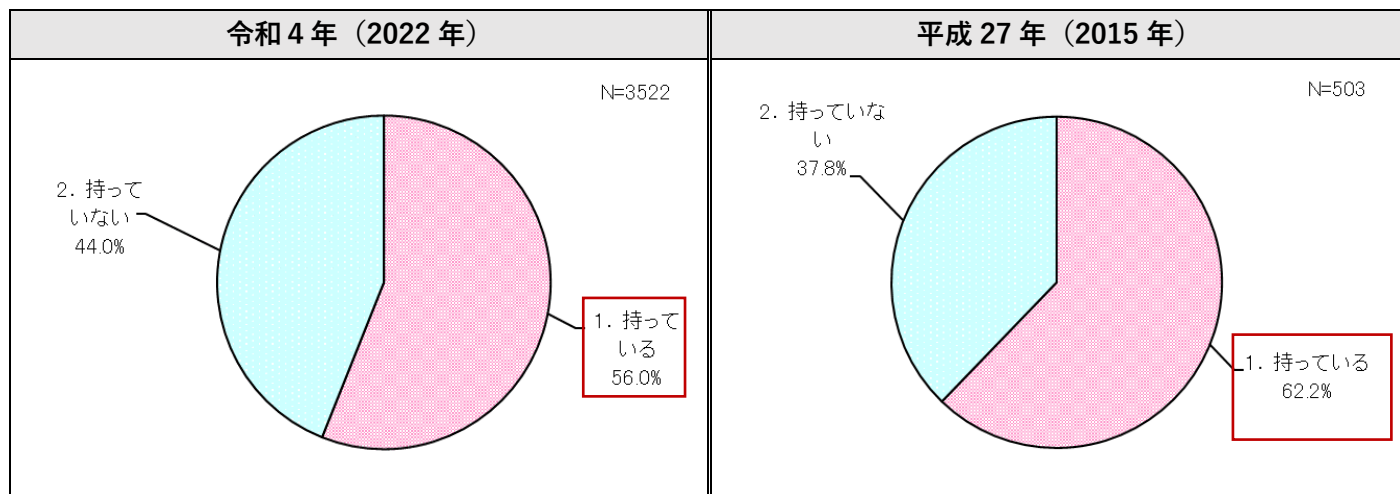
○平成 27 年・設問内容

問 1	世帯主との続柄を選んでください。
問 2	世帯構成を選んでください。
問 3	今後も神戸市に居住されますか。
問 4	現時点でお墓を守る立場にありますか。
問 5	現時点でお墓を持っていますか (自分・家族を含めて)。
問 5 - 1	<お墓を持っている方>あなたの墓地は、どのような管理運営の墓地ですか。
問 5 - 2	<お墓を持っている方>あなたの墓地は、どこにありますか。
問 5 - 3	<お墓を持っている方>いつごろ取得されましたか。
問 5 - 4	<お墓を持っている方> 墓地の総取得費 (使用料、墓石費用等含む) はいくらでしたか。
問 5 - 5	<お墓を持っている方>年間の管理費はいくらですか。
問 5 - 6	<お墓を持っている方> 現在お持ちのお墓を将来にわたって維持していこうと考えられていますか。
問 6	あなたは神戸市内に墓地の取得を希望していますか (現在、神戸市内に墓地をお持ちの方は、新たに希望するかどうか)。
問 6 - 1	<神戸市内に墓地の取得を希望する方> 墓地の取得を希望している理由は何ですか。
問 6 - 2	<遺骨がある方>現在お持ちの遺骨をどうしていますか。
問 6 - 3	<神戸市内に墓地の取得を希望する方> あなたは墓地をいつごろ取得したいですか。
問 6 - 4	<神戸市内に墓地の取得を希望する方> どのような管理の墓地を取得したいですか。
問 6 - 5	<神戸市内に墓地の取得を希望する方> どのような形式の墓地を取得したいですか。
問 6 - 6	<神戸市内に墓地の取得を希望する方> 取得する際に重視することは何ですか。(主なもの 3 つまで選択)。

問6-7	<p><神戸市内に墓地の取得を希望する方></p> <p>あなたが墓地を取得すると想定してお答えください。</p> <p>墓地の総取得費(使用料、墓石費用等含む)はどのくらいが適当とお考えですか。</p>
問7	<p>今後、神戸市においてどのような墓地の供給を増やしていけばよいと思いますか。</p>
問7-1	<p><「合葬型」を選択した方></p> <p>合葬型の場合、直接合葬墓に納める方式と個別に遺骨をいったん保管し一定期間の後に合葬墓に納める方式がありますが、個別に保管する期間としてはどれくらいがよいと思いますか。</p>
問8	<p>墓地について、ご意見・ご要望があればご入力ください。</p>
回答者情報	性別
	年代
	居住区
	職業

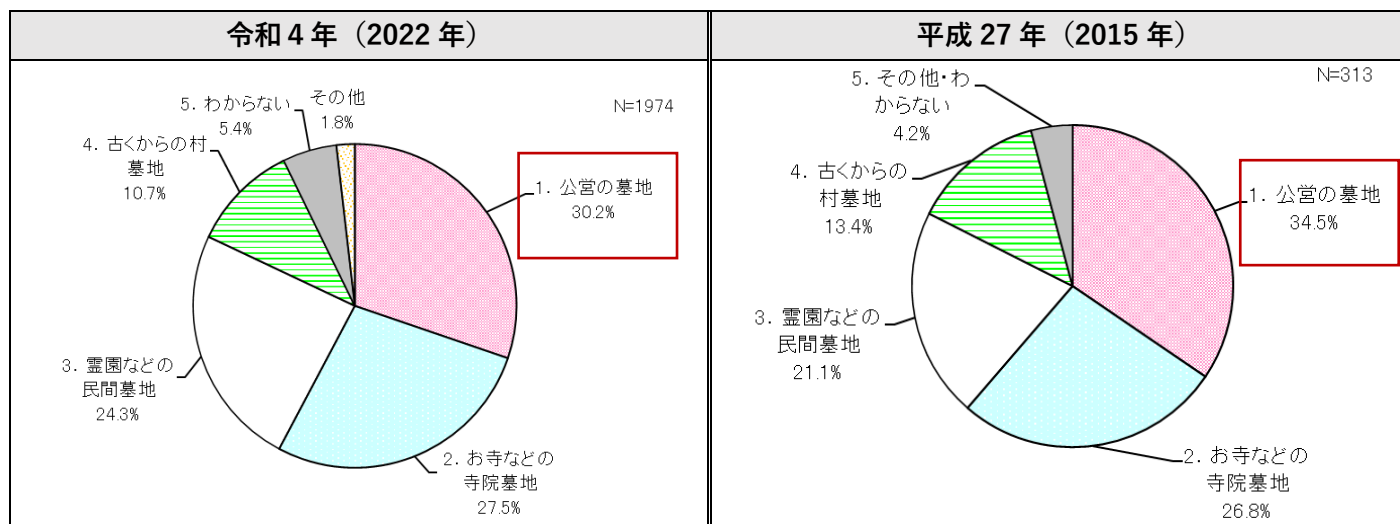
問:あなたは現時点でお墓を持っていますか(自分・家族を含めて)。

お墓の所有の有無については、「持っている」が約6割となっており、令和4年は平成27年に比べて微減している。



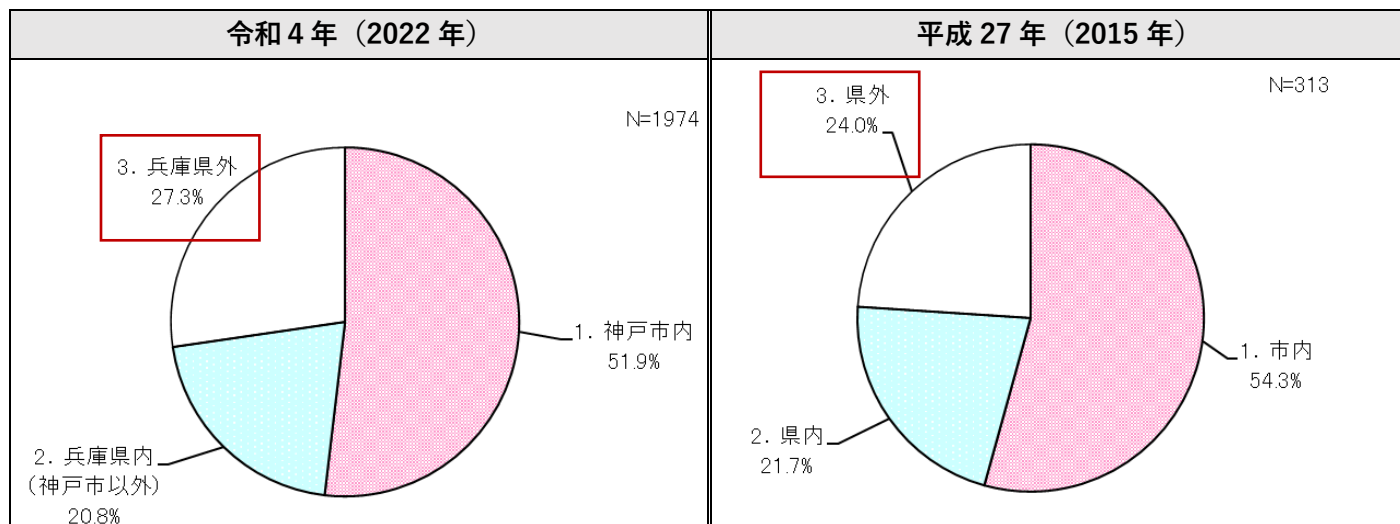
問:あなたの墓地は、どのような管理運営の墓地ですか

所有するお墓の管理運営は、「公営の墓地」が令和4年と平成27年ともに最も多く、約3割となっているが、令和4年は平成27年に比べて微減している。それ以降は、「お寺などの寺院墓地」「霊園などの民間墓地」と続く。



問:あなたの墓地は、どこにありますか。

所有するお墓の所在地については、「神戸市内」が最も多く約5割となっている。令和4年は平成27年に比べて「神戸市内」「兵庫県内（神戸市以外）」が微減しており、「兵庫県外」が微増している。



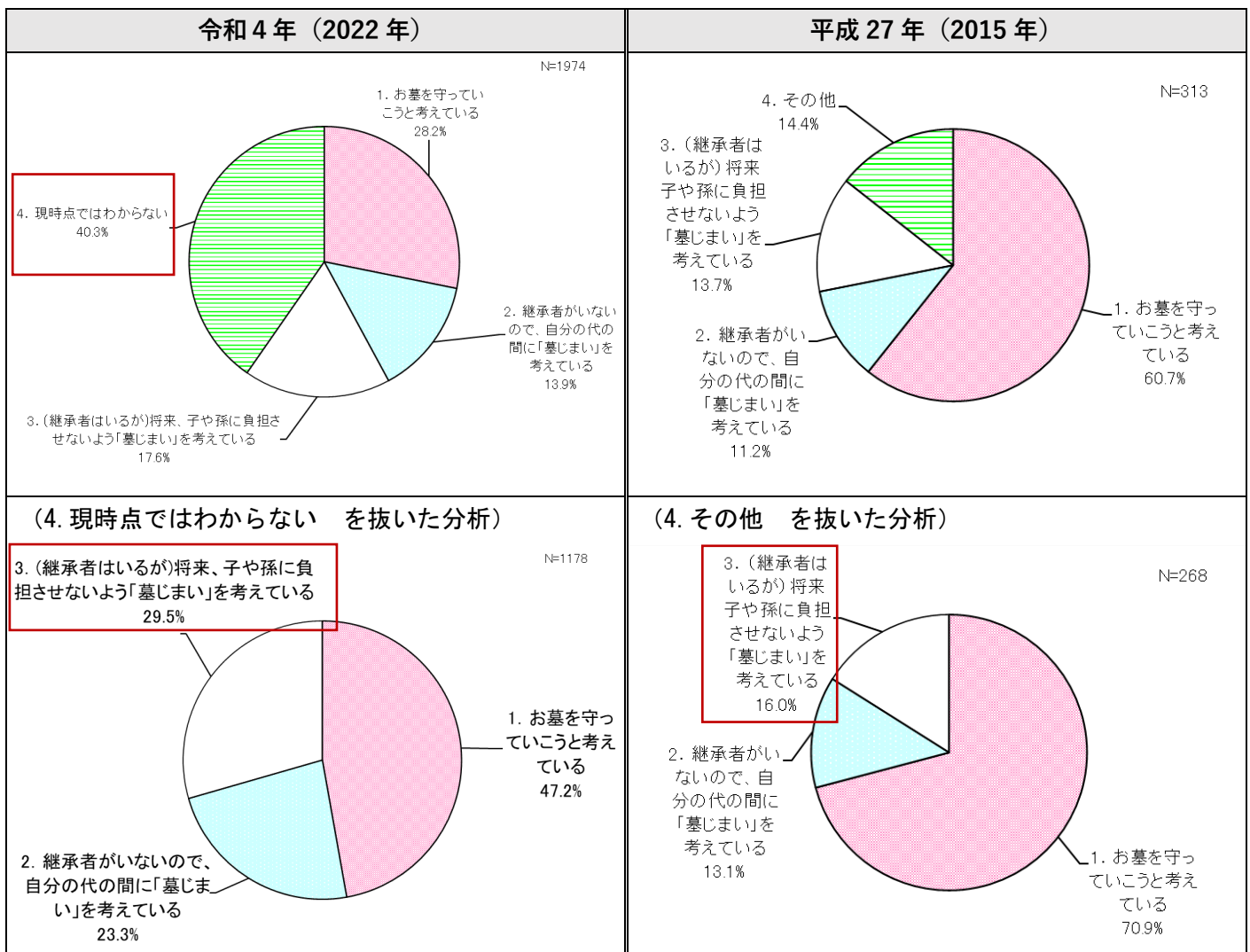
問: 現在お持ちのお墓を、将来にわたって維持していこうと考えられていますか。

お墓の維持・継承については、令和4年は「4. 現時点ではわからない」が最多であり、回答者の4割以上を占める。

選択肢4（令和4年：4. 現時点ではわからない 平成27年：4. その他）を抜いた分析において、「1. お墓を守っていこうと考えている」を希望する人の割合は平成27年、令和4年ともに最も多くなっているが、令和4年は平成27年に比べ減少しており、半数を下回っている。

一方、平成27年と比べ最も増加が大きい項目は「3. (継承者はいるが) 将来子や孫に負担させないよう『墓じまい』を考えている」であり、倍増に近い増加(16.0%→29.5%)を示している。

また、「2. 継承者がいないので、自分の代に『墓じまい』を考えている」についても、令和4年は平成27年に比べ増加している。



問:(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

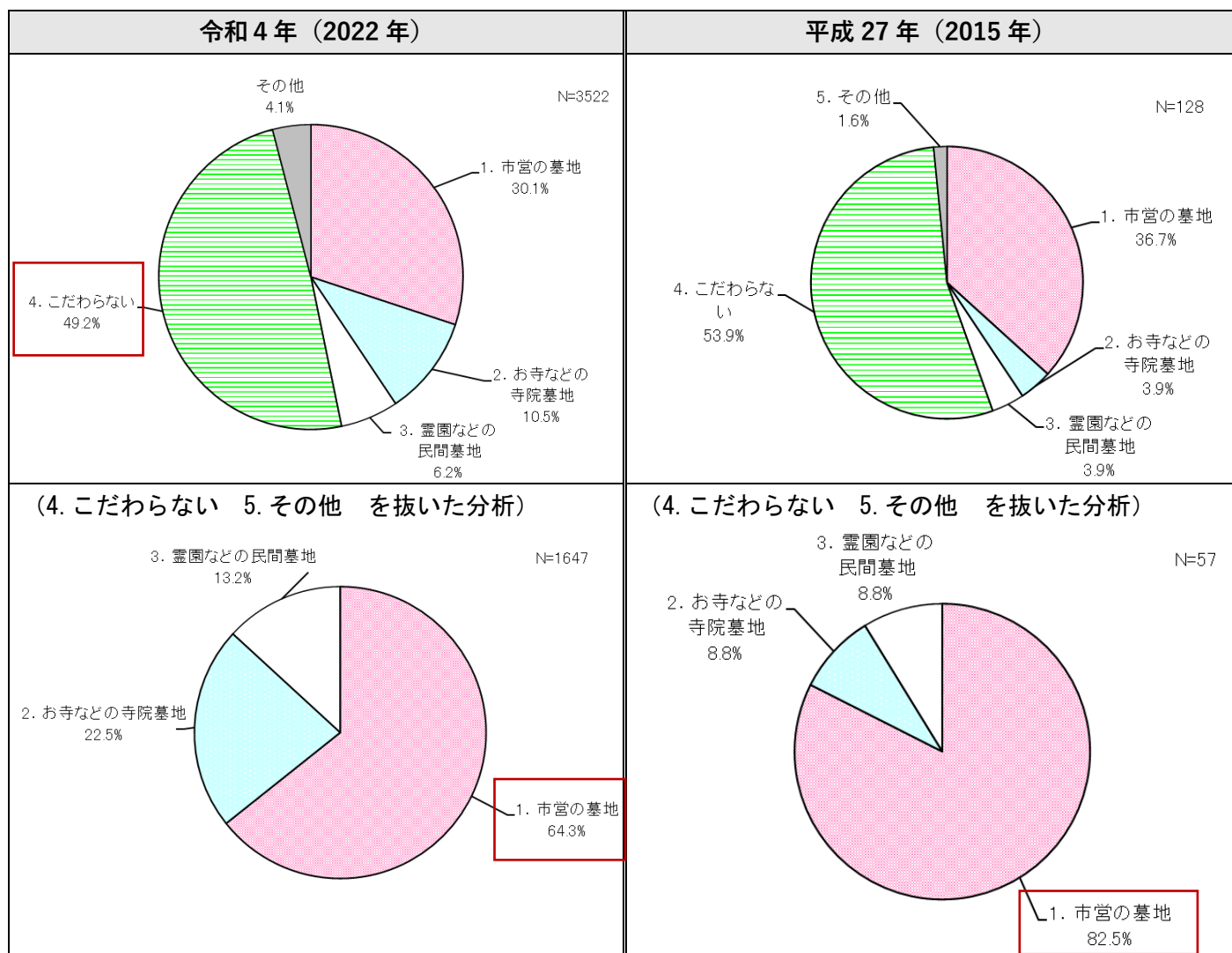
市内に墓地を取得するならば、どのような管理の墓地を取得したいですか。

希望する墓地の管理主体については、「4. こだわらない」の割合が平成27年、令和4年ともに最も高くなっている。

4. こだわらない 5. その他 の2つの選択肢を抜いた分析では、「1. 市営の墓地」を希望する人の割合は平成27年、令和4年ともに最も多くなっているが、令和4年は平成27年に比べ減少している。

一方、平成27年と比べ最も増加が大きい項目は「2. お寺などの寺院墓地」となっている。

「3. 霊園などの民間墓地」についても、令和4年は平成27年に比べ希望する人の割合は増加している。



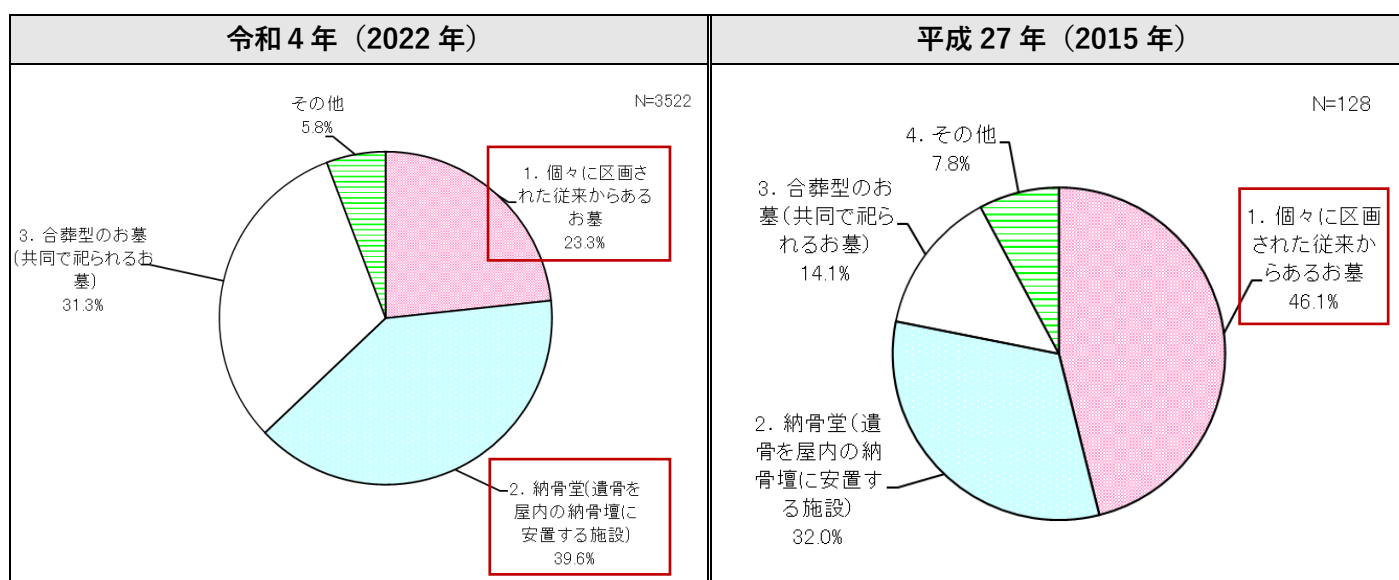
問:(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、どのような形式の墓地を取得したいですか。

希望する墓地の形態について、平成 27 年には 1 位:「1. 個々に区画された従来からあるお墓」 2 位:「2. 納骨堂(遺骨を屋内の納骨壇に安置する施設)」 3 位:「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」となっている。

一方、令和 4 年には 1 位:「2. 納骨堂(遺骨を屋内の納骨壇に安置する施設)」 2 位:「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」 3 位:「1. 個々に区画された従来からあるお墓」となり、順位の入れ替わりがみられる。

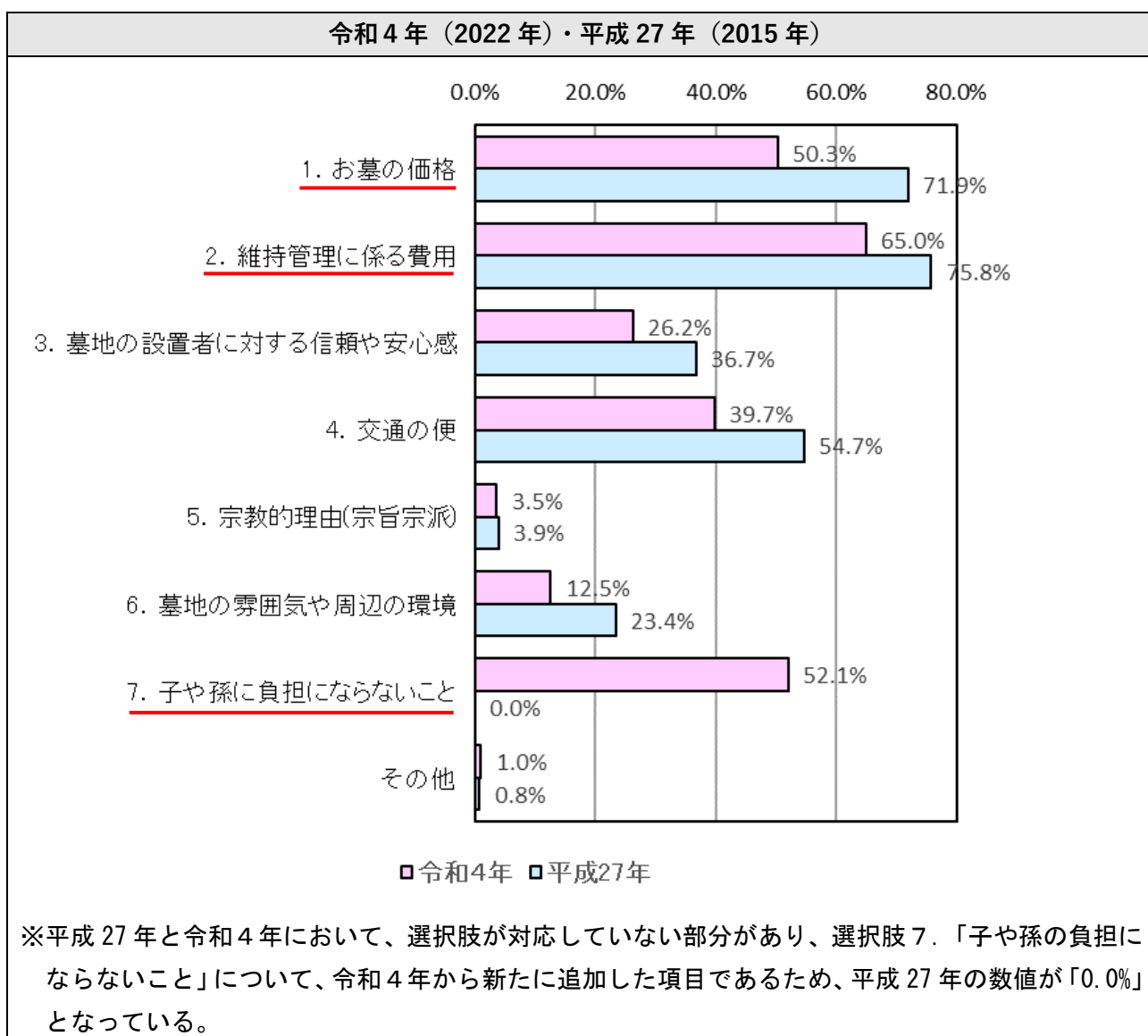
令和 4 年は平成 27 年に比べ減少している項目として「1. 個々に区画された従来からあるお墓」がある一方、平成 27 年と比べ最も増加が大きい項目は「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」である。



問:(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

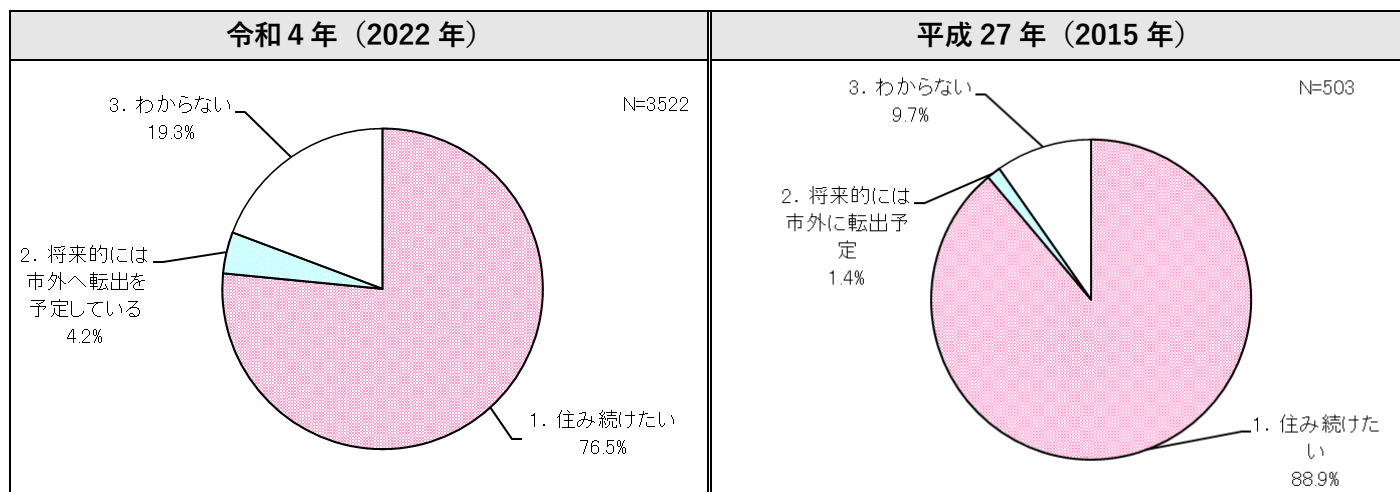
市内に墓地を取得するならば、取得する際に重視することは何ですか。

お墓の価格について、令和4年は約50%、平成27年は約72%が重視する項目に挙げている。また、維持管理に係る費用は、令和4年は約65%、平成27年は約76%が重視する項目に挙げている。



問: 今後も神戸市に居住されますか。

神戸市における定住意向については、「住み続けたい」を挙げる割合が最も高い一方で、令和4年は平成27年に比べ約12ポイント減少(88.9%→76.5%)している。「わからない」は平成27年から令和4年にかけて約10ポイント増加(9.7%→19.3%)している。



(5)市立墓園利用者アンケート調査結果概要

【実施概要】

調査期間： 2022年（令和4年）12月19日～2023（令和5年）年1月10日

配布数 5,000部（神戸市立墓園利用者の中から無作為に抽出）

回収数： 2,895件（郵送：2,557通、WEB：338通 回答不備23件を除く）

注2：郵送とWEBでの重複回答は、郵送を有効回答とし、WEBは回答不備として処理。

注3：WEBでの重複回答は、回答すべてを回答不備として処理。

注4：WEBにおいて、回答番号の誤りがある回答は、回答不備として処理。

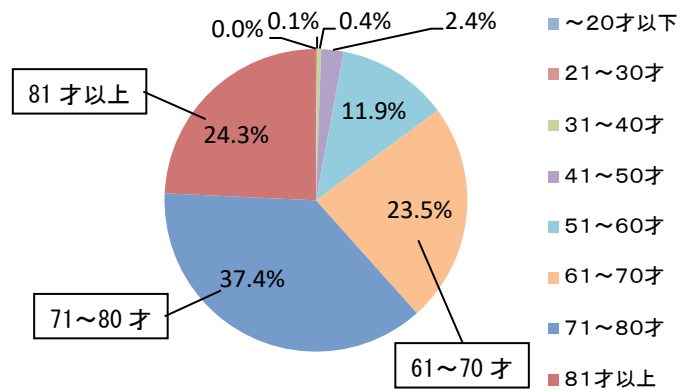
回収率： 57.9%（うち郵送：88.3%、WEB：11.7%）

【調査結果】

1.あなた(回答者)自身について

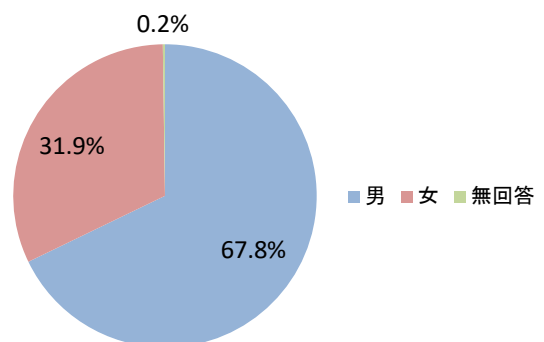
問1 あなたの年齢をお答えください。＜○印は1つ＞

総数	2,861	100.0%
～20才以下		0.0%
21～30才	3	0.1%
31～40才	14	0.5%
41～50才	69	2.4%
51～60才	338	11.8%
61～70才	672	23.5%
71～80才	1,058	37.0%
81才以上	707	24.7%



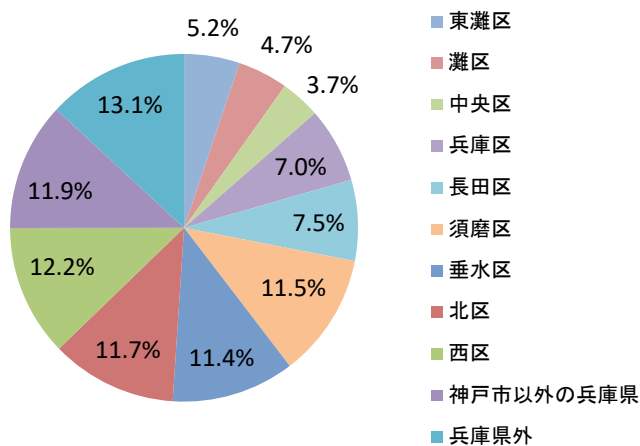
問2 あなたの性別をお答えください。＜○印は1つ＞

総数	2,652	100.0%
男	1,799	67.8%
女	847	31.9%
無回答	6	0.2%



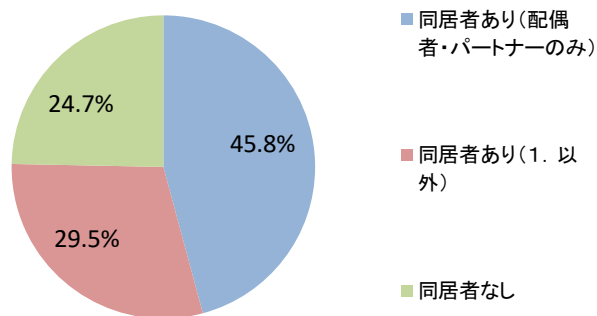
問3 あなたの現在の居住地をお答えください。〈○印は1つ〉

総数	2,686	100.0%
東灘区	139	5.2%
灘区	125	4.7%
中央区	100	3.7%
兵庫区	188	7.0%
長田区	202	7.5%
須磨区	310	11.5%
垂水区	307	11.4%
北区	315	11.7%
西区	328	12.2%
神戸市以外の兵庫県	320	11.9%
兵庫県外	352	13.1%



問4 あなたの同居家族をお答えください。〈○印は1つ〉

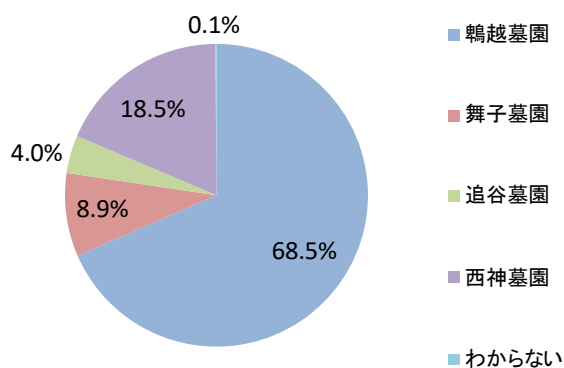
総数	2,576	100.0%
同居者あり (配偶者・パート ナーのみ)	1,180	45.8%
同居者あり (1. 以外)	760	29.5%
同居者なし	636	24.7%



2.墓園の利用状況について

問5 あなたが現在利用している墓園はどれですか。〈○印は1つ〉

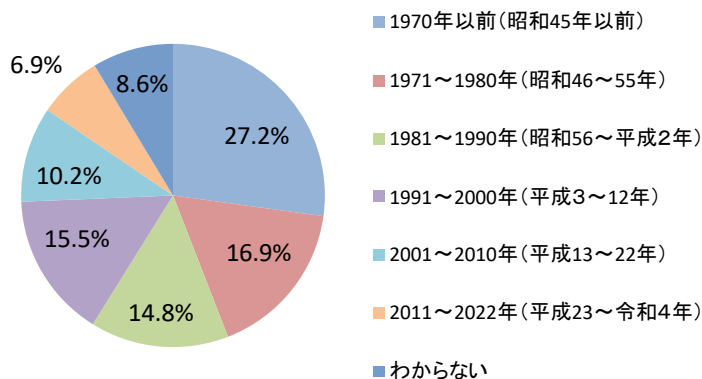
総数	2,677	100.0%
鶴越墓園	1,833	68.5%
舞子墓園	238	8.9%
追谷墓園	108	4.0%
西神墓園	495	18.5%
わからない	3	0.1%



問6 現在のお墓(神戸市立墓園内)をいつから利用し始めましたか。〈○印は1つ〉

「1970年以前(昭和45年以前)」が最も多く(27.2%)、次いで「1971~1980年(昭和46~55年)」が多い(16.9%)。

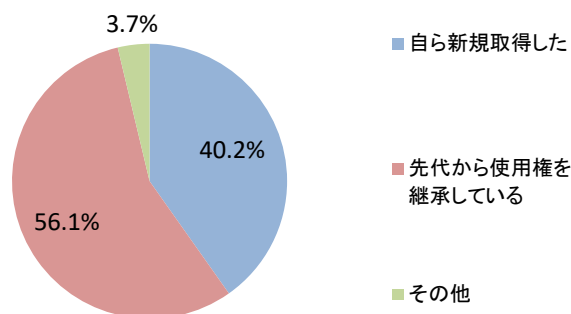
総数	2,642	100.0%
1970年以前 (昭和45年以前)	718	27.2%
1971~1980年 (昭和46~55年)	447	16.9%
1981~1990年 (昭和56~平成2年)	390	14.8%
1991~2000年 (平成3~12年)	409	15.5%
2001~2010年 (平成13~22年)	269	10.2%
2011~2022年 (平成23~令和4年)	181	6.9%
わからない	228	8.6%



問7 現在利用しているお墓(神戸市立墓園内)は、ご自身で取得されましたか。〈○印は1つ〉

「先代から使用权を継承している」が最も多く、過半数を占める(56.1%)。

総数	2,683	100.0%
自ら新規取得した	1,079	40.2%
先代から使用权を継承している	1,504	56.1%
その他	100	3.7%

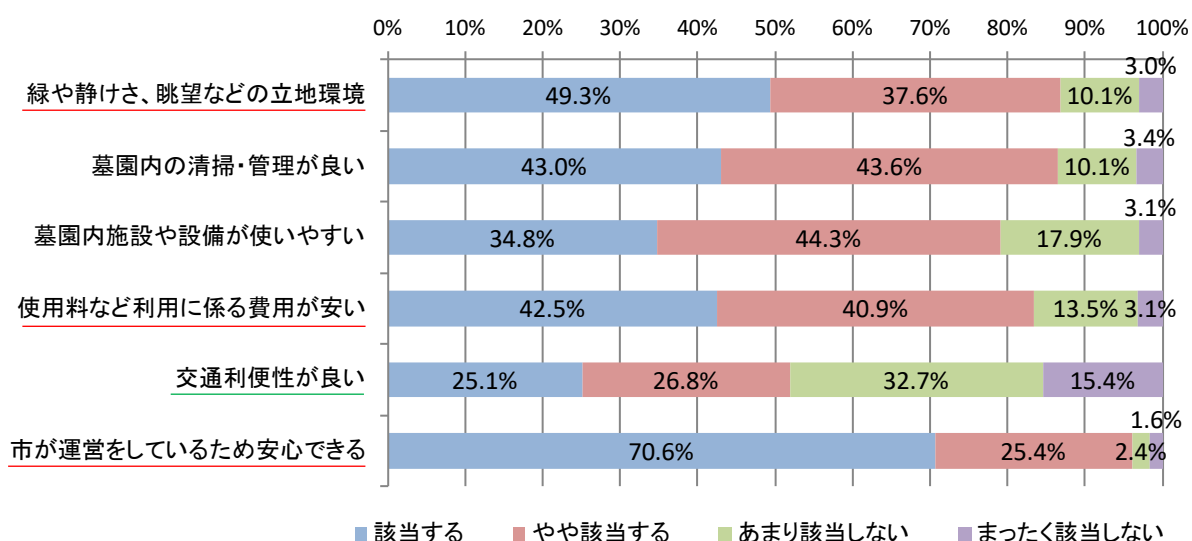


問8 神戸市立墓園を取得した理由(継承した方は先代から聞いている理由)はなんですか。一番近い番号を選んでください。

神戸市立墓園を取得した理由について、「該当する」の割合が最も高いのは「市が運営をしているため安心できる」であり、2位の「緑や静けさ、眺望などの立地環境」や3位の「使用料など利用に係る費用が安い」と大きく差がみられる。

一方で、「あまり該当しない」「まったく該当しない」の割合が最も高いのは「交通利便性が良い」となっており、こちらも2位の「墓園内施設や設備が使いやすい」や3位の「使用料など利用に係る費用が安い」と大きく差がみられる。

【総数】



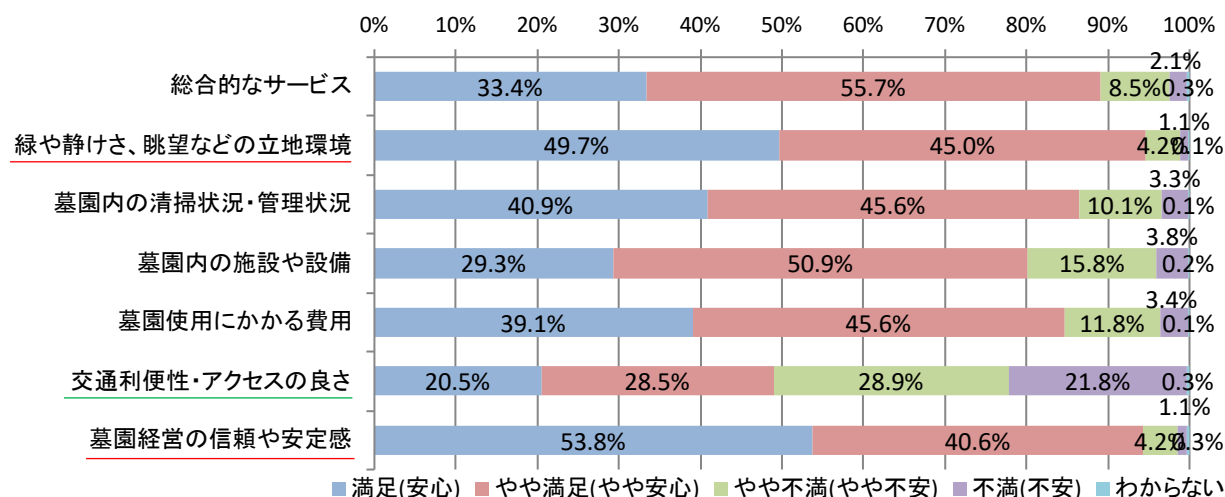
	総数	該当する		やや該当する		あまり該当しない		まったく該当しない	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
緑や静けさ、眺望などの立地環境	2,138	1,054	49.3%	803	37.6%	217	10.1%	64	3.0%
墓園内の清掃・管理が良い	2,126	914	43.0%	926	43.6%	214	10.1%	72	3.4%
墓園内施設や設備が使いやすい	2,103	731	34.8%	931	44.3%	376	17.9%	65	3.1%
使用料など利用に係る費用が安い	2,119	901	42.5%	866	40.9%	286	13.5%	66	3.1%
交通利便性が良い	2,121	532	25.1%	568	26.8%	694	32.7%	327	15.4%
市が運営をしているため安心できる	2,218	1,567	70.6%	563	25.4%	53	2.4%	35	1.6%
わからない	323								

問9 神戸市立墓園について、現状の評価(満足度)に一番近い番号を選んでください。

神戸市立墓園の現状の評価(満足度)について、「満足(安心)」の割合が最も高いのは「墓園経営の信頼や安定感」、2位は「緑や静けさ、眺望などの立地環境」となっており、どちらも約半数となっている。

一方で、「あまり該当しない」「まったく該当しない」の割合が最も高いのは「交通利便性が良い」であり、「あまり該当しない」と「まったく該当しない」の合算が約半数となっている。

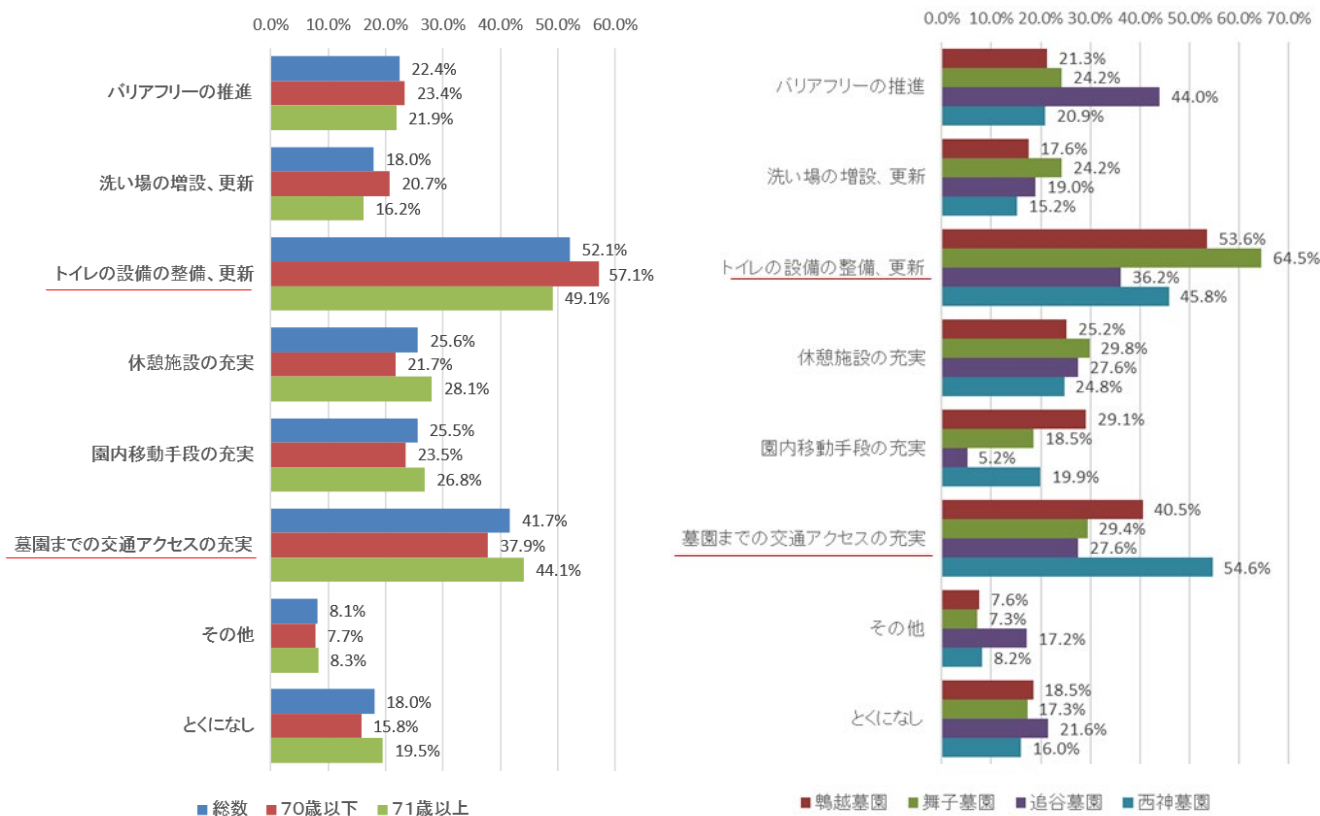
【総数】



	総数	満足(安心)		やや満足(やや安心)		やや不満(やや不安)		不満(不安)		わからない	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総合的なサービス	2,250	751	33.4%	1,254	55.7%	191	8.5%	47	2.1%	7	0.3%
緑や静けさ、眺望などの立地環境	2,422	1,204	49.7%	1,089	45.0%	101	4.2%	26	1.1%	2	0.1%
墓園内の清掃状況・管理状況	2,460	1,005	40.9%	1,122	45.6%	249	10.1%	81	3.3%	3	0.1%
墓園内の施設や設備	2,383	699	29.3%	1,212	50.9%	376	15.8%	91	3.8%	5	0.2%
墓園使用にかかる費用	2,440	953	39.1%	1,113	45.6%	287	11.8%	84	3.4%	3	0.1%
交通利便性・アクセスの良さ	2,463	505	20.5%	701	28.5%	712	28.9%	537	21.8%	8	0.3%
墓園経営の信頼や安定感	2,401	1,291	53.8%	974	40.6%	102	4.2%	26	1.1%	8	0.3%

問 10 神戸市立墓園における設備・環境面での課題等がありますか。〈○印はいくつでも〉

設備・環境面での課題として割合が最も高いのは「トイレの設備の整備、更新」であり、回答の約52%を占めている。次に割合が高いのは「墓園までの交通アクセスの充実」であり、回答の約42%を占めている。

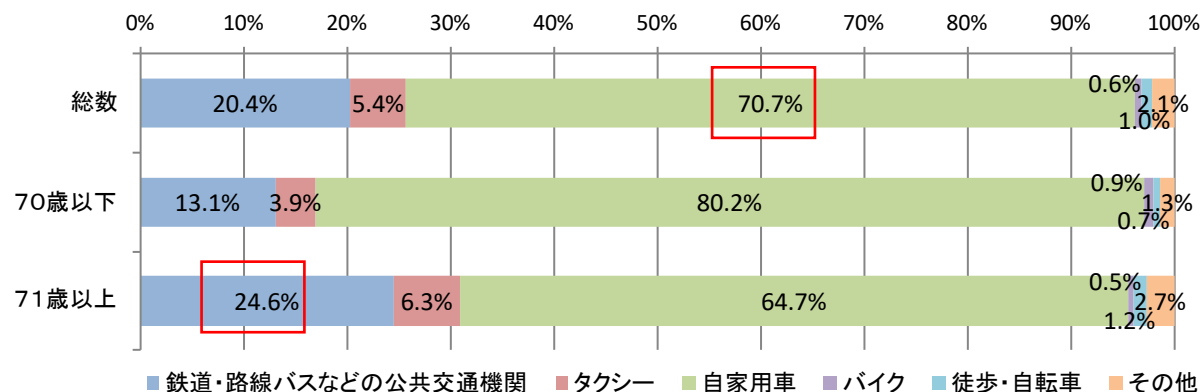


	総数	バリアフリーの推進	洗い場の増設、更新	トイレの設備の整備、更新	休憩施設の充実	園内移動手段の充実	墓園までの交通アクセスの充実	その他	とくになし
総数	2,648	593	476	1,380	679	676	1,104	215	477
70歳以下	1,022	239	212	584	222	240	387	79	161
71歳以上	1,597	349	258	784	449	428	704	132	312
鶴越墓園	1,895	404	334	1,015	478	551	768	144	350
舞子墓園	248	60	60	160	74	46	73	18	43
追谷墓園	116	51	22	42	32	6	32	20	25
西神墓園	513	107	78	235	127	102	280	42	82

問 11 墓園への交通手段は主に何をしていますか。〈○印は1つ〉

交通手段について割合が最も高いのは「自家用車」であり、7割以上を占める。

年齢別にみると、70歳以下は71歳以上と比べ「自家用車」の割合が高くなっており、71歳以上は70歳以下と比べ「鉄道・路線バスなどの公共交通機関」および「タクシー」の割合が高くなっている。

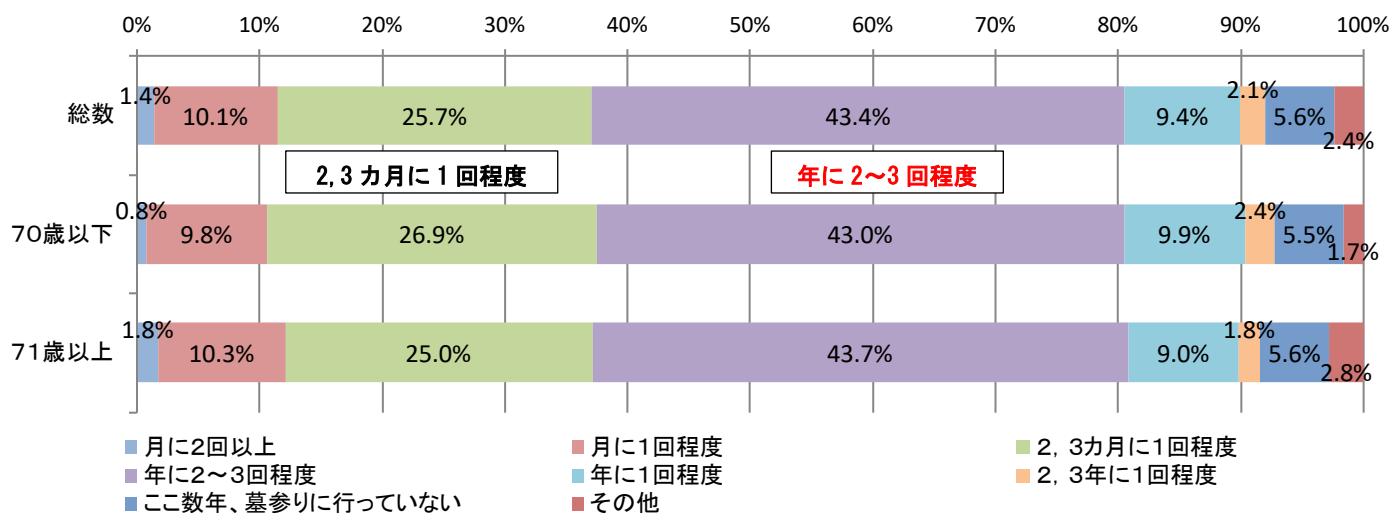


	総数	鉄道・路線バスなどの公共交通機関		タクシー		自家用車		バイク		徒歩・自転車		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数	2,618	528	20.4%	141	5.4%	1,851	70.7%	17	0.6%	26	1.0%	55	2.1%
70歳以下	1,009	132	13.1%	39	3.9%	809	80.2%	9	0.9%	7	0.7%	13	1.3%
71歳以上	1,579	388	24.6%	100	6.3%	1,022	64.7%	8	0.5%	19	1.2%	42	2.7%

問 12 墓参りの頻度について、一番近い番号を選んでください。〈○印は1つ〉

墓参りの頻度について割合が最も高いのは「年に2～3回程度」であり、約半数を占める。また、年に2～3回以下の頻度を合算すると6割以上となる。

年齢別にみると、71歳以上は70歳以下と比べ「月に2回以上」「月に1回程度」の割合が高くなっている。

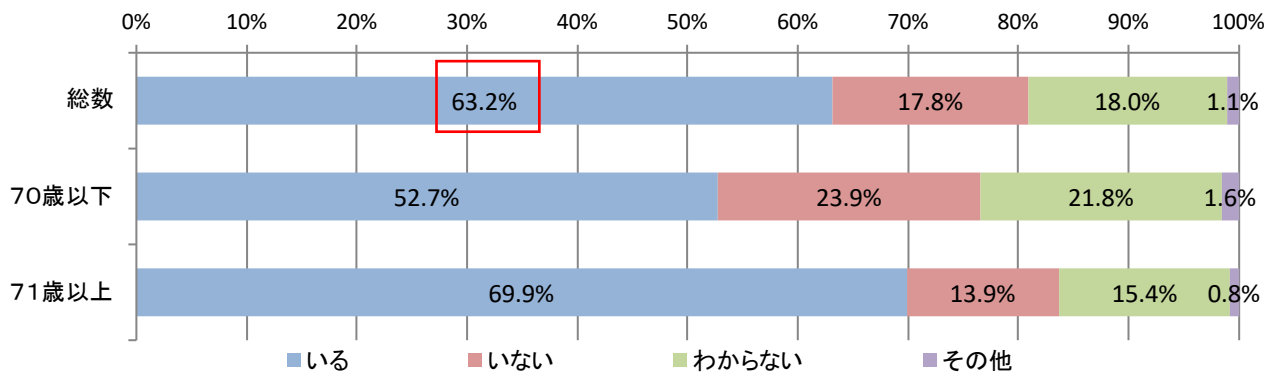


	総数	月に2回以上		月に1回程度		2,3カ月に1回程度		年に2～3回程度		年に1回程度		2,3年に1回程度		ここ数年、墓参りに行っていない		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数	2,689	37	1.4%	271	10.1%	690	25.7%	1,168	43.4%	253	9.4%	56	2.1%	150	5.6%	64	2.4%
70歳以下	1,029	8	0.8%	101	9.8%	277	26.9%	442	43.0%	102	9.9%	25	2.4%	57	5.5%	17	1.7%
71歳以上	1,630	29	1.8%	168	10.3%	408	25.0%	713	43.7%	146	9.0%	29	1.8%	92	5.6%	45	2.8%

問 13 あなたの次に、お墓の承継者はいらっしゃいますか。〈○印は1つ〉

承継者の有無について割合が最も高いのは「(承継者が) いる」であり、6割以上を占める一方、「いない」「わからない」の合計は約36%である。

年齢別にみると、「いる」の割合は71歳以上では7割近い一方、70歳以下では約半数となっており、70歳以下は71歳以上と比べ「いない」および「わからない」の割合が高くなっている。



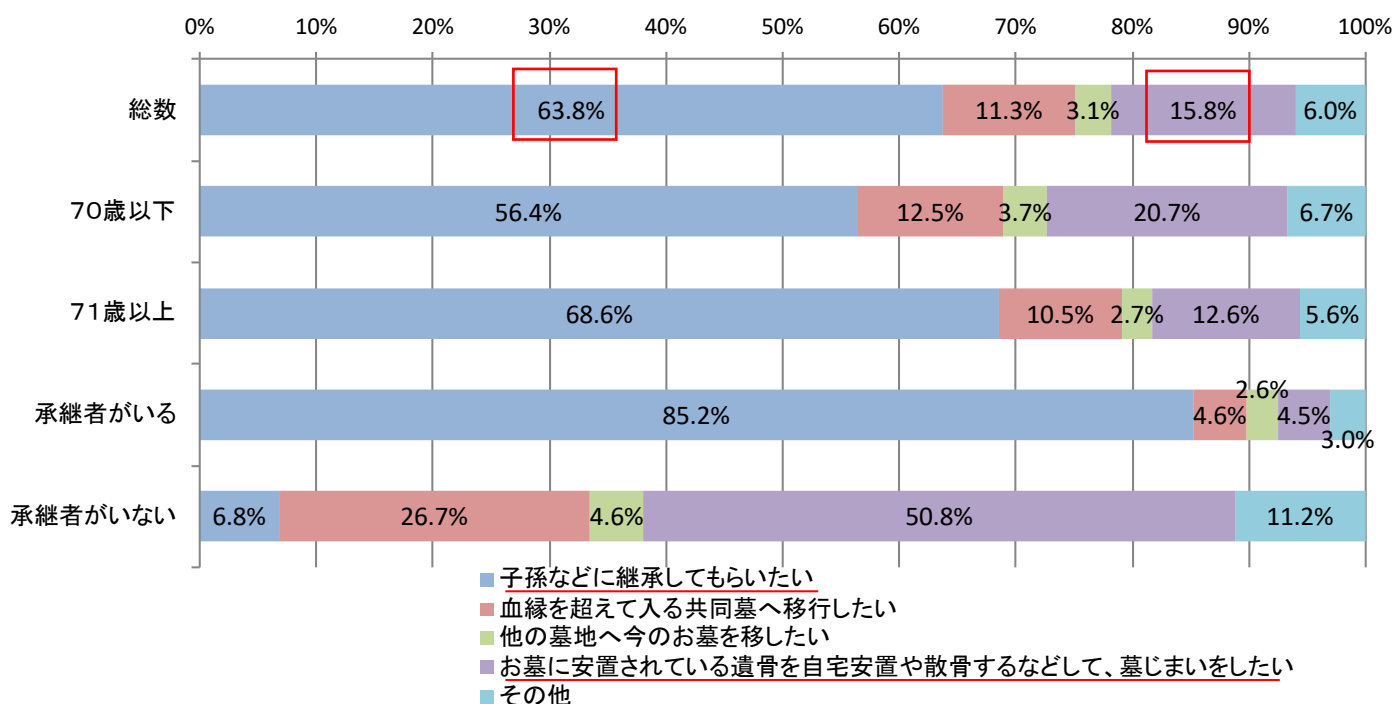
	総数	いる		いない		わからない		その他	
総数	2,692	1,700	63.2%	479	17.8%	484	18.0%	29	1.1%
70歳以下	1,030	543	52.7%	246	23.9%	225	21.8%	16	1.6%
71歳以上	1,632	1,140	69.9%	227	13.9%	252	15.4%	13	0.8%

問 14 あなたは、現在利用しているお墓をどうしていこうと考えられていますか。〈○印は1つ〉

今後のお墓の利用について割合が最も高いのは「子孫などに継承してもらいたい」であり、6割以上を占めている。次に多いのは「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」であり、約16%となっている。

年齢別にみると、70歳以下は71歳以上と比べ「子孫などに継承してもらいたい」の割合が低く「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」の割合が高くなっている。

承継者の有無別にみると、承継者がいる人は「子孫などに継承してもらいたい」が8割以上を占めるのに対し、承継者がいない人は「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」の割合が半数以上を占めている。



	総数	子孫などに継承してもらいたい		血縁を超えて入る共同墓へ移行したい		他の墓地へ今のお墓を移したい		お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数	2,632	1,679	63.8%	297	11.3%	82	3.1%	416	15.8%	158	6.0%
70歳以下	1,021	576	56.4%	128	12.5%	38	3.7%	211	20.7%	68	6.7%
71歳以上	1,583	1,086	68.6%	166	10.5%	42	2.7%	200	12.6%	89	5.6%
承継者がいる	1,154	745	64.6%	125	10.8%	38	3.3%	182	15.8%	64	5.5%
承継者がいない	739	477	64.5%	80	10.8%	26	3.5%	111	15.0%	45	6.1%

問 14-a 問 14 で

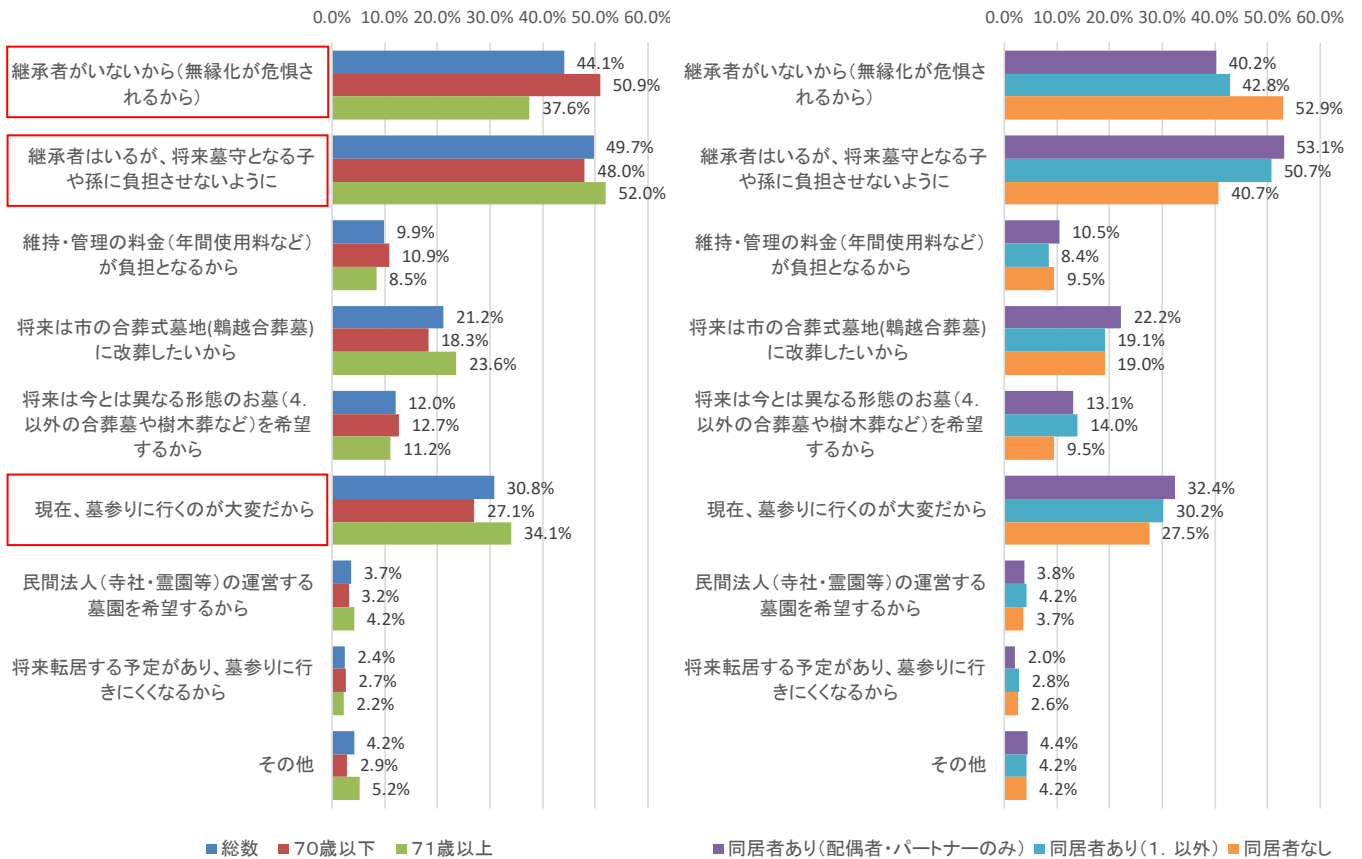
- ・血縁を超えて入る共同墓へ移行したい
- ・他の墓地へ今のお墓を移したい
- ・お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい

を回答した方にお尋ねします。お墓を移したい、あるいは墓じまいをしたい理由はなんですか。〈○印は3つまで〉

改葬および墓じまいの理由について割合が最も高いのは「継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように」であり、半数近くになっている。次に「継承者がいないから（無縁化が危惧されるから）」であり、4割を上回っている。

年齢別にみると、70歳以下は71歳以上と比べ「継承者がいないから（無縁化が危惧されるから）」の割合が高くなっている。71歳以上は70歳以下と比べ「継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように」や「現在、墓参りに行くのが大変だから」が高くなっている。

同居者の有無からみると、同居者がいる人はいない人と比べて「継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように」の割合が高くなっている。一方、同居者がいない人はいる人と比べて「継承者がいないから（無縁化が危惧されるから）」の割合が高くなっている。



	総数		継承者がいないから (無縁化が危惧されるから)		継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように		維持・管理の料金(年間使用料など)が負担となるから		将来は市の合葬式墓地(鴨越合葬墓)に改葬したいから		将来は今は異なる形態のお墓(4. 以外)の合葬墓や樹木葬などを希望するから		現在、墓参りに行くのが大変だから		民間法人(寺社・霊園等)の運営する墓園を希望するから		将来転居する予定があり、墓参りに行きにくくなるから		その他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数	789	348	44.1%	392	49.7%	78	9.9%	167	21.2%	95	12.0%	243	30.8%	29	3.7%	19	2.4%	33	4.2%	
70歳以下	377	192	50.9%	181	48.0%	41	10.9%	69	18.3%	48	12.7%	102	27.1%	12	3.2%	10	2.7%	11	2.9%	
71歳以上	402	151	37.6%	209	52.0%	34	8.5%	95	23.6%	45	11.2%	137	34.1%	17	4.2%	9	2.2%	21	5.2%	
同居者あり(配偶者・パートナーのみ)	343	138	40.2%	182	53.1%	36	10.5%	76	22.2%	45	13.1%	111	32.4%	13	3.8%	7	2.0%	15	4.4%	
同居者あり(1. 以外)	215	92	42.8%	109	50.7%	18	8.4%	41	19.1%	30	14.0%	65	30.2%	9	4.2%	6	2.8%	9	4.2%	
同居者なし	189	100	52.9%	77	40.7%	18	9.5%	36	19.0%	18	9.5%	52	27.5%	7	3.7%	5	2.6%	8	4.2%	

問 14-b 問 14 で

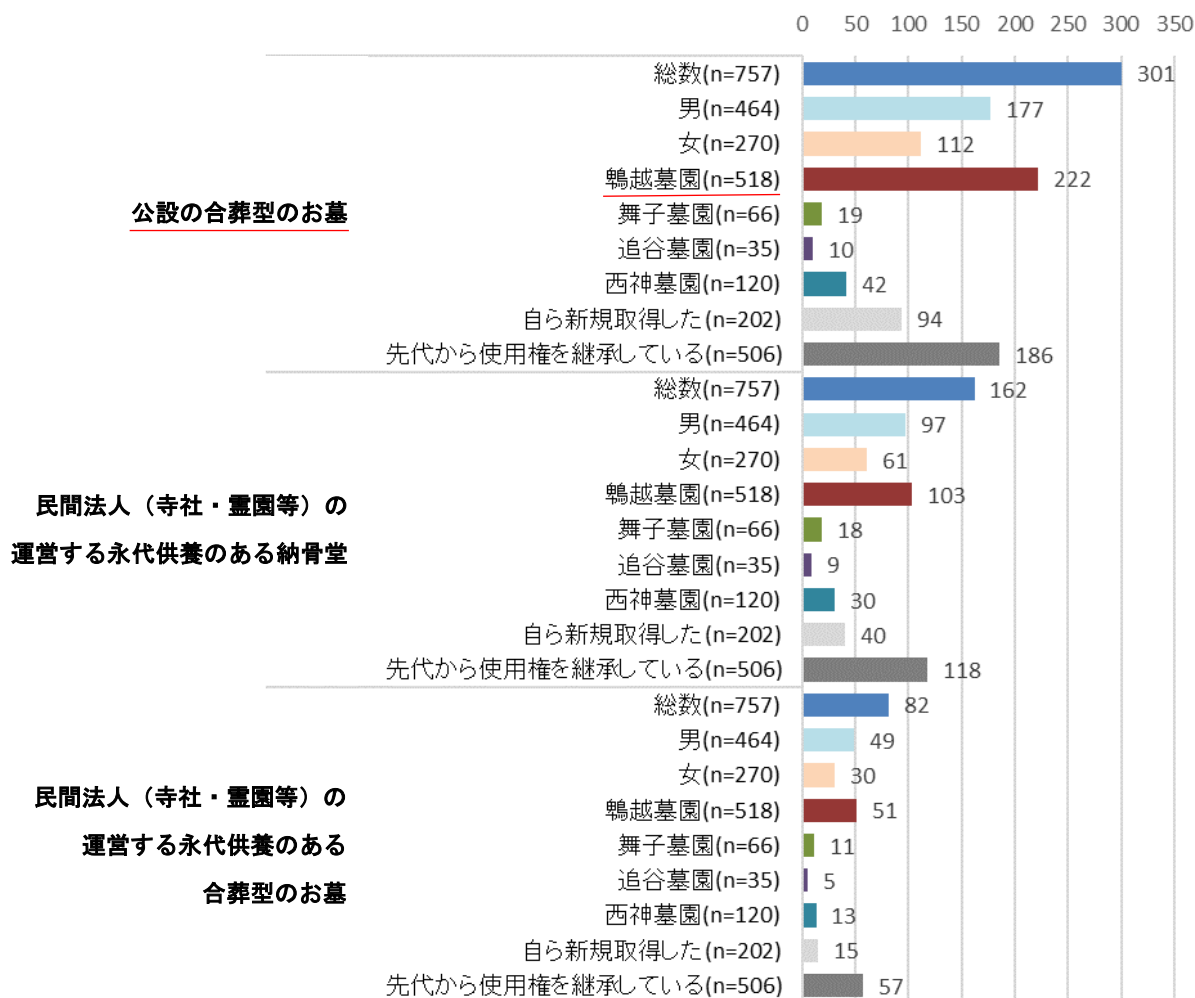
- ・血縁を超えて入る共同墓へ移行したい
 - ・他の墓地へ今のお墓を移したい
 - ・お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい
- を回答した方にお尋ねします。

もし、お墓を移す、あるいは墓じまいをする場合、どのような形式のお墓(葬送)を選びますか。〈希望する順に下の回答欄に番号を3つ記入してください〉

【1位】

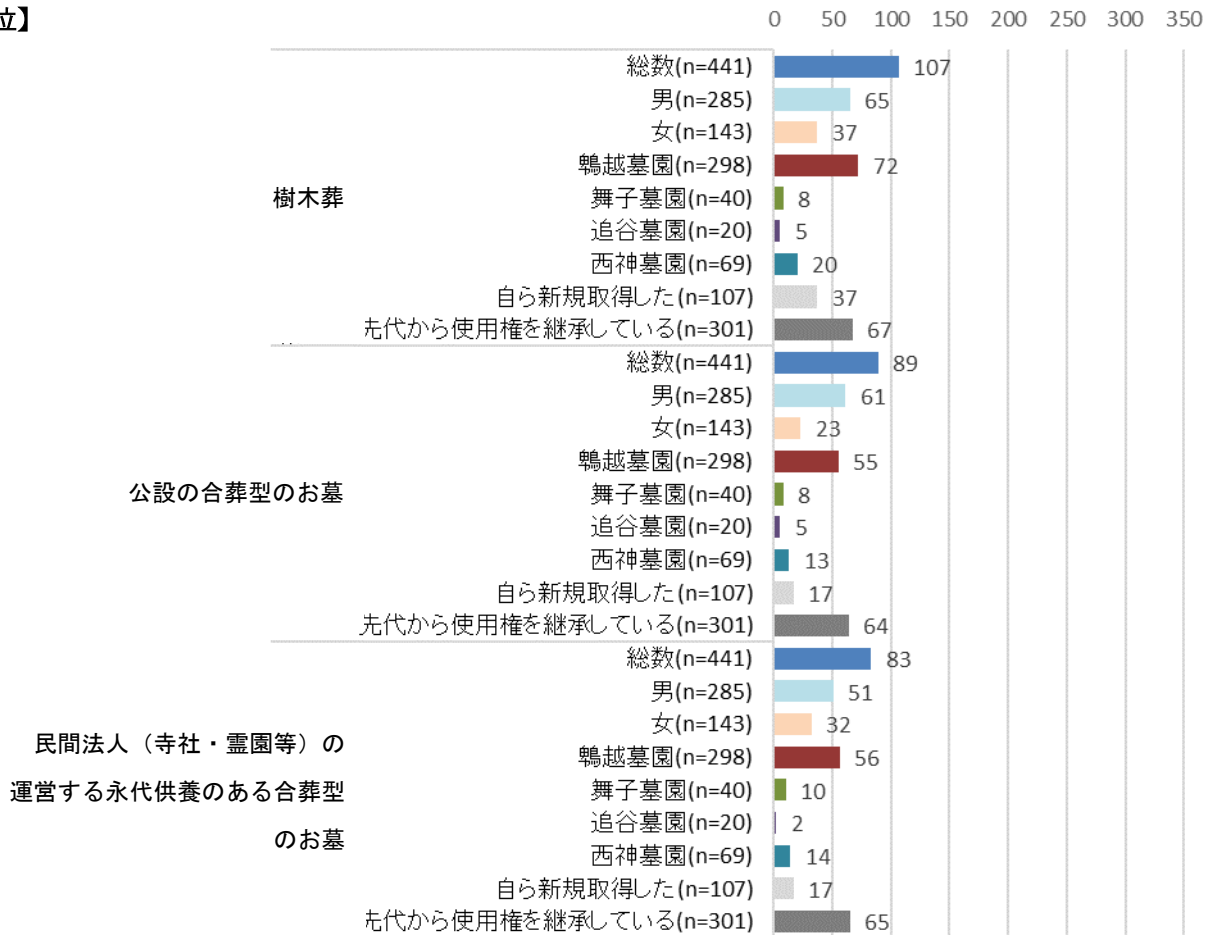
希望する墓地形態について、性別、墓園別、現在所有のお墓の取得者別すべての項目において「公設の合葬型のお墓」を第1位に挙げる方が最も多くなっている。

また、現在公営の合葬墓(鶴越合葬墓)のある鶴越合葬墓については、222人(回答者の内42.8%)が「公設の合葬型のお墓」を希望している。



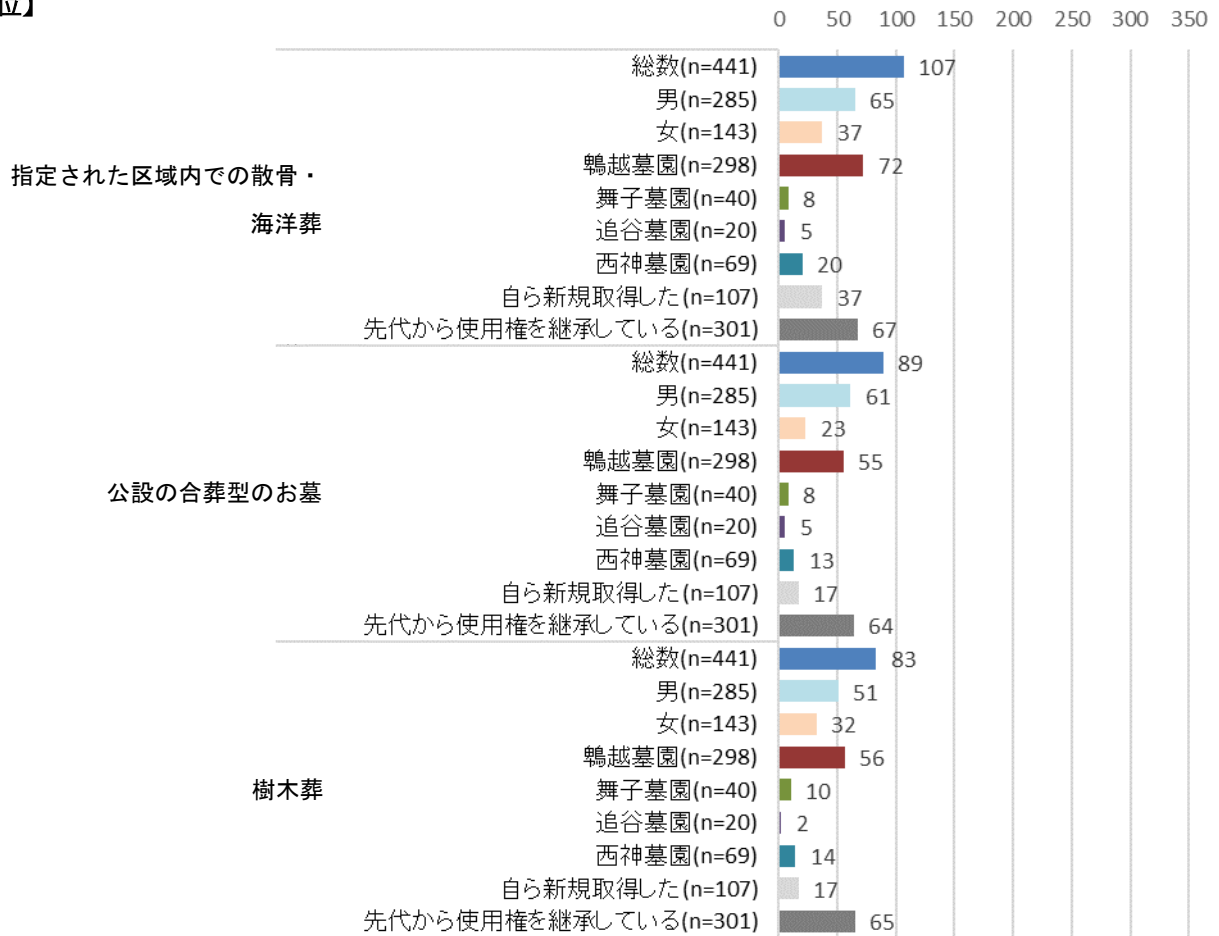
	総数	個々に区画された従来からあるお墓	民間法人（寺社・霊園等）の運営する永代供養のある納骨堂	民間法人（寺社・霊園等）の運営する永代供養のある合葬型のお墓	公設の合葬型のお墓	樹木葬	指定された区域内での散骨・海洋葬	利用期限付きの個別区画のお墓	その他
総数	757	33	162	82	301	58	70	25	26
男	464	25	97	49	177	33	51	14	18
女	270	7	61	30	112	25	16	11	8
鴨越墓園	518	18	103	51	222	39	51	16	18
舞子墓園	66	5	18	11	19	4	4	2	3
追谷墓園	35	2	9	5	10	3	2	2	2
西神墓園	120	7	30	13	42	11	9	5	3
自ら新規取得した	202	11	40	15	94	13	16	7	6
先代から使用権を継承している	506	19	118	57	186	40	52	17	17

【2位】



	総数	個々に区画された従来からあるお墓	民間法人 (寺社・霊園等) の運営する永代供養のある納骨堂	民間法人 (寺社・霊園等) の運営する永代供養のある合葬型のお墓	公設の合葬型のお墓	樹木葬	指定された区域内での散骨・海洋葬	利用期限付きの個別区画のお墓	その他
総数	548	6	50	106	132	164	55	30	5
男	348	6	33	64	78	110	34	19	4
女	184	0	16	41	52	44	20	10	1
鶴越墓園	367	6	37	64	92	117	28	22	1
舞子墓園	48	0	5	14	10	11	7	1	0
追谷墓園	26	0	1	7	6	3	5	1	3
西神墓園	91	0	6	19	21	25	14	5	1
自ら新規取得した	135	0	6	21	33	52	9	13	1
先代から使用権を継承している	379	5	37	84	92	99	42	16	4

【3位】



	総数	個々に区画された従来からお墓	民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある納骨堂	民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある公設の合葬型のお墓	公設の合葬型のお墓	樹木葬	指定された区域内での散骨・海洋葬	利用期限付きの個別区画のお墓	その他
総数	441	11	36	70	89	83	107	42	3
男	285	8	23	49	61	51	65	26	2
女	143	3	13	20	23	32	37	15	0
鴨越墓園	298	9	23	51	55	56	72	31	1
舞子墓園	40	1	5	7	8	10	8	1	0
追谷墓園	20	0	4	2	5	2	5	2	0
西神墓園	69	1	4	9	13	14	20	7	1
自ら新規取得した	107	2	4	14	17	17	37	16	0
先代から使用権を継承している	310	9	32	48	64	65	67	23	2

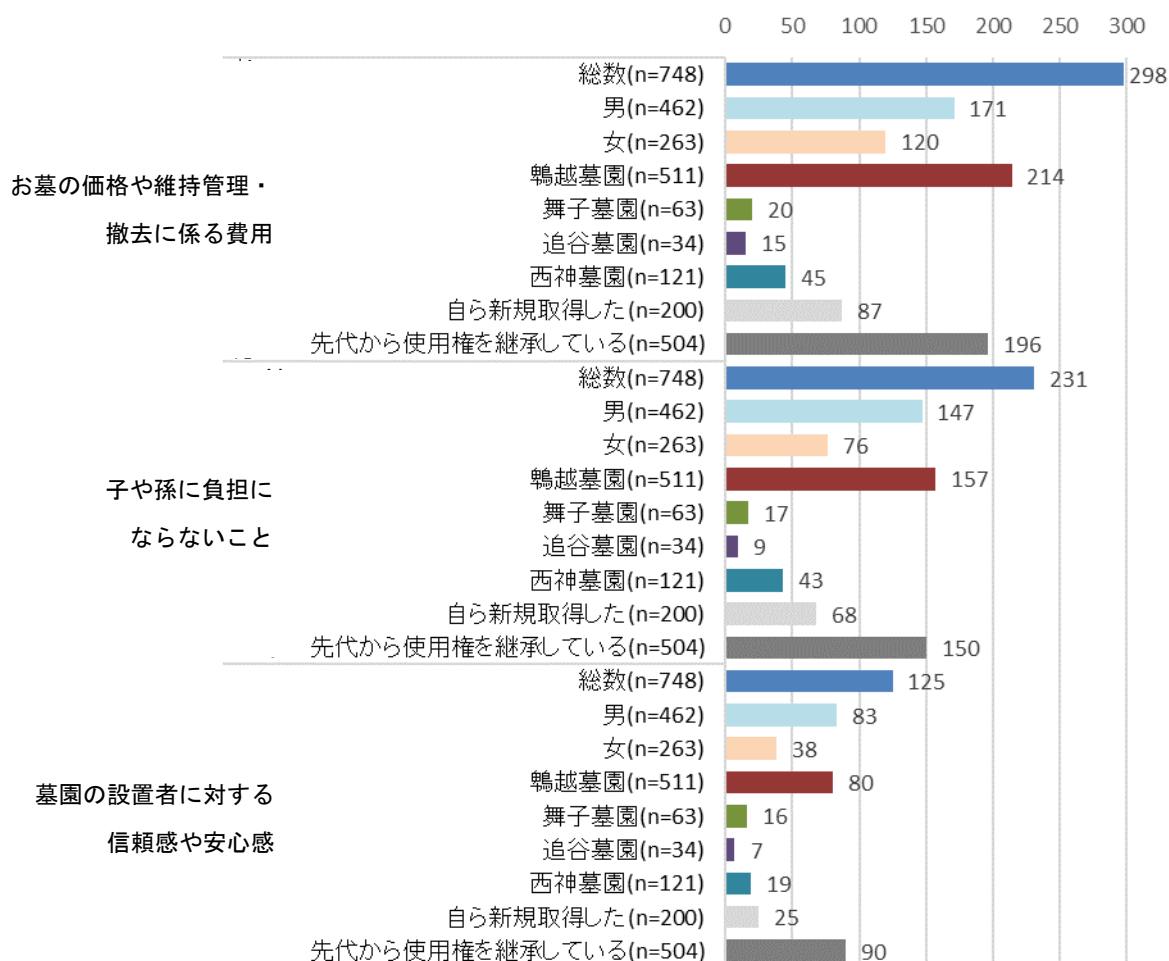
問 14-c 問 14 で

- ・血縁を超えて入る共同墓へ移行したい
- ・他の墓地へ今のお墓を移したい
- ・お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい

を回答した方にお尋ねします。もし、お墓を移す、あるいは墓じまいをする場合、重視することは何ですか。＜重視する順に下の回答欄に番号を3つ記入してください＞

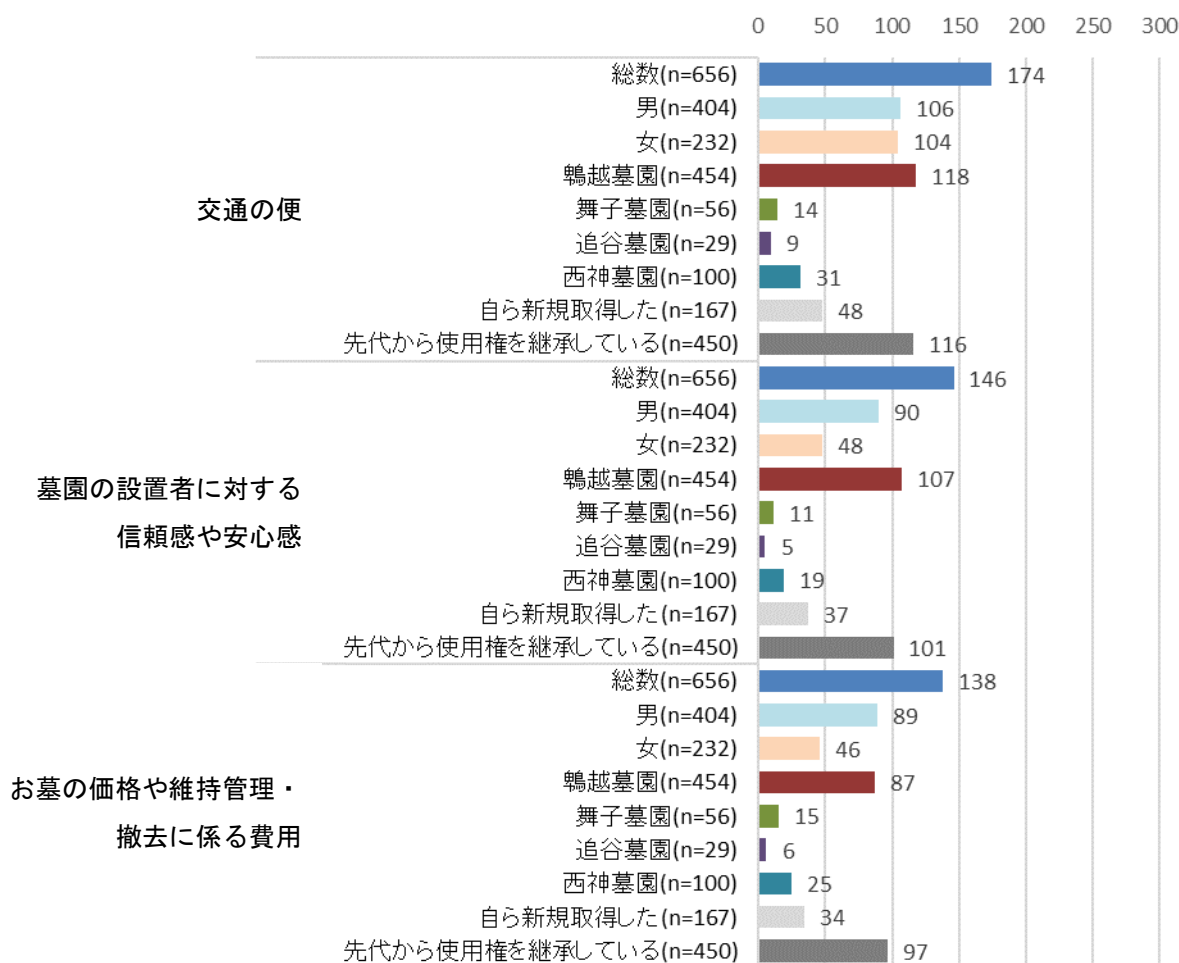
【1位】

重視することについて、性別、墓園別、現在所有のお墓の取得者別すべての項目において「お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用」を第1位に挙げる方が最も多くなっている。



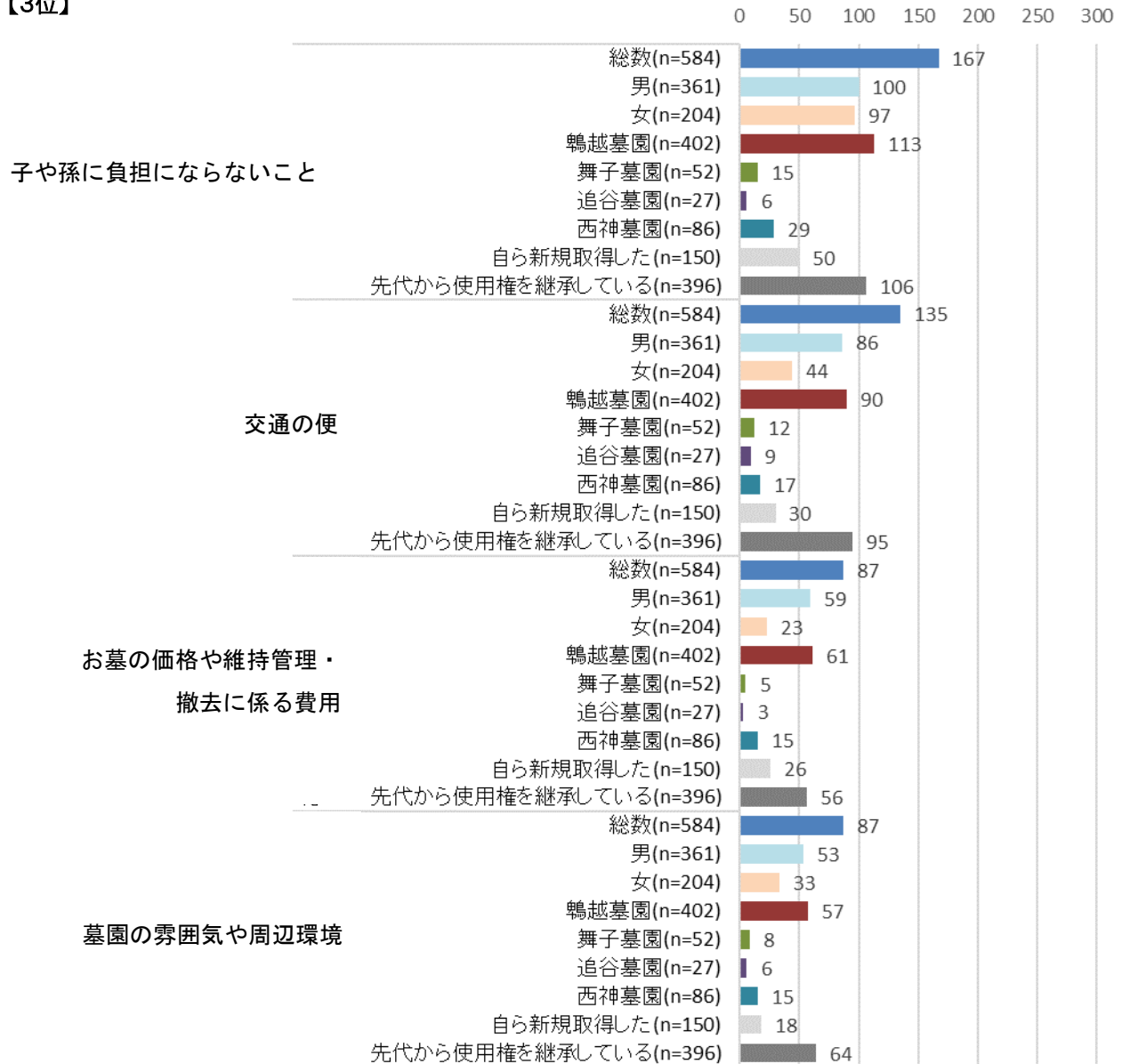
	総数	お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用	墓園の設置者に対する信頼感や安心感	交通の便	宗教的理由(宗旨宗派)	墓園の雰囲気や周辺環境	子や孫に負担にならないこと	その他
総数	748	298	125	62	13	12	231	7
男	462	171	83	43	8	6	147	4
女	263	120	38	16	4	6	76	3
鴨越墓園	511	214	80	39	9	9	157	3
舞子墓園	63	20	16	6	3	1	17	0
追谷墓園	34	15	7	1	0	0	9	2
西神墓園	121	45	19	11	0	1	43	2
自ら新規取得した	200	87	25	14	2	2	68	2
先代から使用权を継承している	504	196	90	43	10	10	150	5

【2位】



	総数	お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用	墓園の設置者に対する信頼感や安心感	交通の便	宗教的理由(宗旨宗派)	墓園の雰囲気や周辺環境	子や孫に負担にならないこと	その他
総数	656	138	146	174	19	56	120	3
男	404	89	90	104	10	36	72	3
女	232	46	48	66	9	18	45	0
鶯越墓園	454	87	107	118	17	37	86	2
舞子墓園	56	15	11	14	2	5	9	0
追谷墓園	29	6	5	9	0	4	4	1
西神墓園	100	25	19	31	0	8	17	0
自ら新規取得した	167	34	37	48	5	12	31	0
先代から使用权を継承している	450	97	101	116	12	37	84	3

【3位】



	総数	お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用	墓園の設置者に対する信頼感や安心感	交通の便	宗教的理由(宗旨宗派)	墓園の雰囲気や周辺環境	子や孫に負担にならないこと	その他
総数	584	87	83	135	14	87	167	11
男	361	59	50	86	7	53	97	9
女	204	23	32	44	6	33	64	2
鴨越墓園	402	61	62	90	10	57	113	9
舞子墓園	52	5	11	12	1	8	15	0
追谷墓園	27	3	2	9	0	6	6	1
西神墓園	86	15	8	17	2	15	29	0
自ら新規取得した	150	26	23	30	2	18	50	1
先代から使用権を継承している	396	56	55	95	11	64	106	9

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔平成 25 年 3 月 27 日〕
市 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であつて、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第 4 条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第 5 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 6 条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の視聴)

第13条 インターネットを通じて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議を行う場合における会議の視聴については、第2条から第12条までの規定を準用する。この場合、「傍聴」とあるものは「視聴」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第3回 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 議事要旨

- 1 日時 令和5年3月17日（金）14時00分～16時35分
- 2 場所 神戸市役所1号館24階1241会議室
- 3 議題 神戸市の墓園行政として取り組むべき具体的な課題と方策
 - ①市立墓園の既存利用者への対応
 - ・墓園環境について
 - ・無縁墓増加に対する対応 など
 - ②これから新たに墓地を求める方への対応
 - ・経済的な状況や家族の状況にかかわらず納骨できるセーフティーネットの対応
 - ・合葬墓、樹木葬、期限付き墓地等、ニーズの変化への対応 など

【議事要旨】

●座長

議題「神戸市の墓園行政として取り組むべき具体的な課題と方策」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（事務局より資料4について説明）

27 ページに記載している他都市事例について補足説明を行う。このような事業は神奈川県横須賀市から始まっており、経緯などの確認を行った。

横須賀市では身元不明ではないが身寄りがいない方は、死後に行政が財産に手をつけられないことから墓地埋葬法9条に基づいて取り扱われる状況について課題ととらえ事業を始めたと聞いている。

また、取組の詳細について、利用料をお支払いいただき葬儀会社と契約を行うが、事前に行政から相談窓口を設け、業者を一覧で紹介するとともに、契約の際には行政からも同席する。横須賀市は利用条件として「頼れる身寄りがなく」という表現をされているため、親族はいるが関係がないという場合も含むと考えられ、その場合は生前契約を遺族が知らず墓地埋葬法9条に基づき処理されるといったこともなくなる。こういった取組を行政が行うということは非常に有意義であると考えている。

●座長

それでは委員の皆様のご意見、ご質問をお聞かせいただきたい。特に、事務局から示され

た論点整理の確認と、神戸市の墓園行政として対応すべき課題を中心にご意見をお伺いしたい。

●委員

共同墓地は地元で根差したものであるという認識の下で、他自治体においてはコミュニティから阻害されがちな方のために充実を図ろうという動きがある。神戸市の墓地行政が、全国の墓所の内8、9割を占める個人墓地や共同墓地に目を向けコミュニティの包摂を意識した取組を行うという考えが見受けられないことは残念に感じる。

トイレの増設については、反対するところではないが、防犯上の問題に目を向けるべきである。墓地という、人が少ない場所の中の個室化された空間を論じるうえで、防犯に関わる配慮の記載がない。トラブルが起こらないような管理についての記載が必要である。

○事務局

共同墓地について多角的な記載を検討する。

トイレについて、防犯上の問題はあるかと思うが、それ以前にバリアフリー対応が追い付いていないという課題を抱えている。トイレに限らず、神戸市ではまちの防犯対策として監視カメラの充実に力を入れている。

●委員

交通について、盆彼岸時の増便などの対応について説明いただいたが、平時の利用については乗用車でないと厳しい状態かと思う。高齢者が交通に困難を抱え、親族に運転してもらうことやタクシー利用が必要な状態であると思う。近年、都市型の納骨堂等が増えてきている中で、市立墓園の交通についての今後の形については議論が必要であると思う。

○事務局

交通アクセスについて、バス交通に課題を抱えているのは西神墓園のみと認識している。乗客の少なさもあり、バス会社からも土日祝日しか運航が難しいと言われており、繁忙期に限り市から助成をして増便を行っている。

●委員

墓地(鴨越墓園)の入口が坂になっており、入口から歩くのが高齢者にとって困難だと感じる。墓園内を通る路線バスがなく、バス停に近い入口が閉鎖されている現状がある。高

齢者で足の悪い方の利用が多いことを踏まえ、園内に路線バスが入る取組や、しあわせの村方面のバス路線の変更などを検討いただきたい。

○事務局

バス路線について、運輸局と協議の上、園内を走らせることは困難である。園内の循環バスについて利便性を高める工夫を考えたい。

●委員

墓参りに行きたいという思いが強いのは高齢者であり、親族に車を出してもらうのが申し訳なくなったり、バス利用が困難になったりして墓園から足が遠のく人が多くなり、結果として鶴越合葬墓の利用者が増えているのではないかと考えている。

以前から神戸市の特性に着目して発言しているが、戦後に移り住んでこられた方々が多く、かつ子孫が神戸市以外にいない方々が多いという特色が、鶴越合葬墓のできる前から合葬施設の利用が多いという合葬墓人気と結びつくのではないかと考えている。

面倒だからではなく、先祖を大事にしたいという思いから合葬墓にした方が安心だという思いがあるのではないかと考えている。なかなかお墓参りに行けないよりは合葬墓に入れた方が安心という思いがあるのではないかと考えている。安全・安心は大切であり、セーフティネットの取組は大事であると考えている。

●委員

更新が可能な期限付き墓地が掲載されており、私も公営の期限付き墓地について2カ所ほど知っているが、設置者の意図や資料に掲載されているような事項はまったく実現していない。更新が可能であるならば、期限付き墓地は普通のお墓と変わりがない。仮に期限付き墓地を導入するのであれば、更新は認めず期限後に引き取っていただくか、或いはその市の合葬墓に移すといった対応が必要かと思う。

今回論点に挙げられていなかったが、管理料について述べたい。市立墓園が希望する神戸市民すべてに供用できていない状況でありながら、今は神戸市民でない方がお墓を使い続けている状況は市民が不便な状況と言える。神戸市民以外には管理料を増して徴収してもよいのではないかと考えている。おそらく一般会計から管理料の一部を補填しているため、神戸市民全体に関わる問題であり、市民は葬られる権利を失っているのではないかと考えている。この問題は他市においても発生しており、神戸市が解決案の提示をすれば非常に先進的になると考えている。

●座長

北海道東神楽町の大雪霊園は合葬墓移行型有期限墓所となっており、10年単位で40年まで更新が可能である。また、使用期間が終了した場合は、墓所の使用権自体が町に移り、町が使用者に代わって町営合葬墓に移行させ、石材も撤去させる手筈になっている。

●委員

期限が切れた場合には、市に墓石の使用権を移すような特記事項や契約を交わしているのか。

●座長

詳細については存じ上げないが、そのようである。

●委員

であれば、普通の墓地でも墓石等の権利関係がネックで無縁改葬できない状況が、所有権の移行手続きで解消されるのではないか。期限付き墓地に限らず、所有権の移管を認める特記事項をつくることで対応できるのではないか。

●座長

墓所の上に建っている石は個人の所有だとする墓地が現状多い状況から、頭をやわらかくして新しいアイデアを出すような動きが必要かと感じた。

また管理料について、合葬墓などは、元市民や市民の親など幅広く認めているケースが多い。管理料について差を持たせる方法についても考えられる。

●委員

鶴越合葬墓を利用する場合、期限はないのか。

○事務局

鶴越合葬墓は、合葬施設と個別安置施設の二つに分かれており、合葬施設については期限なく入ったままになる。料金についても年間使用料は不要である。個別安置施設については、10年間埋蔵される納骨堂であり、期間中であれば遺骨の取り出しが可能である。

●委員

合葬墓に合葬した場合、施設がなくなるまでそこにあると考えてよいか。

○事務局

その通りである。

●委員

墓石の所有権について、法律論であるため様々な解釈があるが、墓地の使用権があることに対する、民法上の明認行為として墓石があり、使用権が失われれば墓石は妨害排除請求で撤去できるという考え方が主流である。実際、墓石の所有権の取り扱いについて法廷で議論されたことはない。

●座長

墓石の所有権の議論につなげたかったのではなく、一般的な運用の確認として申し上げた。

●委員

葬儀埋葬セーフティネットの事例紹介についても、先ほど議論のあった安心というところに繋がるような、非常に市民にとってよい取組であると感じた。ただ、公平に祀られる機会の提供という文章のみを見ると、かなり限定的に納骨と葬儀について取り上げられている。横須賀市の事例などはもう少し広く終活をとらえているように見受けられるが、墓園に関する事業ということで焦点を当てた記載にしたのか。終末期からお墓に入るところまでを連続して捉えることで、安心・安寧につながることで、長期に渡って有効な取組につながると考える。

○事務局

横須賀市の事例について、資料にないことを加筆する。

事業内の取組のひとつとしてリビングウィルが挙げられる。リビングウィルとは自身の終末期にどのような医療を受けたいかの意思表示を意味し、具体的には延命措置をするのかや胃ろうを受け入れるのかといった選択である。

事業においては、そのようなリビングウィルを申し込みの段階でご本人に書いていただき、考え方の変化にも随時対応を行っている。その意思表示の書類を市役所と葬儀会社が一通ずつ所有し、医療機関から尋ねられたときには医療機関に渡す手配も行う。

このような事業の実施検討については、委員のみなさまからもご意見を伺いたい。

●委員

どこまでを行政が担うか、低所得者や身寄りのない方に限るのかについては答えを持たないが、説明いただいた取組は墓地行政と一体化できるのではないかと考える。

●委員

冒頭の説明で、財産があって身寄りがいない人の死亡時に、その財産を使う上であるべき手続きについて分からなかった。申告の状態をつくるのか、誰かに遺言を託すのか。

○事務局

身寄りのない方の死亡時の対応は福祉部門が事業を行っているため、正確なことをお伝えできかねるが、財産があってそれを使って葬儀埋葬を行ってほしいと思われていても、法的な手続きがなければ行政はその財産を使用することはできず、行政からの出資で簡易的な葬儀を行うことになる。

横須賀市の事業においては、身寄りがいない方や親族と疎遠の方がそのような状態になる他、生前契約が忘れられるケースが起こる状況の中、死後に対する市からの担保が必要なのではという考え方から始められたと聞いている。このようなことは行政だからできることであり意味のある事業だと考えている。

●委員

生前に文書の作成などの手続きがなければ、財産は他者が扱えないものになってしまう。

○事務局

手続きとしては公正証書等の作成が必要となる。個人の意見として、身寄りがいない高齢者が公正証書等の作成を自力で行うのは難しい。行政の窓口に来ていただき、ご相談や事業者紹介をさせていただくことはハードルを低くすることにつながる。

●委員

窓口は健康福祉課となるのか。

○事務局

他市では福祉系の部局で行っているが、神戸市においては当局が行うことを考えている。

●委員

行政の窓口だけではなく、親しく信頼できる人に依頼できるような仕組みもあればよいと感じた。行政の仕事の簡素化や行政のみに頼らなくてよいという使用者への利点もあるのではないかと。

パートナーシップ制度に近いものとイメージしており、終末期の様々なことを頼る相手というのを決めておくことが長期的には求められるのではないかと考えている。

○事務局

本来的には共助の精神で地域社会の中で行うべきことだと思う。一方で、トラブルの発生について考えられる。行政が仕組みづくりを行う上で、1件でもそのようなケースが生まれることは問題となる。利用件数については、横須賀市に問い合わせたところ年間10件と伺っている。神戸市に照らし合わせても、負担になることはないのではと考えている。

●委員

後見人制度は、1人ではできない状態を解決するものであるが、その手前の相談について民生委員に相談が寄せられている状況がある。民生委員も公正証書の作成や立会人の手配までを行う立場にない。窓口の設置があればその紹介ができる。

●座長

NPOや任意団体等が生前契約等のサポートを行っている自治体もあると聞いている。

また、自身の発言した死の個人化の意図は資料での意味合いと異なる。自分で死後のことを決めないといけないまでは言えないと考えている。

●委員

「死後のことを考える時代」のような記述がよいのではないかと。決めないといけないのではなく、決めたいと思う人が増えている。

●委員

若い方は、財産は欲しいけど墓はいらないとはっきりしている。現在の議論が10、20年後に時代に即しているか、不安を感じる。若い方を教育する必要があると感じており、慎重に考えたい。

●座長

トイレの設備更新に関しては防犯の視点を加えることが必要だと思う。また、トイレについて洋式化やバリアフリー化が取り上げられているが、非常に具体的かつ着手している事業もあるかと思う。

神戸市立墓園のあり方を検討する会議ということで、大きなありかたを考えるものかと認識している。バリアフリー化は当たり前のこととして、LGBTの方や子ども連れでも使えるユニバーサルデザイン化のような言葉が幅広い意味を持たせられると考える。

○事務局

「誰でもトイレ」を整備することだと考える。

●座長

安全については重要であり、墓園以外では公園で昔から課題になっていた。墓地は人が少ない場所であるため、重視して考えなければならない。

共同墓地が挙げられたが、全国的に昔ながらの村落有墓地は残っており、維持管理が困難になっている。市が代わって運営を行う事例も多い。難しい状況かと思うが、神戸市の事情については存じ上げないため発言を控える。

●座長

死の社会化という用語の意味合いを教えていただきたい。

○事務局

死の個人化について「自分で生前に墓を考える時代の到来への対応」に紐づけており、死の社会化について「市民が公平に葬られる機会の提供」に紐づけているが、事前に先生方にお話を伺い、言葉がやや難しく良く捉えられない可能性があるというご指摘をいただいた。のちの資料では死の個人化・死の社会化という言葉を使わず、市民が公平に葬られる機会や生前にお墓を考える時代といった平易な言葉の使用を考えている。

●座長

社会学ではどのように捉えるのか。

●委員

簡単に言えば、個人が責任を持つのではなく、公があり、社会が責任を持つ状態を指す。保育の社会化と言え、子供を育てることについて家族だけで行うのではなく、保育園や地域社会などが行うという意味合いになる。

死に関しても今まで個人や家族が行っていることを今後公が担っていくという意味合いで提案したが、一般的に使われている言葉ではないため削除して良いと思う。

●座長

本委員会では死の尊厳や安寧を生前から死後にかけてどう保障するかが一番の論点に挙げられていると考えているが、それをどういった言葉でまとめるか考えている。今は「市民が公平に葬られる機会の提供」という言葉で表現されていると思う。

○事務局

先ほどリビングウィルについて述べたが、ご家族がいる場合はアドバンス・ケア・プランニングとって家族間で話し合いを進める活動がある。その際問題とされるのが、ご本人が延命措置等の医療措置を望まない場合でも、意思確認がとれない状態になってから親戚の意見で医療措置を行うか決まってしまう現状がある。

ご本人の終末期や死後についてはご本人の意思が一番に尊重されるべきと考えており、そのために高齢化社会において早めにご本人の意思を残しておくことが重要になると考える。

●委員

死については個人が考える時代であるという記載がある一方、それができない人に市が下支えするという事も述べられている。死の個人化を実現するにあたっては、受け皿となる社会が死者の意図をくみ上げて、社会においてできる範囲で実践するのか。良いところどりのことが述べられた図であると感じる。

○事務局

身寄りのない方の死後は、意思をお聞きすることはできないため、それを誰が担うかという点から事業が始まっていると認識している。

●委員

横須賀市の事業には二つ柱があり、資料にご提示いただいたエンディングサポート事業の他の終活登録事業は全市民対象である。

市民の意思を、バックアップするサポートを行うというのが横須賀市の考え方であるため、意思のない人について積極的にサポートすることは考えられていない。皆を助けるサービスの提供ではなく、自身で意思を持っており、その表明が難しくなった場合に意思の伝達を行っている。市民の自主性を下支えするようなイメージとご理解いただければと思う。

●委員

死後の措置に関しては個々の人生観が深く関わる。自身は死後は何も言い残さず、子どもが思いを及ばせながら思うように行ってもらえると思っているが、死者の意向について家庭裁判所等で争われているなか、死後の自己決定権を振りかざすのはどうなのか。

●委員

死後の自己決定権について重んじる制度ではなく、子孫にゆだねるという考え方は尊重される。

なぜ終活登録制度が必要かという点、亡くなった方の先祖の墓がどこにあるか、近所の人は知らないため、無縁墓に入らざるを得ないということが発生している現状があるためである。死後に入るお墓を登録することで、市が遺族などに情報伝達を行うが、その先のご遺族の意思決定に関しては、市が関わるものではない。

●委員

必ずしも自身の死後に対し決める必要はないのではないか。

●委員

法務局で遺言書を預けることが可能であるが、死後に誰がそれをお知らせするかについては隣近所の付き合いがあるかないかが重要になる。人間関係を重んじ、密に付き合いをすることはお墓についてではなく様々なことに言えるかと思う。

●委員

生前に周りの人と話をしていれば、死後も意思を持っていた形をかなえてもらうこと

はできるのではないか。

●委員

隣近所や親族でも墓の所在に関して知らないということはしばしばあるかと思う。考えるべきといった大きな話ではなく、例えばお墓がどこにあるか、誰に連絡をとってもらいたいのか、いざという時にどのようにして欲しいのかなど、事前に登録しようという趣旨の制度である。

○事務局

高齢者の緊急連絡先と同じ考え方であり、他者がそれを参照すれば連絡が可能であるというものである。

●委員

市役所が管理や責任について引き受けるものではない。遺族の意思は尊重される。

●委員

行政に責任を転嫁すること自体が間違っている。

●委員

横須賀市以外のその他の事例についても、意図や趣旨、あるいは前提条件について確認が必要かと思う。

○事務局

わかりやすい記載を心掛ける。

●委員

実現すれば政令指定都市では第一号となるため、ぜひ検討いただきたい。

●座長

対象を低所得者に限り所得の制限を設けるかどうかについて思案している。大和市については所得制限がないが、今回実現を検討しているものと意図が異なるのではないかと考えている。

●委員

所得制限については、葬儀屋の民業圧迫を防ぐため設けているかと思う。

○事務局

その通り横須賀市からもお聞きしている。

●座長

本委員会については、今後のあり方を検討する必要はないのか。2つトピックを挙げさせていただく。

1点目は婚姻制度について、男女間での婚姻を望まない方がおられる。神戸市においては、パートナーシップ制度は導入しているのか。

○事務局

検討中であり、導入には至っていない。

●座長

男女間に限らず配偶者に代わるパートナーとして認めるというパートナーシップ制度については導入を行っている自治体があるが、お墓については対応が十分なされていない状況かと思う。

以前、一人っ子同士の結婚に対応するため両家墓が台頭したが、パートナーシップ制度に対応した、家に縛られない墓についての話が台頭する可能死がある。現に、海外ではそういった事例がある。

○事務局

誰をお墓に納骨するかについて、神戸市は親族に限っているわけではないため、市が立ち入るところではないと認識している。

しかし、続柄については営利目的での利用を防ぐ意図で確認しており、まったく縁のない人でなければお断りはしていない。

●座長

利用の際提出する書類はないのか。

○事務局

続柄を示す書類や、戸籍をいただいている。

●座長

戸籍上問題がなければ、例えば同性同士の埋蔵は可能なのか。

○事務局

戸籍上の続柄など関係性が確認できるものがあれば、問題がないと考えている。

その対応については、パートナーシップ制度自体の設計に関わってくるため、現時点では議論が難しい。

●座長

現時点では、そのようなケースはお断りしているのか。

○事務局

一元的なお断りはしていないと認識している。様々な事情を抱える人がいらっしやる中で、事情をお聞きして対応を行っている。

営利目的で無関係の方を納骨するということが見受けられれば、限定的にお断りをしている。また、ペットの納骨に関してもお断りしている状況である。

●委員

金儲けをもくろむ人もいるため、親族が基本で、きちんと認められる人だと考えているということなのだろう。

○事務局

例えば、内縁同士であるという申し出があれば、多少把握できるものをご用意いただくことは行っている。口頭のみでは明確にわからず、営利目的の使用を排除することが難しいからである。

●委員

事実婚については認めているのか。

○事務局

認めている。

●座長

そのような自治体ばかりではないかと思う。

●委員

NPOの代表者が各地の墓地と契約を行い、利用者はNPOを通して代表者名義の墓を利用し、それに金銭のやり取りが発生している、非常に商業的な例を存じ上げている。そのような事例については墓地埋葬法第13条に基づいて対処することができる。このような現状を踏まえた議論が必要なのではないか。

●座長

2点目について、デジタル社会に対応したお墓の課題などがあるか議論を行いたい。合葬墓等の記名をデータ管理する事例や、樹木葬等でタブレット端末を貸し出し故人の思い出を偲ぶために役立てるといった情報提供を行う事例がある。

○事務局

そのようなご意見もいただければと思う。

今回の資料について、記載したものは速やかに課題解決を行うという考えのもと記載を行っている。

●委員

故人の思い出を振り返ることができるアプリが開発されている。のちに事務局に情報提供を行うため、是非インストールをして使っていただきたい。

●座長

ぜひ情報提供をいただきたい。

●委員

デジタルの導入については費用がかかるため、公共が担うのは困難ではないか。

●座長

自身が知る事例は、両方が公共のものである。

●委員

いずれこのような議論は発生し、墓地に行き先祖を敬うことや墓じまいなどとも関係する話かと思う。

●委員

デジタル関係のオプションについては、園内の交通など様々に考えられるが、受益者負担が原則であるため、当委員会では最低限のセーフティネットとしてのお墓の提供に限るべきかと思う。木や花が生えてきれいなお墓がよいのは明確だが、税金の使用がある以上、民間と公共の役割が異なるという着地を行った方がよいのではないか。

●座長

社会が進んでいく中で、墓園とどのような接点が生まれるかを意図して提示を行っている次第である。

●委員

一番理想的なのは入口にカート置いて、交通利便性を良くすることかと思う。費用を投じれば利便性は高くなるが、公共である以上実現できないこともあるのではないか。

●委員

市営墓地は都市計画で公園としての位置付けの墓地公園であるため、その上での計画規準がある。また、昔から管理されてきた経緯もあるかと思う。

●委員

発言の意図としては、薔薇の木を区画に植えるなどのカスタマイズが民間霊園等で行われているが、そのような多様なニーズに対応するという方針にはしなくてもよいのではないか。

●座長

先のことを考えて、対応が必要な部分もあればいらぬ部分もあるかと思う。例えば、散骨や形のないお墓など無形化の墓地というあり方があるが、継承の問題が不要になる。多様化に対しては様々な対応が考えられるが、神戸市らしい公営墓地としてのあり方を意

識すべきと考える。

●委員

民間と公共について、運営を行う上での考え方が異なることは意識すべきかと思う。

●座長

今回、自身の意見を述べると同時に様々なご意見をいただいた。次回も、活発な議論を進めていきたいと考えているため、ご協力をお願いしたい。